

平成 2 4 年第 1 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 1 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 2 4 年 3 月 6 日）	頁
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員指名	4
○日程第 2 会期決定	4
○日程第 3 議長報告	4
○日程第 4 行政報告	4
○日程第 5 平成 2 4 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針	
議案第 1 号 平成 2 4 年度滝川市一般会計予算	
議案第 2 号 平成 2 4 年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 2 4 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
議案第 4 号 平成 2 4 年度滝川市介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成 2 4 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 6 号 平成 2 4 年度滝川市下水道事業会計予算	
議案第 7 号 平成 2 4 年度滝川市病院事業会計予算	
議案第 1 2 号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第 1 3 号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第 1 4 号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第 1 5 号 滝川市教育支援センター条例	
議案第 1 6 号 滝川市における児童福祉法第 6 2 条の 7 の規定に基づく過料に関する条例	
議案第 1 7 号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	
議案第 1 8 号 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	
議案第 1 9 号 滝川市基金条例の一部を改正する条例	
議案第 2 0 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	
議案第 2 1 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例	
議案第 2 2 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例	

議案第 2 3 号	滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例	
議案第 2 4 号	滝川市営住宅条例の一部を改正する条例	
議案第 2 5 号	滝川市都市公園条例の一部を改正する条例	
議案第 2 6 号	滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 2 7 号	滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）	
議案第 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（保育所）	
議案第 3 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）	
議案第 3 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）	
議案第 3 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）	
議案第 3 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）	
議案第 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（就労継続支援施設）	
議案第 3 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）	6
○散会宣告		3 9

第 2 日 目（平成 2 4 年 3 月 7 日）

○開議宣告		4 3
○日程第 1	会議録署名議員指名	4 3
○日程第 2	議案第 8 号 平成 2 3 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）	4 3
○日程第 3	議案第 9 号 平成 2 3 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 2
○日程第 4	議案第 1 0 号 平成 2 3 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 5
○日程第 5	議案第 1 1 号 平成 2 3 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	5 7
○日程第 6	議案第 3 6 号 副市長の選任について	6 0
○日程第 7	議案第 3 7 号 教育委員会委員の任命について	6 1
○日程第 8	議案第 3 8 号 公平委員会委員の選任について	6 2
○日程第 9	議案第 3 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 2
○日程第 1 0	議案第 4 0 号 市道路線の認定について	6 3

○休会の件について	6 4
○散会宣告	6 4

第8日目（平成24年3月13日）

○開議宣告	6 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	6 9
○発言の訂正について	6 9
○日程第 2 平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表 質問	6 9
17番 大谷久美子君	6 9
12番 山口清悦君	8 8
9番 三上裕久君	9 8
○延会の件について	1 1 1
○延会宣告	1 1 1

第9日目（平成24年3月14日）

○開議宣告	1 1 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 1 5
○日程第 2 平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問	1 1 5
2番 清水雅人君	1 1 5
1番 渡辺精郎君	1 2 4
○日程第 3 議案第41号 予算審査特別委員会の設置について 選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選 任について	1 3 3
○休会の件について	1 3 3
○散会宣告	1 3 3

第18日目（平成24年3月23日）

○開議宣告	1 3 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 3 9
○日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 3 9
○日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 4 0
○日程第 4 議案第42号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第6号）	1 4 2
○日程第 5 議案第43号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第1号） 議案第44号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）	

	議案第 4 5 号	平成 2 4 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 4 6 号	平成 2 4 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 4 7 号	平成 2 4 年度滝川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 4 8 号	平成 2 4 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 4 9 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例—	1 5 1
○日程第 6	報告第 1 号	監査報告について	
	報告第 2 号	例月現金出納検査報告について—————	1 5 8
○日程第 7	意見書案第 1 号	父子家庭支援策の拡充を求める要望意見書	
	意見書案第 2 号	基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める要望意見書	
	意見書案第 3 号	道民の合意形成なしでの泊原子力発電所の再稼働は行わないことを求める要望意見書	
	意見書案第 4 号	国の出先機関改革に関する要望意見書—————	1 5 9
○日程第 8	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について—————		1 6 0
○市長あいさつ	—————		1 6 0
○閉会宣告	—————		1 6 1

平成24年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成24年 3月 6日（火）

午前10時00分 開 会

午後 1時33分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成24年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成24年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成24年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成24年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 7号 平成24年度滝川市病院事業会計予算

議案第12号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第13号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第14号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第15号 滝川市教育支援センター条例

議案第16号 滝川市における児童福祉法第62条の7の規定に基づく過料に関する条例

議案第17号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第18号 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第19号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

- 議案第 22 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
 議案第 23 号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例
 議案第 24 号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例
 議案第 25 号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
 議案第 26 号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 27 号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）
 議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
 議案第 30 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
 議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）
 議案第 32 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
 議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（就労継続支援施設）
 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

○出席議員 （18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	清 水 雅 人 君
3 番	水 口 典 一 君	4 番	坂 井 英 明 君
5 番	渡 邊 龍 之 君	6 番	小 野 保 之 君
7 番	木 下 八重子 君	8 番	山 本 正 信 君
9 番	三 上 裕 久 君	10 番	堀 重 雄 君
11 番	関 藤 龍 也 君	12 番	山 口 清 悦 君
13 番	田 村 勇 君	14 番	井 上 正 雄 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	大 谷 久美子 君	18 番	窪之内 美知代 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
総 括 理 事 兼	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
会 計 管 理 者	高 橋 一 昭 君	総 務 部 参 事	居 林 俊 男 君
総 務 部 次 長			

市民生活部参事 庄 野 雅 洋 君
 保健福祉部次長 佐々木 哲 君
 経 済 部 参 事 千 田 史 朗 君
 農 政 部 次 長 中 島 隆 宏 君
 建 設 部 長 大 平 正 一 君
 教 育 部 長 舘 敏 弘 君
 教育部指導参事 四十九院 正満 君
 病院事務部長 鈴 木 靖 夫 君

保健福祉部長 橘 弘 恭 君
 経 済 部 長 五十嵐 千夏雄 君
 農 政 部 長 若 山 重 樹 君
 農 政 部 参 事 多 田 幸 秀 君
 建 設 部 技 監 三 谷 文 彰 君
 教 育 部 次 長 河 野 敏 昭 君
 監 査 事 務 局 長 堀 下 博 正 君
 病院事務部次長 田 湯 宏 昌 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 中 嶋 康 雄 君
 副 主 幹 寺 嶋 悟 君

次 長 菊 井 弘 志 君
 書 記 村 井 理 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成24年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日から来る3月23日までの18日間、平成24年第1回滝川市議会定例会が招集されまして、平成24年度各会計の予算案及び関連議案、平成23年度の補正予算案等についてご審議をいただくわけでありますけれども、私にとって初めての予算案の提案となります。市民の皆様には幾つかのお約束をさせていただいて市長としての職につかせていただき、それらのうち幾つかを盛り込ませていただいた予算案であります。ご提案を申し上げます各議案につきましても、市政執行方針及び予算大綱説明のほか、所管から詳しくご説明申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、お手元に印刷配付をさせていただいております行政報告、平成23年12月6日から2月28日までの間につきましてご一読を賜りたいと存じますが、特にこの中で補足してご報告申し上げますものと、さらにまたその後の事項につきまして何点か口頭でご説明を申し上げます。

1点目ですが、公募による副市長候補者の選考についてご報告します。私の政策の一つであります滝川の営業マンとなる副市長の公募につきましては、昨年秋より公募を進め、全国から125名の方にご応募をいただきました。書類選考と民間有識者による個別面接を行い、去る2月6日に副市長候補者として、さいたま市在住の鈴木光一氏に決定させていただいたところです。本定例会に選任議案を上程させていただきますので、ご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いする次第であります。

2点目ですが、中空知5市5町による戸籍システムの共同利用についてご報告します。平成21年に中空知5市5町と空知総合振興局とで構成される中空知地域広域連携研究会が設置され、関係市町が連携、協力して取り組むことが可能な共同化事務について模索してきたところですが、その成果としてこれまで消費者相談、旅券の発給申請、交付、図書館のネットワーク事業などに取り組んできたところです。これらの取り組みを踏まえて、次なるステップとして昨年3月から戸籍システムの共同利用について検討を進めてきたところであり、2月13日開催の中空知広域市町村圏組合理事会において、既に戸籍の電算化を実施している滝川市に共同利用するサーバーを設置し、5市5町の参加のもと共同化を進めること、時期については平成25年秋の稼働を目指すことで合意を得たところです。今後構成市町の戸籍事務主管課長で構成する協議会においてシステムの選定や運用方法、業者選定、事務委託に関する規約の整備などについて検討を進めることになっております。

3点目ですが、滝川市廃棄物減量等推進審議会の答申についてご報告します。当市におきましては、平成15年にごみ処理手数料の従量制と新たなごみの分別方式を導入したところではありますが、9年を経る中においてさまざまな部分において状況変化が生じているところであります。このような現状下において、昨年7月28日に滝川市廃棄物減量等推進審議会に廃棄物のさらなる減量化、資源化方策についてとごみ処理手数料の適正な市民負担についての2点についてご審議をいただくため、諮問をさせていただきました。審議会における審議状況につきましては、その都度所管の常任委員会に報告をさせていただいておりますが、全体で9回の審議をいただき、2月29日に答申をいただきました。今後は、答申内容を十分に踏まえ、廃棄物のさらなる減量化、資源化及びごみ処理経費に対する適正な市民負担について検討し、市長としての考えを整理し、しかるべき時期に議会の皆様にご提案させていただきたいと考えているところであります。

最後に、行政報告の対象期間後の事項ではありますが、中華人民共和国黒竜江省ジャムス市、孫市長ほか3名の市長表敬訪問についてご報告します。3月2日金曜日に、昨年10月に吉井副市長ら2名が現地視察した中華人民共和国黒竜江省ジャムス市の孫市長ほか3名が札幌市におけるジャムス市プロモーションのため来道された際に、急遽滝川市を訪れたいということで表敬訪問に来られました。ジャムス市としては積極的に当市との交流を進めたいということでありましたが、ジャ

ムス市につきましては人口253万人、面積3万2,700平方キロメートルの大変大きなまちでありますことから、今後の交流のあり方を議会の皆様、市民の皆様とともに考え、方向性を見出していきたいと考えているところであります。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 続きまして、私のほうから2点ご報告を申し上げます。

最初は、滝川市の温水プールについてですが、昭和60年の開館から既に27年が経過をし、施設の躯体や設備の老朽化が激しく、改修費用を積算した結果、約2億円の大規模改修が必要なことから、温水プールを存続させるために指定管理制度やPFI、貸与、売却、譲渡などさまざまな方法について検討してまいりました。その結果、滝川市温水プールを民間移管することとして、2月15日に公募の開始をいたしました。公募の条件は、現在のままの状態建物及び土地を無償譲渡し、最低9コースのプールを残すこととして、民間独自の魅力をプラスした大規模改修等の提案をしていただく公募型プロポーザル方式で行うこととしています。民間に移管後は、これまでと同様に市民が健康増進を図るため、さらに学校の水泳授業や夏休み中の水泳体験事業ができるよう、専用コースとして3コースを確保していただくことを条件としています。2月22日に開催しました現地説明会には4企業、3グループの参加がありました。公募の締め切りを3月15日としておりますので、事業者が決定しましたら、無償譲渡について議会の議決が必要となりますことから、改めてご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、東栄小学校の東小学校への統合の状況についてですが、東栄小学校の子供たちは4月からスクールバスで東小学校に登校することになりますが、スクールバスの運行ルートにつきましては東栄小学校の保護者と意見交換を重ね、昨年11月21日には保護者を対象としたスクールバスの体験試乗を経て、運行ルートと乗車箇所の設定を行いました。3月1日には、実際に東栄小学校の児童を対象として体験試乗を実際の登校時間に合わせて実施をいたしました。体験試乗には24年度に新入生となります2名を含めて28名の児童が参加をし、バスには児童の安全への配慮のため、教育委員会職員のほか、東小学校から2名の教員と東栄小学校から校長先生が乗車いたしました。子供たちは多少緊張した面持ちでしたが、無事体験試乗を終えることができました。教育委員会といたしましては、東栄小学校の子供たちが4月から安全に東小学校に登校できるよう、スクールバスの運行に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

以上2点、教育委員会としての報告とさせていただきます。

○議長 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成24年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成24年度滝川市介護保険特別会計予算

- 議案第 5 号 平成 24 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 24 年度滝川市下水道事業会計予算
- 議案第 7 号 平成 24 年度滝川市病院事業会計予算
- 議案第 12 号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第 13 号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第 14 号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第 15 号 滝川市教育支援センター条例
- 議案第 16 号 滝川市における児童福祉法第 62 条の 7 の規定に基づく過料に関する条例
- 議案第 17 号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 議案第 18 号 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 議案第 19 号 滝川市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 26 号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）
- 議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
- 議案第 30 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
- 議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）
- 議案第 32 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
- 議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センタ

一)

議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（就労継続支援施設）

議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

○議長 日程第 5、平成 24 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成 24 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第 1 号から第 7 号までの各会計予算、議案第 12 号から第 35 号までの予算関連議案、以上 31 件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第 1 号から第 7 号までの各会計予算については、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成 24 年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成 24 年第 1 回滝川市議会定例会の開会に当たり、平成 24 年度の市政の基本方針と施策の概要、予算の大綱など市政執行についての考え方を申し上げます。

私が市長に就任してから 10 カ月が過ぎました。

私は、滝川市では 52 年ぶりの民間出身の市長として、民間感覚を取り入れた行政運営、市民の皆様が誇りを持って暮らすことができるまちになるようにという強い思いを持って、まちづくりに取り組んでまいりました。

これまで、北海道で初めての「副市長の全国公募」を初め、「白鵬米」のブランド化や台湾での農産物の販路拡大及び観光 PR キャンペーン、「石狩川流域圏会議」の設立のほか広域連携の推進、被災地支援、1 日当たり平均乗降客数 3,000 人規模の基準では北海道初となる「JR 滝川駅舎バリアフリー化事業」、北海道でも先進的な「滝川市空き家等の適正管理に関する条例」の制定、「市立図書館」や「まちづくりセンター」の街なかへの移転などの取り組みを積極的に進めてまいりました。

2 年目の市政運営の始まりに当たり、そのかじ取りを託された責任者として、滝川市の未来を切り開くため、さまざまな地域の課題解決に積極的に挑んでいく決意を新たにしているところです。

東日本大震災からはや 1 年が過ぎようとしています。被災地では、悲しみの中に明るい未来に向けて着実に復興の歩みが続けられています。

私は、今年の展望として、「興」という一字を掲げました。屯田兵によって滝川の礎が築かれてから 122 年が経過いたしました。その思いをしっかりと受け継ぎ、みずからの力で経済を興し、農業を興し、自信と誇りを興すなど、滝川市からさまざまなことを興していきたいと考えています。

将来を担う子供たちに夢と希望を持つことができるまちづくりを進めていくために、未来に向けて挑戦していく所存です。

まず、新年度における市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

日本国内は本格的な人口減少社会へ移行し、国内市場の縮小や労働人口の減少、高齢化に伴う社

会保障費の増加など、これまでの人口増加や右肩上がりの経済成長を前提としたさまざまな仕組みの抜本的な見直しが急務となっています。

また、慢性的なデフレの影響や雇用情勢の悪化、個人消費の低迷や公共事業の減少など、経済情勢も依然厳しい状況にあります。

さらに、我が国の財政赤字は年々増大し、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）といった将来を左右する課題もあり、社会全体が先行きの見えない不安や閉塞感に包まれていると考えます。

このような状況の中で、持続的にまちが発展していくためには、厳しい状況をどのように乗り越えていくかということを市民一人一人が真剣に考えていく必要があります。

夢と希望を持ってまちづくりを進めていくために、この直面する困難な状況を、成長するための機会としてとらえ、知恵と力を出し合って、新しい滝川市の創造につなげていきたいと考えています。

平成２４年度は、まちづくりの羅針盤とも言える「滝川市総合計画」がスタートする大変重要な一年となります。

滝川市の豊かな自然、すぐれた農村景観、歴史や文化、産業など、先人から受け継ぎ、培ってきたすばらしい財産を地域の誇りとして守りながら、都市地域と農村地域の調和を図り、豊かな地域資源を活用して、道内外・海外からの集客・交流を促進しにぎわいと活力のある「世界に誇れる国際田園都市」を築いていきます。

「副市長の全国公募」では、滝川市のまちづくりの理念や姿勢にご理解を賜り、全国から多くの方々に応募いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

今議会で同意をいただければ、４月からは副市長２名体制で、私の政策提言を具現化する執行体制が強化されます。

公募副市長には、これまでの経験や人脈を生かし、企業誘致やコンベンション誘致、滝川の生産物の販路拡大など地域経済の活性化に取り組んでもらうとともに、コスト意識など民間感覚を取り入れた市役所改革に持てる力を最大限発揮していただきますが、応募いただいた方々の熱意に恥じないよう、しっかりとまちづくりを進めてまいります。

しかしながら、市役所の努力だけではこのまちの発展はありません。民間の力だけでもこのまちの発展はありません。私は、民と官が一体となってこそ初めて滝川市が発展すると考えています。

将来にわたって、滝川市が発展していくためには、市民、団体、企業、行政それぞれが連携し、情熱と勇気を持って果敢に挑戦していく必要があると思います。

そのためには、私を初め職員が現場に入り、市民の皆様とともに知恵を絞り、汗をかきながら取り組んでいく必要があると考えます。

また、広域行政については、中空知、空知、北海道全体での滝川市の責任や役割を踏まえ、広域的な連携やネットワークにより交通、観光振興、防災などの取り組みを進めていく必要があると考えています。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について申し上げます。

平成２４年度は、総合計画スタートの年となります。厳しい財政状況ではありますが、直面して

いるさまざまな課題の解決に向け、産業支援など地域経済活性化対策のほか、子育て支援の充実、高齢者の見守りや健康づくりの充実強化、既存公共施設の有効活用、次世代エネルギー対策などに特に力を入れて取り組みます。

また、いわゆる「イレブンプラスワン」の政策提言については、市長就任後、今日までの間、半数以上着手してきたところです。時間を要するものもありますが、市民の皆様にお示しした「民間企業感覚を取り入れた市役所改革」「明日を担う子どもたちへの重点投資」「お年寄りや体の不自由な方にはやさしさと住みやすさ」「新たなたきかわブランドの創出・発信」の4つの目標を踏まえ、実現に向けて着実に取り組んでまいります。

次に7つの柱に基づき、施策の概要を申し上げます。

最初に、市民との対話によるまちづくりについてです。

地域資源などを生かし地域振興にみずから取り組む地域づくりの一環として、平成25年度の東滝川地区転作研修センターに併設する体育館整備に向けた実施設計を行うとともに、地域コミュニティ活動の推進と避難所の確保のため、東栄小学校体育館を地区福祉会館として活用します。

また、引き続き「東滝川地域の振興を考える懇談会」において、地域振興策の検討を行うほか、江部乙地域における、地域の皆様とともに地域振興策を考える組織の設立を支援します。

市民の皆様との対話を通じ、市政に要望・意見を反映させるため、町内会や企業・団体とのまちづくり懇談会を積極的に開催します。

市民活動の拠点であるまちづくりセンターにおいて、団体の主体的活動や団体相互の連携を支援し、活発な市民活動を推進するとともに、より多くの団体が「未来へつなぐ市民税1%事業」を利用できるよう助成メニューを見直し、市民活動の拡大に取り組みます。

男女が平等に参画する豊かな地域づくりを進めるため、「男女共同参画計画策定検討会議（仮称）」を設置し、男女共同参画推進の長期的な活動計画を策定します。

次は、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについてです。

平成22年度に策定した「滝川市都市計画マスタープラン」、「滝川市都市交通マスタープラン」に基づく都市づくりを進めるため、平成24年度に土地利用・都市計画道路・公園の都市計画決定に向けた変更手続を行うとともに、都市計画街路西2号通の工事实施に向け、土地区画整理事業の調査を実施します。

市道の整備については、新規路線として朝日町東574号線など3路線に着手し、朝日町黄金町東601号線などの5路線の継続路線と合わせて1,025メートルの整備を行うほか、東1線の歩道造成を継続して行い、歩行者の安全確保に努めます。

また、平成23年度に実施した「橋梁点検調査」の結果をもとに、「橋梁長寿命化計画」を策定します。

街区公園につきましては、「さくら公園」の再整備、「しらかば公園」ほか5公園の老朽化した遊具の改築工事を行うほか、地域の要望や意見を取り入れ「東滝川公園」の再整備計画を策定します。

公営住宅については、泉町団地第三期1棟10戸、東町団地第一期1棟30戸の建てかえ事業を

行うほか、市営住宅長寿命化計画に基づき、滝の川団地を対象として中層耐火住宅の修繕工事を実施します。

河川の水質を保全するため、旧合流式下水道区域の分流化工事1.56ヘクタールを実施します。

中心市街地活性化については、「滝川市中心市街地活性化基本計画」が平成25年3月末をもって認定期間を終えますが、中心市街地活性化の目標達成に向け、市立図書館や市立病院、まちづくりセンター、滝川市商店街振興組合連合会が実施するくつろぎ処、コミュニティレストラン、チャレンジショップと商店街との連携により、中心市街地のにぎわいを高めます。

また、にぎわいと元気あふれる商店街を形成していくため、商店街等が主体的に行う集客力向上や販売促進を目的とした事業に対する支援制度を創設するとともに、空き店舗を活用した高齢者のくつろぎ処「まちぷら」を、滝川市商店街振興組合連合会と障がい者団体が構成される「（仮称）まちぷら実行委員会」へ継承し、軽食事業及び高齢者等への昼食宅配サービスなどの新たな取り組みを支援します。

中心市街地の大型空き店舗対策やアーケード等の商店街共同環境施設の維持管理の課題解決に向けた「中心市街地活性化協議会」の取り組みを継続支援します。

高齢者への安全・安心な居住環境の提供と街なか居住の推進に向けて、利便性の高い街なかサービス付き高齢者向け住宅の整備を促進する施策について検討するとともに、子育て世帯の優良な戸建て住宅ストックの活用促進に向けて、住みかえ支援策の検討を進めます。

厳しい財政状況を踏まえ、計画的に公共施設の改修等を進めるため、公共施設現況調査をもとに公共施設維持管理台帳を作成するとともに、改修費の算定などにより施設ごとの活用等の方針を定め、「公共施設維持管理計画」を策定します。

3点目は、誰もが住みよい安心安全なまちづくりについてです。

平成23年度は台風のため行うことができませんでしたが、災害に強いまちづくりを目指し、災害発生時に行政、市民、民間機関がお互いの役割に応じて対応していくため、滝川地区地域防災施設（川の科学館）において市民協働型の水防総合訓練を実施するとともに、災害時における初動体制の強化と対応能力向上を図るため、防災関係機関参加のもと滝川市災害対策本部図上訓練を行います。

災害発生直後の市民生活の確保に向けて、食料・生活必需品・暖房器具など必要な物資の備蓄を計画的に進め、企業等との「災害時応援協定」の締結を推進します。

東日本大震災の被災に遭った岩手県宮古市に対し、昨年に引き続き、息の長い復興支援策として、市民団体とともに必要な支援を行うほか、大規模災害発生時における職員派遣や食料・生活必需品の提供など幅広い相互支援に向けて、友好親善都市などとの相互応援協定を締結します。

近年頻発しているゲリラ豪雨や長雨に備えるため、「旧北海道立滝川高等技術専門学校」を活用し、浸水対策や内水排除など災害時に必要な土木資材や備蓄資材を保管する防災倉庫を整備します。

石狩川丘陵堤の整備を推進するため、有明町の一部地域の地籍整備を実施するとともに、石狩川丘陵堤の整備及び江部乙川河川改修、ラウネ川河川改修、西滝川排水機場改築の早期完成に向けて、国・道など関係機関へ要望します。

また、平成２２年度のゲリラ豪雨被害を踏まえ、水害対策として、銀川の護岸改修工事を実施します。

「滝川市バリアフリー基本構想」に基づき、市道鈴蘭通り線歩道部分のバリアフリー化に着手するほか、道道滝川停車場線の早期完成や駅前広場の再整備の早期着手に向けて関係機関との協議や要望を進め、高齢者や障がい者などだれにも優しいまちづくりを目指します。

市立病院については、地域の基幹病院として安定的な医療を提供するため、７対１看護体制の維持や医療機器の更新を行い、市民が安心できる医療体制を充実するとともに、経営分析を行い、引き続き健全経営に努めます。

また、医師・看護師などの確保対策として、院内保育所を４月１日に開設します。

平成２３年度に策定した「第５期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して健やかに暮らせるように総合的な保健福祉施策を実施します。特に在宅生活の支援に向け、「家族介護用品支給事業」「リフト付きタクシー等利用料助成事業」のほか、認知症予防事業として「すっきりいきいき頭の健康教室」を実施するとともに、単身高齢者世帯などへの安否確認を行う「高齢者見守り支援センター事業」を滝川市社会福祉協議会に委託し実施します。

障がいの有無にかかわらず、市民すべてが人権と個性を尊重し合い、ともに生きる社会の実現を目指すために、「第３期滝川市障がい者計画」を策定します。

消防体制を充実するため、平成２２年度に購入した「水槽付消防ポンプ車」を消火効率がよい泡消火装置と夜間作業のための照明装置を備えた車両に更新します。

滝川消防団第四分団詰所の改修については、東滝川地区転作研修センターに併設する体育館と合築するための実施設計を行います。

消防広域化については、消防体制の効率化や基盤の強化のほか、大規模災害への対応を図るため、滝川地区と赤平市、芦別市との広域化実現に向けて、さらに検討を進めます。

大規模災害での応援体制の強化、電波の有効活用の観点から、消防救急無線のすべてをデジタル方式へ移行する整備を行います。

「滝川市空き家等の適正管理に関する条例」の施行に伴い、空き家対策検討会議を設置し、管理不全の状態となった空き家等による被害防止に努めます。

４点目は、元気な産業と活力あるまちづくりについてです。

企業誘致については、「滝川市産業活性化協議会」など関係団体や外部協力者と連携し、情報収集を行うとともに、公募副市長の経験や人脈を生かし積極的な企業誘致活動を行います。

また、地元企業の事業拡大に結びつく誘致活動の促進や、地場製品の活用の可能性が高い企業へ働きかけを行うとともに、企業ニーズを踏まえた優遇支援策の検討を進めます。

環境・エネルギー分野、ＩＴ分野、健康関連分野など今後の市場拡大や技術革新が望める分野において官民共同の研究会の設置を促進し、事業の芽の掘り起こしに努めます。

地産地消の取り組みについては、「滝川地産地消ふるさとづくり協議会」と連携し、軽トラ市など直売イベントの実施や市内小売店・飲食店における地元食材の一層の活用を働きかけるなど、生

産者と消費者との交流の機会の拡大に努めるとともに、農・商・工・消費者との連携によるＳＰＦ豚や滝川産小麦などを活用した新たな商品開発に取り組みます。

また、市内児童による地元農産物の収穫体験や親子での料理教室の開催など、家庭において地元の食材への理解や親しみ、愛着を深める事業を実施します。

札幌や東京などで開催される全道・全国規模の物産展などＰＲ効果の高い機会をとらえ積極的に参加し、地元農畜産物販売のプロモーション活動を行います。

また、農業者が加工・販売等も行う６次産業化については、国の支援制度の活用を視野に入れ推進します。

農地排水整備支援事業、新規就農者育成確保事業の既存補助事業に、エゾシカ被害防止のための電牧さくを設置や直売用野菜の生産を目的としたハウスの設置、農業者みずからのスキルアップを目的とした活動を支援する新たな助成制度を加え、農業者が抱える個々の課題に対応できるよう制度を統合化した「滝川市元気な農業づくり補助制度」を創設します。

将来の滝川市農業の担い手を育成・確保するため、農業経験の浅い農業後継者等を対象に、生産技術や経営管理技術の習得など実践的かつ総合的な研修を行う「滝川農業塾」を新たに開設します。

菜種収穫量の減少の要因となっている「菌核病」の防除に必要な農薬の登録に向けた取り組みを推進し、菜種の畑作における輪作体系の確立を図ります。

平成２３年に策定した「北海道立畜産試験場滝川試験地跡地利用計画」に基づき、農業を核とした６次産業化事業を推進するため、個別企業への訪問、誘致活動を実施し、計画的に跡地利用を推進します。

農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めるため、滝川東地区、江部乙西地区、滝川西地区、江部乙北地区に引き続き、江部乙北西地区で道営土地改良事業に着工し、西南８丁目地区において調査・設計に着手するほか、西南７丁目地区で事業計画策定のための調査に着手します。これらの事業の推進に当たっては、「食料供給基盤強化特別対策事業（新パワーアップ事業）」を活用し農家負担の軽減を図ります。

化学肥料や化学合成農薬の使用を抑えた、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業を促進するため、環境保全型農業直接支援対策事業を活用した支援を行います。

自然エネルギーの活用を推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置を支援する補助制度を創設します。

また、地域に根差したエネルギー対策や関連事業の創出などを目指し、庁内検討組織を中心に、地域の経済活性化を視野に入れた調査・検討を進めます。

地域の厳しい雇用情勢を踏まえ、国の「震災等緊急雇用対応事業」を活用し、雇用・就業機会を確保し、８名の新規雇用を創出します。

５点目は、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについてです。

丸加高原健康の郷については、施設の管理を指定管理者から市直営に変更するとともに、丸加高原の自然などを生かした自然体験の拠点施設としての活用を図るため、必要な施設・設備、機能について市民意見を踏まえながら年次的、計画的に整備を進めます。

宿泊客の誘致により地域経済の活性化を図るため、滝川市産業活性化協議会と連携し、「コンベンション等誘致助成金」を活用して、積極的に各種会議や大会、合宿などコンベンションの誘致活動を支援します。

平成23年度に行った「たきかわ観光塾」の塾生を中心として改めて官民一体のグループをつくり、「たきかわ魅力30選」の選定、旅行商品の開発、観光エキスパート養成のための研修会の開催など具体的な観光振興施策に取り組みます。

平成24年度は、滝川市観光大使横綱白鵬関の任期最終年であり、横綱との田植えツアーの開催、白鵬米など滝川農畜産物販売を通じて全国に向け滝川市の観光PRを行います。

国際観光については、社団法人たきかわ観光協会や公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会と連携し、菜の花やグライダーなどの観光資源を生かした、アジア地域の外国人観光客を対象としたツアーを誘致します。

また、外国人も暮らしやすいまちをつくるため、国際交流員や社団法人滝川国際交流協会などと連携して、公共施設等の多言語表示や受け入れ態勢の充実など多文化共生の視点からの地域づくりに取り組みます。

中華圏との交流事業を進めていくため、中国人の国際交流員を新たに採用し、英語圏、モンゴル人の国際交流員とあわせて3名体制とします。

横綱白鵬関の願いであるモンゴル国における「米づくり」及び「農業技術の向上」を支援するため、平成23年度に引き続き農業技術研修員2名を受け入れ、稲作や野菜栽培などの技術研修を実施するとともに、農業技術指導専門家をモンゴル国へ派遣し、米づくりなどの農業技術の指導等を行います。

パークゴルフ場については、全道規模の大会が誘致できるような競技志向の高い本格的なパークゴルフ場の実現に向け、効率的な運営方法、利用者拡大のためのソフト事業などの調査を行います。

本年夏にそらぷちキッズキャンプの本格開園が予定されていますが、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」滝川市のイメージを高める取り組みを引き続き応援していきます。

6点目は、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについてです。

子育て世代の医療費負担の軽減を図るために、乳幼児等医療・重度心身障害者医療・ひとり親等医療の就学前受給者の医療費を平成24年4月診療分から拡大助成し、自己負担をなくします。

保護者が安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを目指し、直営の滝川中央保育所及び二の坂保育所の保育開始時間を7時からに拡大するとともに、19時まで延長保育を実施します。また、滝川中央保育所で行っている病後児保育の開設時間を7時30分から18時に延長するほか、放課後児童クラブの長期休業中を含む平日の開設時間を18時30分までに拡大します。

双生児等多胎児を養育している保護者の育児疲れを解消するため、一定時間無料のサポートが受けられる「多胎児ファミリーサポート事業」を実施します。

学校教育については、外国人とのコミュニケーション能力の向上を図るため、外国語指導助手（ALT）を3名から5名に増員し、小中学校の英語教育を充実します。

また、市立小中高校を対象に、学校みずからが企画・提案する特色ある教育の取り組みを支援す

るほか、「小学校フッ化物洗口」を全小学校に拡大し、虫歯予防に取り組みます。

旧北海道立滝川高等技術専門学院の施設を改修し、「滝川市教育支援センター」を整備し、空知教育センターのほか、適応指導教室や体育館を配置します。また、グラウンドはソフトボール場として平成25年度の供用開始に向け実施設計を行います。

学校の改築・大規模改修については、平成23年度に引き続き開西中学校改築工事を進めるとともに、滝川第三小学校改築のための実施設計を行います。

青少年の文化・スポーツ大会での活躍を支援するため、大会派遣費用の助成範囲を、小学生の全道・全国大会及び市内道立高校の全国大会へと拡大します。

滝川スポーツセンターの耐震診断の実施を支援するとともに、青年体育センターを含め滝の川公園内の体育館のあり方を検討します。

利用者が大幅にふえた市立図書館の図書を充実するとともに、國學院大學北海道短期大学部の図書館との連携を深め、多様なニーズに対応する魅力ある図書館づくりに取り組みます。

國學院大學北海道短期大学部が開学30周年を記念して実施する市民参加型事業に対し支援します。

最後に、効率的な行政運営によるまちづくりについてです。

市税の口座振替の奨励や休日・夜間の納税相談等、納税啓発を積極的に行うほか、滞納者の早期対応、インターネット公売等、迅速な滞納処分を実施し、現年度分収納率97.9パーセントの達成を目指します。

ふるさと滝川を応援していただくふるさと納税については、さらに支援が拡大するように対象事業をわかりやすく示すとともに、寄附いただいた方への優待制度の創設や滝川市情報の提供を行います。

市外の学識経験者や市内の若手経営者などの地元有志による「民間シンクタンク」を設置し、市内外の知恵のネットワークを構築し、滝川市の応援団としてさまざまな課題の解決に向けて取り組みます。

中空知5市5町による戸籍システムの共同利用については、平成25年秋の稼働を目指し、構成市町による協議会において、システムの選定や運用方法について検討を進めます。

可燃ごみの焼却委託費の増加、ごみ処理施設の更新などにより、ごみ処理経費は増加を続けており、廃棄物減量化に努めながら、ごみ処理経費に対する適正な住民負担を検討し、ごみ処理手数料の見直しを進めます。

定住自立圏の手法も視野に入れ、高齢社会に対応した地域公共交通のあり方や行政事務の共同化など圏域が抱える広域的な課題解決に向け、調査・検討を進めます。

石狩川中部地域の6市6町（芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市・美瑛市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町・月形町）による石狩川流域下水道を利用した、広域的かつ効率的なし尿等の共同処理（MICS事業）については、平成27年度の供用開始を目指し、北海道とも連携し国との協議を進めます。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いにこたえるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様、市議会議員の皆様には、ぜひともお知恵やお力をおかしいたきますよう心からお願い申し上げます。

次に、平成24年度各会計予算案の大綱についてご説明申し上げます。

平成24年度予算は、総合計画スタートの年として政策提言を踏まえつつ、さらなる発展のため、緊急度・重要度からの取捨選択を行い、乳幼児等医療など就学前受給者の医療費無料化や保育サービスの拡充など子育て支援の強化などについても最大限盛り込みました。

現年収納率97.9パーセントを目指した市税の確保、計画的な公債費の縮減などにより、引き続き、市全体の財政の健全性を維持しつつ、今後とも将来世代に負担を極力先送りしないように努めるとともに、市政執行方針で申し上げました7つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計203億9,500万円、特別会計116億5,818万円、下水道事業会計支出25億3,665万円、病院事業会計支出76億2,779万円となり、各会計の歳出総額は422億1,762万円で、平成23年度6月補正後予算と比較して、3パーセントの減、金額では13億843万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。なお、前年度比は平成23年度6月補正後予算との比較です。

一般会計におきましては、子供たちのための手当の支給額の改正による影響のほか、公債費の減少や第三セクターの経営改善に伴い貸付金を減少させたことにより、予算額203億9,500万円で、前年度比2.7パーセント減となっています。

性質別に見ますと、人件費については予算額37億7,991万円で、前年度比4.2パーセント増、扶助費は、子供のための手当の支給額の改正による影響などにより、予算額34億3,956万円で、前年度比1.9パーセント減、建設事業費は、開西中学校改築工事を国の第3次補正で示された有利な財源措置を活用するため、平成23年度で予算措置を行い、繰越事業とすることなどにより、予算額7億9,511万円で、前年度比40.4パーセントの減、公債費は、地方債償還金と利子の減などにより、予算額21億9,179万円で、前年度比5.5パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の増などにより、予算額55億4,890万円で、前年度比3パーセント増、公営住宅事業特別会計におきましては、建てかえ事業費の増などにより、予算額7億6,528万円で、前年度比14.8パーセント増、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定が、介護保険サービス費の増などにより、予算額33億9,665万円で、前年度比4.3パーセント増、介護サービス事業勘定が、介護報酬改定の影響などにより、予算額14億1,526万円で、前年度比1.8パーセント減、介護保険特別会計総体で、予算額48億1,191万円で、前年度比2.4パーセント増、後期高齢者医療特別会計におきましては、広域連合納付金の増などにより、予算額5億3,209万円で、前年度比10.6パーセント増、下水道事業会計におきましては、企業債償還の減などにより、支出額25億3,665万円で、前年度比2.1パーセント減、病院事業会計におきましては、改築工事終了による改築事業費の減な

どにより、支出額 7 億 2, 7 7 9 万円で、前年度比 1 2. 7 パーセント減となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、道路新設改良事業費 2 億 4, 0 5 7 万円、教育支援センター整備事業費 1 億 2, 5 0 0 万円等を含め、総額で 7 億 9, 5 1 1 万円、公営住宅事業特別会計では、4 億 8 8 5 万円、下水道事業会計では、2 億 3, 1 1 5 万円、病院事業会計では、5, 5 9 8 万円、全体で前年度比 4 0. 8 パーセント減の 1 4 億 9, 1 0 9 万円を計上しました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「市民との対話によるまちづくり」についてです。

地域振興にみずから取り組む地域づくりについては、「東滝川地域の振興を考える懇談会」での協議経過を踏まえ、東栄小学校体育館を地区福祉会館として活用するための維持管理費 2 0 6 万円、東滝川地区転作研修センターに増設する体育館の調査設計委託料 4 1 4 万円、東滝川公園実施設計委託料 2 8 6 万円を計上しました。

まちづくりセンター事業については、活発な市民活動を推進するために、まちづくりセンター事業費 1, 3 8 2 万円、未来へつなぐ市民税 1 % 事業補助金 5 0 0 万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

市民がつくる「北のエコ・コンパクトシティ たきかわ」の推進については、「滝川市都市計画マスタープラン」、「滝川市都市交通マスタープラン」に基づく都市づくりを目指すため、都市計画変更法定図書作成業務委託料 8 4 5 万円、都市計画変更データ更新等委託料 1 5 9 万円、都市計画道路変更資料作成業務委託料 6 4 4 万円、都市計画公園変更図書作成業務委託料 2 7 6 万円を計上しました。

交通環境の整備については、交通体系を踏まえた道路網の整備として、朝日町東 5 7 4 号線道路改良舗装工事など、道路新設改良事業費 2 億 4, 0 5 7 万円、街路事業費 1, 5 0 0 万円、冬期間における交通網を確保するため、除排雪対策費 4 億 2, 7 5 4 万円、流雪溝管理費 2, 9 7 2 万円、交通安全対策を充実するため、交通安全対策事業費 3 1 2 万円、都市環状軸の形成に向けた都市計画街路西 2 号通の整備を実施するため、泉町地区土地区画整理事業調査業務委託料 1, 0 5 0 万円を計上しました。

豊かな住まい、環境づくりの推進については、安心して暮らしやすい住環境づくりを目指すため、泉町団地 3 棟目建設工事・東町団地 1 棟目建設工事など、公営住宅建替・改善事業費 3 億 7, 7 5 1 万円、一般住宅の耐久性及び耐震性につながる改築等を支援するため、住宅施策推進事業費 2, 8 9 3 万円、子供からお年寄りまで利用できる地域の公園を整備するため、さくら公園造成工事など、公園緑地造成事業費 7, 5 3 6 万円、旧合流式下水道区域の分流化工事として、下水道合流改善事業費 6, 0 0 0 万円、中継ポンプ場更新のため、中継ポンプ場更新工事費 4, 5 0 0 万円、下水道整備のため、下水道整備事業費 1, 6 2 0 万円、農村地域における生活環境を改善するため、個別排水処理事業費 8 8 0 万円、水道水を安全に供給するため、中空知広域水道企業団負担金及び出資金 1 億 2, 6 2 3 万円を計上しました。

中心市街地活性化については、にぎわいと元気あふれる商店街を形成するため、空き店舗対策拠

点事業補助金 200 万円、街なか地域文化交流広場事業補助金 885 万円、街なか共同住宅建設事業補助金 840 万円を計上しました。

公共施設の計画的な維持管理については、公共施設の効率的な維持と適正配置を目指すため、公共施設維持管理計画作成事業費 416 万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安心安全なまちづくり」についてです。

災害に強いまちづくり事業については、非常時に備えるため、災害用物資備蓄経費 55 万円、地域防災訓練実施経費 25 万円、防災倉庫整備費 1,765 万円、水害対策として、銀川護岸改修工事費 2,500 万円、石狩川丘陵堤整備の促進に寄与するため、有明町地区地籍整備推進調査事業費 946 万円を計上しました。

公共施設の耐震化・バリアフリー化事業については、平成 23 年度に実施した基本設計に基づき、滝川第三小学校改築実施設計委託料 3,429 万円、滝川スポーツセンターの耐震診断の実施のため、スポーツセンター耐震診断調査補助金 350 万円、バリアフリー基本構想に基づき、鈴蘭通り線バリアフリー化事業費 1,500 万円を計上しました。

介護保険事業の推進については、認知症を予防するため、すっきりいきいき頭の健康教室事業費 68 万円、在宅介護の経済的負担を軽減するため、家族介護用品支給事業費 150 万円、高齢者の安否確認を行うため、高齢者見守り支援センター事業費 380 万円、歩行に支障のある重度の要介護認定者の経済的負担を軽減するため、リフト付きタクシー等助成事業費 60 万円を計上しました。

健康づくりの推進については、市民の健康づくりと健康管理を推進するため、保健事業費 2,222 万円、母子保健事業費 2,994 万円、歯科保健事業費 237 万円、栄養改善事業費 170 万円、子宮頸がん等ワクチン接種事業費 3,112 万円、特定がん検診推進事業費 918 万円、感染症等対策事業費 3,678 万円、休日夜間の医療体制の確保のため、休日夜間急病センター運営費 3,596 万円を計上しました。

高齢者の支援については、介護保険を円滑に推進するため、介護保険給付費 31 億 2,831 万円、介護サービス事業として、デイサービスセンター運営費 1 億 8,665 万円、老人保健施設運営費 4 億 1,050 万円、特別養護老人ホーム運営費 6 億 9,660 万円、介護予防支援事業所運営費 1,858 万円、後期高齢者医療制度を円滑に推進するため、北海道後期高齢者医療広域連合負担金 5 億 3,329 万円を計上しました。

障がい者福祉の充実については、障害者自立支援給付事業費 7 億 3,148 万円、障害者自立支援医療事業費 8,613 万円、障害者地域生活支援事業費 2,289 万円、特別障害者手当等事業費 2,384 万円を計上しました。

消防体制の充実については、消防・救急救助体制を整備し、充実するため、滝川地区広域消防事務組合負担金 6 億 4,428 万円、消防活動支援等事業交付金 30 万円を計上しました。

公害防止対策については、住民の生活環境を保全するため、自動車騒音測定評価業務委託料 257 万円を計上しました。

ごみの減量化とリサイクルの推進については、適切に廃棄物を処理するため、じん芥収集経費 2 億 2,711 万円、分別収集経費 3,483 万円、ごみ減量化推進事業費 880 万円、最終処分場

運営管理費 2, 700 万円、廃棄物の安定処理のための可燃ごみ焼却施設の建設に向けて、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金 1 億 6, 647 万円、中空知衛生施設組合リサイクル等等の運営管理費として、中空知衛生施設組合負担金 5 億 5, 888 万円を計上しました。

次に、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

企業誘致については、積極的な情報収集や企業訪問活動を行うため、企業誘致推進等事業費 335 万円、産業活性化協議会負担金 190 万円、工場立地等助成金 351 万円を計上しました。

農業の振興については、さまざまな農業課題に対応するため、元気な農業づくり補助金 240 万円、鳥獣被害防止対策協議会補助金 42 万円、滝川農業塾補助金 100 万円、菜種の輪作体系を維持するため、なたね生産振興事業費 145 万円、北海道立畜産試験場滝川試験地跡地利用を推進するため、畜産試験場跡地利用対策費 30 万円、農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めるため、道営土地改良事業負担金 7, 069 万円、道営土地改良事業計画樹立事業負担金 200 万円、地域共同による農村景観や環境保全に取り組む活動を支援するため、農地・水保全管理支払交付金事業費 2, 493 万円、環境保全型農業直接支援事業費 261 万円、農家の経営安定化を支援するため、農業振興補償融資原資貸付金 4, 500 万円を計上しました。

商業の振興については、商店街等の活性化を図るため、商店街アーケード照明維持費補助金 108 万円、街なか賑わいづくり事業補助金 100 万円、商店街振興対策事業補助金 50 万円を計上しました。

新しい産業の創出については、産業創造パワーアップ資金融資原資貸付金 2, 829 万円、産業立地資金融資原資貸付金 3, 199 万円を計上しました。

中小企業の支援については、中小企業等の経営基盤を強化するため、店舗リフレッシュ資金融資原資貸付金 1, 652 万円、特別融資原資貸付金 2 億円を計上しました。

地域に根差したエネルギー対策については、新たに自然エネルギーの活用を促進するため、太陽光発電導入支援補助金 200 万円、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めるため、使用済食用油燃料化推進事業費 254 万円を計上しました。

雇用確保体制の充実については、国の「震災等緊急雇用対応事業」を活用し、緊急雇用創出推進事業費 2, 267 万円、季節労働者や季節移動労働者を支援するため、通年雇用促進支援事業費 20 万円、季節移動労働者援護事業費 9 万円、高齢者が生きがいを持てるような就労機会を確保するため、シルバー人材センター運営費補助金 795 万円、技能労働者の人材を育成するため、中空知地域職業訓練センター協会負担金 1, 675 万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

観光の振興については、丸加高原健康の郷の魅力づくりに資するため、丸加高原伝習館等運営管理費 3, 360 万円、丸加高原花畑造成等委託料 153 万円、丸加高原応援団補助金 55 万円、観光客の誘致により地域経済の活性化を図るため、たきかわ観光協会補助金 870 万円、たきかわ菜の花まつり実行委員会補助金 100 万円、滝川ふれ愛の里を改修し利用者数をふやすため、滝川ふれ愛の里施設等修繕料 615 万円、滝川市観光大使・横綱白鵬関の任期最終年として観光・物産の全国展開を目指すため、横綱白鵬関プロジェクト事業補助金 580 万円を計上しました。

国際施策の推進については、中華圏を視野に入れた事業等を推進していくため、JETプログラムによる国際交流員配置事業費1,771万円、滝川市観光大使・横綱白鵬関の故郷モンゴル国の農業支援のため、自治体職員協力交流事業費463万円、自治体国際協力促進事業補助金300万円、国際観光施策を推進するため、国際観光モデルツアー事業負担金5万円を計上しました。

まち自慢のパークゴルフ場の実現については、全道規模の大会が誘致できるようなパークゴルフ場の整備を検討するため、パークゴルフ場建設調査費10万円を計上しました。

そらぷちキッズキャンプの応援については、平成24年度夏に本格開園を予定するそらぷちキッズキャンプを支援するために、そらぷちキッズキャンプ支援事業費575万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

子育て支援の強化については、子育て世代の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児等医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療扶助費1億9,594万円、新たに延長保育の実施保育所を拡大して、親が安心して働くことのできる環境づくりを進めるため、保育所運営管理費2億7,785万円、病後児保育の開設時間を延長して実施する経費を含め、病後児保育運営費369万円、開放時間を延長し、子供の居場所づくりなどの放課後児童対策を進めるため、放課後児童クラブ運営費1,116万円、地域の中で子育てを支援するため、地域子育て力強化事業費106万円を計上しました。

学校教育の充実については、小中学校の外国語指導の充実を図るため、語学指導等を行う外国青年招致事業費2,174万円、文化・スポーツ分野で活躍する子供たちを応援するため、文化体育大会派遣奨励費351万円、きめ細かな指導や支援の充実を図るため、学校サポート事業費1,003万円、児童の虫歯予防のため、小学校フッ化物洗口事業費59万円、学校の伝統を生かした特色や魅力をつくるため、学校の魅力づくり事業補助金100万円、安心安全な学校施設環境を計画的に整備するため、滝川第三小学校改築実施設計委託料3,429万円、滝川第一小学校体育館ボイラー取替等工事費882万円、東小学校体育館屋根葺替工事費1,441万円を計上しました。

社会教育については、旧北海道立滝川高等技術専門学院の施設を活用し、新たに複合的な教育施設として整備するため、教育支援センター運営管理費1,115万円、教育支援センター改修工事費1億2,500万円、ソフトボール場新設工事設計委託料207万円、利用者のサービス向上と読書普及に努めるため、新図書館図書購入費1,000万円、滝川の文化芸術と触れ合う機会を設けるため、美術自然史館企画展事業費140万円、文化センター舞台照明設備機器更新工事費2,019万円を計上しました。

地域と大学による連携事業の支援については、國學院大學北海道短期大学部協力会交付金15万円、國學院大學北海道短期大学部コミュニティカレッジ支援事業費100万円、國學院大學北海道短期大学部開学30周年記念事業補助金100万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

ふるさと納税の推進については、滝川市への支援を拡大し、魅力的な事業を実施するため、ふるさと納税推進事業費36万円を計上しました。

第三セクター等の経営健全化については、土地開発公社が先行取得した公有地を取得し、将来負

担を軽減するため、公有財産購入費 3,000 万円、個別事業の見直し、経費節減などによる経営改善を促進し第三セクター等の経営を支援するため、土地開発公社貸付金 10 億 4,300 万円、滝川振興公社貸付金 6 億 6,350 万円、滝川グリーンズ貸付金 3,580 万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成 24 年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税については、年少扶養控除廃止などの税制改正により個人市民税が増額する見込みであるものの、法人市民税は東日本大震災や円高の影響により増が期待できないこと、固定資産税・都市計画税は平成 24 年度が評価替えの年度であり大きく減額する見込みであることなどから、依然として厳しい状況にあり、総額としては減額を見込んでおりますが、現年収納率 97.9 パーセント、滞納繰越分 11.7 パーセント、合わせて 87.8 パーセントの収納率を確保する予算となっており、対前年 4,658 万円減の 42 億 1,980 万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて対前年 5,777 万円増の 73 億 1,060 万円、その他の歳入といたしまして、国庫支出金 25 億 1,477 万円、道支出金 8 億 8,577 万円、市債 11 億 6,730 万円を計上しました。

基金繰入金については、ふえ続ける社会保障費の負担増などから、対前年 4 億 108 万円増の 5 億 2,450 万円を計上しておりますが、平成 23 年度に行う基金積み立てなどを考慮すると、実質的な基金残高の減とはならない見込みです。

以上、平成 24 年度の各会計予算案の大綱について申し上げます。

厳しい財政状況の中ではありますが、子育て支援の強化、公共施設の耐震化を含めた災害対策の充実、建設事業費も一定額を確保するなど十分配慮して予算計上いたしました。市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、慎重なるご審議と適切なるご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りさせていただいております文書が正しいものでございますので、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 続きまして、平成 24 年度の教育行政の基本的な考え方と重点施策について申し上げます。

120 年余の歴史を刻んできた「教育のマチたきかわ」は、私たち滝川市民の変わらぬ願いであり誇りです。

今、学校では個性を生かす教育の推進とともに、人と人とのつながりを大切にした教育が求められています。私たちは、子供一人一人に視点を当てるとともに、互いに磨き合い、ともに高まり合うことを大切にする中で「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」の調和を重視し、「生きる力」を育成する学校教育を推進します。

滝川の未来を託し、未来を開く「たきかわっ子」をはぐくみ、「国際田園都市 滝川」で学び、滝川で育ったことに喜びと誇りを持ち、日本へ、世界へ羽ばたく子供たちを育てます。

市民一人一人が生涯にわたり学ぶ機会を自由に選択して、だれもが学び、だれもが参加できる環

境をつくります。

教育委員会では、すべての市民がともに生きる幸せの中で、心に響く優しさにあふれた施策を推進します。

初めに、学校教育に関する3つの重点施策について申し上げます。

次代を担う子供たちに生きる力をはぐくみ、みずからの夢や希望の実現に向けて主体的に、意欲的に学ぶことができる調和のある教育環境を目指します。

重点施策の1つ目として、知・徳・体のバランスのとれた生きる力をはぐくむ教育を目指します。

児童生徒の確かな学力を育成するため、新学習指導要領の趣旨やねらいをしっかりと踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得と応用する能力を育成するとともに、学ぶ意欲の向上を図ります。

子供一人一人に応じたきめ細かな指導を充実するため、習熟度別指導やチームティーチング指導を積極的に実施するとともに、国や北海道の小学校1・2年生、中学校1年生の35人学級や本市独自の小学校3・4年生の35人学級を引き続き実施します。

本年4月から、中学校の外国語の授業時数が、週当たり3時間から4時間に増加します。外国語指導の一層の充実と国際感覚を養うため、外国語指導助手（ALT）を3名から5名に拡充します。

望ましい学習習慣をつくるため、長期休業中や放課後の学習相談などを地域の協力を得て拡充するとともに、家庭学習の手引などを活用した家庭学習の定着を目指します。

児童生徒の学力の実態や指導の効果、理解の状況を把握するため、中学校の「標準的な学力検査」を3教科から5教科に拡充します。

豊かな人間性や生命を尊重する心をはぐくむ道德教育を充実するため、「道德の時間」の教材開発や研究を推進し、子供たちの心に響く授業を積極的に行う「滝川市道德教育推進事業」を引き続き実施します。

子供たちみずからが望ましい人間関係を築き、仲間の輪を広げるいじめのない学校づくりへの取り組みや学校生活を楽しく過ごすための活動、仲よしコミュニケーション活動などを交流する「たきかわ子ども会議2012」を開催します。

すべての学習の基礎となる読む力を養うため、朝読書を通じて読書の習慣化を推進するほか、図書館との連携のもと、本に親しみを持たせるよう「図書館学級文庫」を教室に設置するなど、学校の読書活動を充実します。

子供の歯の健康を守るため、学校歯科医、学校薬剤師、保健所の協力を得て、平成23年度にモデル校で実施したフッ化物洗口を全小学校で実施します。

食育については、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける指導を進めるとともに、生産者や食の専門家などと連携し、身近な食材である米や野菜づくりなどの学習に取り組みます。

滝川西高等学校については、生徒一人一人の将来の夢を実現するため、サテライト講座の積極的な活用やブース別進路相談会の開催、國學院大學北海道短期大学部の講師による「就業体験特別授業」など、適切な進路指導に取り組みます。

これからの新しい時代に対応できる滝川西高の姿を検討します。

次の重点施策について申し上げます。重点施策2つ目として、子供の学びを支える教育環境を充

実します。

若手教員の授業力の向上のため、新たな取り組みとして、市内に勤務しているスキルの高い教員が講師となる「教職員パワーアップ研修会」を開催するほか、空知教育センターや北海道立教育研究所への研修講座の参加促進など、教職員研修を強化します。

学校の経営状況や学習指導の実情を把握するため、教育委員の学校訪問を実施します。教育課程の適切な実施と授業などを指導・助言するため、指導主事による学校訪問指導を、積極的に実施します。

学校の課題研究の成果を発表し、滝川市全体の指導力の向上につなげるため、滝川市教育振興会の公開研究会を滝川第一小学校、明苑中学校で開催します。

学校に特色や魅力が生まれ、子供たちに夢や愛校心がはぐくまれるよう、創意工夫ある教育活動に積極的に取り組む小・中学校、滝川西高に対して補助金を交付します。

新学習指導要領実施による中学校での武道の必修化に伴い、新たに必要となる柔道着については、就学援助制度を拡充し、保護者負担を軽減します。

学校の改築については、開西中学校の既存校舎部分の耐震補強工事を行うとともに、平成25年度の滝川第三小学校改築工事に向け実施設計を行います。

学校給食施設については、安全な給食の提供を今後も確実に実施するため、「滝川市学校給食施設整備方針」に基づき、親子方式による給食施設の整備を進めます。

そのほか、小中学校の改修については、滝川第一小学校のボイラー更新、江部乙小学校の受電設備改修、東小学校の屋内体育館屋根改修、中学校体育館のバスケットボールコート用ラインの改修、明苑中学校の地下埋設給油配管改修及び受電設備改修、江部乙中学校の受水槽内面塗装工事など安全で安心な学校施設整備を行います。

学校給食費の未納対策については、給食会計のあり方を含め、各学校の給食運営委員会や滝川市学校給食連合会と協議しながら検討します。

次の重点施策について申し上げます。重点施策3つ目として、多様な教育的支援の充実を目指します。

不登校にある児童生徒の一日も早い学校復帰を目指す適応指導教室については、今年8月に「滝川市教育支援センター」に移転し、専用教室や相談室等を有効に活用して、学習や集団生活への指導を充実します。

いじめや問題行動など学校生活に悩みや不安を抱える児童生徒にきめ細かな指導と支援を図るため、「スクールカウンセラー」を配置するとともに、適応指導教室の指導員が定期的に学校訪問し、教員との情報共有や家庭訪問など連携した活動を行います。

幼稚園、保育所等に在籍する幼児が小学校に就学するに当たり、双方の関係者が情報を交換し、小学校教育への円滑な接続を図るため、「引継会」を実施するとともに、市内幼稚園、保育所、小学校が指導内容などを話し合う懇談会を滝川第三小学校で開催します。

個別の支援を要する児童生徒への効果的な支援と保護者との連携を図るため、幼児期から学業期までの指導内容などを記録する「個別の教育支援計画」を作成します。

次に、社会教育に関する3つの重点施策について申し上げます。

「だれもが・いつでも・どこでも」学べ、成果を生かせる生涯学習の推進、市民主体の文化芸術活動の支援、学びを通じた交流と自主的な活動が生まれる社会教育施設を充実し、生き生きとした生涯学習活動、文化芸術活動を推進します。

重点施策4として、人が生き生きと活動できる生涯学習社会を実現します。

充実した生涯学習社会を実現するため、子供から高齢者までの生涯各期における自主的な学習活動を支援します。

青少年活動については、「青少年育成会」や「たきかわ元気応援団」など地域力を生かした子供たちの育成活動を支援するとともに、子供向け体験事業の情報をまとめた「こども情報紙」を年4回発行し、ふるさとの自然や歴史に触れる機会をふやします。

青年活動については、「青年交流プラザ」を中心に、青年会議所や経済団体青年部などのネットワークづくりを支援し、団体間の情報交換や相互協力を通じて次代のリーダーを育成します。

「福寿大学」については、新たに設置する地域学、教養学、専門教養学、自治会活動の4つのテーマに沿った事業の企画・運営を学生みずからが行い、学びを通じた自己実現や地域社会の参画につなげます。

子供の発達期に合わせた運動プログラムを提供し、体力増進と運動能力の向上を図るため、財団法人滝川市体育協会、滝川市スポーツ推進委員、滝川スポーツクラブと連携し、子供の体力づくり事業「元気アップ教室」や滝川市の自然環境を生かしたカヌー、スキー、スケートなど各スポーツ教室を実施します。

文化やスポーツ分野において、目覚ましい活躍と輝かしい成績をおさめた子供たちを、地域を挙げて応援するため、文化・体育大会出場奨励金の対象を新たに小学校の全道大会以上と市内道立高等学校の全国大会に拡充します。

東京箱根間往復大学駅伝大会で出場シード権を2年連続で獲得した國學院大學陸上競技部の合宿を、市民挙げて歓迎し、小・中学生、高校生を対象とした陸上教室を開催するなどスポーツ競技への関心を高めます。

財団法人滝川市生涯学習振興会や國學院大學北海道短期大学部と連携し、ホームページやツイッター、フェースブックなどインターネットを活用した情報提供を行い、生涯学習への参加機会をふやします。

次の重点施策について申し上げます。重点施策5として、市民主体の文化芸術活動を支えます。

豊かな文化芸術の発表や鑑賞の機会を拡充するため、滝川市文化連盟、NPO法人空知文化工房などと連携し、「市民文化祭」、「風がみつけた街たきかわ音楽祭」を初めとする芸術鑑賞事業を支援します。

地域の文化芸術活動を牽引する創造性豊かな人材を育成するため、「たきかわ文化村推進委員会」によるダンスや演劇などの体験講座を支援します。

子供たちの心に響く本物の芸術に触れる機会をふやすため、文化庁などの助成事業を活用し、演奏家を直接学校に招いてコンサートを行うアウトリーチ事業を推進します。

陶芸センターについては、行政パートナーの「たきかわ陶工房」と協働して、各種陶芸講座を実施し、物づくりを通じた文化芸術活動を推進します。

重点施策6、学びを通じ交流と活動がうまれる社会教育環境を充実します。

新図書館はオープン以来、来館者・貸し出し冊数ともに大幅に伸びています。生涯学習の拠点施設として期待が高まる中、暮らしに役立ち、問題を解決する手がかりが得られる蔵書を充実します。

学校との連携による子供の読書活動を支援するため、学級文庫の充実や調べ学習に役立つ図書を貸し出すなど、児童・生徒の読書習慣の定着を推進します。

國學院大學北海道短期大学部図書館との協定による相互貸借サービスや共同企画に取り組むほか、「地域文庫」を充実し地域に根差した読書活動を支援します。

美術自然史館では、道内の博物館や美術館と連携して、「たきかわARTガーデン」、「カメが見た太古の世界」、「白い森と黒い森」、「若手作家巡回展」の各特別展を開催し、滝川市が所蔵する資料の研究成果や新たに収蔵した美術作品などを公開し、特色ある博物館を目指します。

日本画家・岩橋英遠のふるさとへの思いを受け継ぎ、岩橋ふるさと北辰振興会や江部乙中学校と協働して、桜並木を育てる「北辰の森整備事業」を継続するとともに、75年にわたる画業や「ふるさと・たきかわ」への思いなど、岩橋英遠に関する資料収集や研究を進め、滝川が誇る郷土の画家としての情報を発信します。

こども科学館では、子供たちの科学離れが進む中、身近な素材を活用した科学実験を行う「わくわくサイエンス事業」、「月イチリカ室」、学校や児童館へ出向いての「ちいさなはくぶつかん出前講座」を実施し、子供たちの科学への関心を高め、想像力をはぐくみます。

中空知唯一の1,000人規模の座席数を誇る文化センターについては、老朽化した舞台設備を充実し、文化芸術活動の鑑賞や発表機会を拡充するため、照明の操作を行う調光操作卓を更新します。

市民のスポーツや生涯学習活動を支援するため、本町体育館の機能を「滝川市教育支援センター」に移転するとともに、ソフトボール場の実施設計を行います。

以上申し上げまして、平成24年度の教育行政執行方針といたします。

教育は、人づくりであり、まちづくりです。

教育委員会では、先人がはぐくんできた伝統や文化を生かすとともに、未来を生きる子供たちの育成と、能動的に働きかける生涯学習社会の実現に積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

なお、読み間違い等がございましたら、配付してある資料が正しいのでございますので、ご了承を願いたいというふうに思います。

○議長 次に、議案第12号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第12号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明いたします。

滝川市民会館については、民間への貸与等を行うことで位置づけ、平成21年度において公募を行ったところ、申請なしとして不調に終わったところであります。これを受けまして、平成22年

度、再度公募を行うべく、あらかじめ民間事業者等に対して意向調査を実施したところ、参入の可能性が極めて低いとの結果から、公募を見送り、23年度において公募方法の抜本的見直し及び施設のあり方の検討を行い、これまでの貸与中心の考え方に加え、譲渡を目標に課題を整理するために、施設貸与の公募を行わないこととしました。こうした状況を踏まえまして、平成24年度におきましては譲渡へ向けた関係機関との検討、調整を行うこととして、平成25年3月31日までの間の滝川市民会館及び滝川市郷土館分館華月館に係る指定管理期間については、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例において3年と定められているところを1年とする特例条例を定めたいとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 議長第13号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第13号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明をいたします。

保健福祉部が所管いたします公の施設のうち、一の坂保育所から滝川新生園まで計13施設につきましては、平成18年に策定いたしました滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化による機動的かつ効率的な経営への移行を図ることから、事業団が当面公募によらず指定管理者制度によって引き続いて管理を行うことが適当であるとしてきたところでございますが、現状事業移管等については継続協議を要することから、平成24年度におきましても指定管理者制度を適用し、その指定については滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に定められた3年の指定期間を1年とする特例を設けるため、この条例を制定したいとするものでございます。

なお、附則第1項で施行期日は公布の日から施行し、第2項でこの条例の制定に伴いまして平成23年制定の条例を廃止するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長 議長第14号の説明を求めます。農政部長。

○農政部長 ただいま上程されました議案第14号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例提出の趣旨でございますが、農政部が所管いたします滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場に係る指定管理期間につきまして、平成18年度より株式会社滝川グリーンズが指定管理しており、平成20年度までは各年度における経営努力や事業計画及び収支計画の状況を単年度ごとに見ていく必要性から1年間とし、平成21年度からは長期的な自主自立の経営を目指した第2次経営改善計画の考え方に沿って3年間としていたところでございます。しかしながら、この間電気料金の高騰、売り上げの減少等により平成21、22年度が赤字決算となったことにより、新たに経営診断による経営改善計画の見直しを行ったところでございます。そのために、この計画の着実な実行を確認した上でないと複数年にわたる指定管理期間の設定は適切ではないと判断いたしまして、指定管理者の指定に係る公の施設の管理を行う期間につきましては、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定に

かわらず、平成24年4月1日からの1年間とする特例措置を定めるため、条例を制定したいとするものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第14号の説明といたします。

○議長 議案第15号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第15号 滝川市教育支援センター条例についてご説明申し上げます。

滝川市が北海道から取得いたしました旧北海道立滝川高等技術専門学院跡地の一部を活用いたしまして、不登校児童生徒への指導、相談、また保護者の教育相談に対応するための施設として適応指導教室を、現在休止中の本町体育館の機能を移転し、社会教育活動の新たな拠点として体育館を活用し、さらには教職員の研修や研究のため空知管内24市町で運営いたしております空知教育センターの移転先として活用するなど、文教地区に教育機能を集積する教育拠点施設を設置するため、滝川市教育支援センター条例を制定したいとするものでございます。

本条例の制定にあわせまして、附則第2項では、本町体育館の廃止に伴う青年体育センター条例の一部改正を行い、関係条項の削除、文言の整理をしたいとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、本町体育館の廃止関連につきまして平成24年4月1日から、滝川市教育支援センター関連は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則に委任をして定めたいとするものでございます。

なお、予定ではオープンを8月中旬と現在考えているところでございます。

以上、議案第15号 滝川市教育支援センター条例の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第16号、第17号及び第18号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、議案第16号 滝川市における児童福祉法第62条の7の規定に基づく過料に関する条例についてご説明いたします。

制定の趣旨であります。平成22年12月に公布されました障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部が本年4月1日から施行されます。この法律におきまして児童福祉法の一部が改正をされ、これまで障害者自立支援法で規定されておりました障害福祉サービスの一部が児童福祉法による障害者通所支援に再編をされ、これに係る受給者証の提出義務等に応じない者に対する過料に関する規定も児童福祉法に移行されることになりました。障害者自立支援法に基づく過料については、現在滝川市障害者自立支援条例に規定を設けておりますが、このたびの法改正によりまして児童福祉法に基づく過料として新たな条例を整備するため、この条例を制定したいとするものでございます。

では、条例案についてご説明申し上げます。第1条は、趣旨として、児童福祉法第62条の7の規定に基づく過料について必要な事項を定めることを規定するものであります。

第2条は、過料の対象となる者と過料の額の上限を規定するもので、第1号では、障害児通所支援の変更または取り消しに係る通所受給者証の提出または返還を求められて、これに応じない者、第2号では、正当な理由がなく、障害児通所給付費等の支給に係る報告や物件の提出、提示をしな

かったり、虚偽の報告や、また物件の提出、提示をするなどの障害児の保護者等、第3号では、第2号の規定と同様の行為や検査を拒むなどした障害児通所支援事業者等について、それぞれ10万円以下の過料に処すことを規定するものでございます。

第3条は、過料の額及び過料の納付期限を規定するものでございます。

附則において、この条例の施行期日を平成24年4月1日とするものでございます。

以上で議案第16号の説明といたします。

続きまして、議案第17号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明いたします。

制定の趣旨であります、平成22年12月に公布されました制度改革推進本部等における検討を踏まえて、いわゆる整備法の一部が本年の4月1日から施行されることに伴いまして、関連する条例の所要の整備を行うため、改正するものでございます。

各条例案に係る主な内容については、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、お聞きいただきたいと思います。まず、第1条関係の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、第10条の2第2号の規定は、法律の条項の繰り上げに伴う文言整理でございます。

次に、第2条関係の滝川市障害者自立支援条例の一部改正であります、第4条は、地域生活支援事業で平成24年度から市町村の必須事業となりました成年後見制度利用の支援事業と、また現在要綱実施の訪問入浴サービス事業を追加いたしまして、さらに西町ケアつき住宅の廃止に伴います身体障害者自立支援事業と滝川更生園の新体系移行に伴いまして廃止となりました更生訓練費給付事業を削るものでございます。

第5条では、次の2ページになりますが、訪問入浴サービス事業の追加に伴います文言整理と住所特例者に関する規定を新たに追加するものでございます。

第6条は、定義移行に伴う文言整理でございます。

第8条は、自立支援法で利用者負担の規定が改正されるために、条例においても同じ表現とすることから、次の3ページ、4ページにかけまして所要の文言整理を行うものでございます。

第9条、更生訓練費の給付等、第10条の事業利用料につきましては、さきの第4条で説明いたしました更生訓練費給付事業と障害者自立支援事業の廃止によりまして関係規定を削除するものでございます。

第11条は、第9条及び第10条を削除することに伴います所要の文言整理でございます。

5ページに記載の第13条は、罰則規定でございますが、地域相談支援給付費等の追加、さらに同法の該当条項を追加するために条文における文言整理をするものでございます。

次に、第3条関係の滝川市民福祉条例の一部改正でございます。児童福祉法の改正によりまして児童福祉施設が入所施設と通所施設に再編されることに伴いまして、医療給付事業の対象者に係る第4条、第41条、次の6ページに記載いたします第48条の規定について所要の文言整理を行うものでございます。

第4条関係の滝川市こども発達支援センター条例の一部改正であります。第1条は設置規定、第4条は事業規定でございます。根拠となる法律及び事業が自立支援法に基づく児童デイサービスから児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後デイサービスに改められたことによる文言整理でございます。

第5条は、児童福祉法において障害児の定義が改正をされ、発達障害も含むとされましたことから、条文中の根拠法令を改めるため、所要の文言整理を行うものでございます。

次、7ページに記載の第5条関係、滝川市就労継続支援施設条例の一部改正であります。自立支援法におきまして利用者負担の規定が改正されたため、条例も同じ表現とすることから、第7条の規定について所要の文言整理を行うものでございます。

8ページに記載します附則第1項は、この条例の施行期日を平成24年4月1日とするものでございます。

附則第2項から第4項までは、経過措置に関する規定であります。この条例の施行日前に行われました改正前の滝川市自立支援条例の規定による地域生活支援給付費等の給付及び更生訓練費の支給等並びに改正前の滝川市民福祉条例の規定による医療給付事業に係る支給につきましては、従前の例によることとするものでございます。

以上、大変説明が長くなりましたが、以上で議案第17号の説明といたします。

続きまして、議案第18号 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨であります。介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成23年6月の22日に公布されました。その一部が本年の4月1日から施行されますが、これに伴いまして、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築が必要とされ、新たな地域密着型サービスの創設、また地域包括支援センターの機能強化等の所要の改正が行われました。このことから、関係条例の整備を行うために改正したいとするものでございます。

条例中の内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、お聞きいただきたいと思っております。まず、第1条関係の滝川市老人ホーム条例の一部改正につきましては、第3条第2項及び第4条第2項第5号の規定について引用しています介護保険法等の条項の繰り下げに伴う所要の文言整理でございます。

第2条関係の滝川市老人保健施設条例の一部改正であります。第1条及び第3条の規定について、同じく法律の条項の繰り下げに伴う文言整理でございます。

次に、2ページをお開き願います。第3条関係の滝川市介護保険条例の一部改正につきましては、第4条の2、第4条の2の2及び第4条の3の規定について、同じく引用いたします法律の条項の繰り下げ及び条文中の所要の文言整理でございます。

次に、3ページに記載しています第4条関係です。滝川市地域包括支援センター条例の一部改正につきましては、同じく引用しています法律の繰り下げに伴う条文中の文言整理でございます。

なお、附則におきまして、この条例は、平成24年4月1日から施行したいとするものでござい

ます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 議案第19号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第19号 滝川市基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、本市が設置している基金について、その設置目的、運用方法の見直しを行い、統廃合による整理を行うため、滝川市基金条例を改正したいとするものであります。

改正条例の内容でございますが、新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開きください。第2条は、各基金の設置に関する規定でございますが、それぞれ統合される基金を削り、また新たな統合先の基金として社会教育事業振興基金を新設するものでございます。まず、第2号の滝川市財政育成基金、第15号の滝川市商業振興基金、第16号の滝川市職員福利厚生基金、第21号の滝川市大学等設置基金、第23号の滝川市未来づくり基金、第26号の滝川市観光振興基金及び第30号の滝川市再生基金の各号を削りまして、これらを第1号の滝川市財政調整基金に統合したいとするものであります。

次に、第4号の滝川市交通安全対策事業整備等基金、第7号の滝川市育英事業基金、第10号の北海道滝川西高等学校整備基金及び第19号の滝川市消防施設整備基金の各号を削りまして、これらを第28号、改正後は第15号の滝川市施設整備政策基金に統合したいとするものであります。

さらに、第11号の滝川市芸術文化振興基金、第12号の滝川市体育振興基金及び第18号の滝川市生涯学習振興基金の各号を削りまして、これらを新たに新設する第16号の滝川市社会教育事業振興基金に統合したいとするものであります。

加えまして、第29号の滝川市介護従事者処遇改善臨時特例基金が本年3月31日をもって失効しますことから、これを削りたいとするものであります。

第3条は、基金に属する財産についての規定でございますが、財産育成基金の山林について定めた第1号を削り、さらに学校林基金の山林について定めた第2号の表において滝川西高等学校の項を削り、廃止したいとするものであります。

第4条、第5条及び第7条の改正につきましては、基金の統廃合に伴う文言整理でございます。

4ページが一番下になります。制定附則第4項の規定につきましては、先ほど申し上げました滝川市介護従事者処遇改善臨時特例基金の失効に関する規定ですが、失効に伴い、本規定が不用となることから、削りたいとするものであります。

制定附則第5項の規定については、滝川市再生基金について本年5月31日をもって失効する旨の規定でございますが、この条例による基金の整理にあわせて整理を前倒ししたいとするものであります。

最後に、5ページの改正附則についてですが、まず第1項においてこの条例の施行期日を平成24年4月1日とし、第2項においてこの条例の施行によって廃止するそれぞれの基金を新たに統合するそれぞれの基金とみなす旨の規定であります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 議案第20号の説明を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 ただいま上程されました議案第20号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成23年12月2日に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されております。また、平成23年12月14日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたところでございます。これらの法律の改正、制定に伴い、滝川市税条例の一部を改正したいとするものでございます。

このたびの議案にかかわる改正内容につきまして、主なものとして3点ございます。1点目は、退職所得の分離課税に係る所得割について課税控除の特例を廃止するものでございます。2点目は、個人の市民税の均等割について年間500円を加算した額とするもので、東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、臨時の措置として地方税法の特例を定めたことによるものでございます。3点目は、たばこ税の税率の改正ですが、これは法人課税の見直しに伴う都道府県と市町村との税収の増減を調整するため、消費者への影響はありませんが、たばこ税の一部を都道府県から市町村に税源移譲するものでございます。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、議案第20号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんをいただきたいと思います。第94条は、市たばこ税の税率の改正で、旧3級品以上については1,000本につき644円を引き上げる改正でございます。なお、これと同時に、道たばこ税について同額の644円の引き下げとなります。

附則第9条は、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する改正でございます。

附則第16条の2は、市たばこ税の税率の改正で、旧3級品について1,000本につき305円引き上げる改正でございます。なお、これと同時に、道たばこ税については同額の305円引き下げとなります。

附則第22条は、地方税法の改正に伴う条文整理でございます。

附則第24条は、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税について、均等割の額を現行の3,000円から500円を加算した3,500円とする改正でございます。なお、これと同様に、道民税についても500円を加算した額となります。

次に、附則でございますが、議案第20号 滝川市税条例の一部を改正する条例の1ページをごらんをいただきたいと思います。附則の第1条は、施行期日で、公布の日から施行したいとするものでございます。ただし、第1号は平成25年1月1日から、第2号は平成25年4月1日からの施行でございます。

第2条は個人市民税、第3条は市たばこ税に関する経過措置でございます。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。
○議長 それでは、まだ12時若干前でございますが、この辺で昼食休憩に入りたいと思います。再開は13時といたします。それでは、休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

それでは、議案第 21 号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 議案第 21 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日からの東栄小学校の統合に伴い、東栄小学校プールの名称を東栄市民プールに変更し、あわせて老朽化により平成 15 年より休止中の学校プール、第三小学校プール及び東小学校プールの 2 施設を条例から削除し、整理することとして、滝川市水泳プール条例を改正したいとするものです。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をごらんください。第 2 条の 2 では、名称の変更であります。

第 3 条の開館期間、時間及び休館日では、学校プールの明記を削除し、市民プールのみ表記するという改正であります。

第 4 条の使用の許可、第 14 条、委員会による管理では、東栄小学校プール及び学校用プールの名称を削除し、文言整理するという改正であります。別表第 1、水泳プールの表では、休止中の学校プール名称の削除及び東栄市民プールへ名称変更するという改正であります。

別表第 3、市民プール、学校プール利用料金設定基準の表では、学校プールの名称削除及び東栄市民プールへ名称変更するという改正であります。

なお、附則におきまして、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しますが、別表第 1 の第三小学校プール及び東小学校プールの項を削る改正規定は公布の日から施行するとするものであります。

以上、説明させていただきました。

○議長 長 議案第 22 号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 22 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨は、介護保険法の規定によりまして市町村は 3 年を 1 期とする介護保険事業計画を定めることとされておりますが、平成 24 年度から 26 年度までの 3 カ年、第 5 期の介護保険事業計画におきまして、介護給付等対象サービスの見込み量に基づいて算定をした期間中の各年度の保険料率は、第 1 号被保険者に対しまして介護保険法施行令で定める基準による段階別区分に応じてそれぞれの額を定めることとなりますことから、各年度における保険料率の設定を行うために本条例を改正したいとするものでございます。

条例案に係ります主な内容につきまして、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。お聞きいただきたいと思います。第 5 条の保険料率の改正規定であります。新たな計画年度といたしまして平成 24 年度から平成 26 年度に改めて、同条各号の介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号か

ら第6号に掲げる者の所得段階別の保険料率をそれぞれ改めて、新たに第7号に掲げる者としたしまして段階の新設を行いたいとするものでございます。つまり第4期での7つの所得段階別区分を第5期におきましては8つの段階設定としまして、低所得者に対する負担軽減を図るところでございます。

同条に施行令第39条第1項第5号イの市が定める額、いわゆる前年所得が190万円です。及び第6号イの市が定める額、前年の所得金額が350万円という2つの項目を追加するものでございます。

第7条第2項及び次の2ページに記載いたします第4項は、保険料率の改正に伴う文言整理であります。

附則の次に、期間中の各年度における保険料率の特例としたしまして、施行令附則第17条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、4万7,090円とする旨の附則第12項を加えるものとしたところでございます。

本改正条例の附則では、3ページに記載しておりますが、施行期日を平成24年4月1日としたしまして、経過措置として改正後の第5条及び附則第12項の規定については平成24年度以後の保険料について適用いたしまして、平成23年度分までの保険料は従前の例によるということでございます。

以上で議案第22号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第23号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 議案第23号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

丸加高原伝習館は、平成2年の開館以来22年目を迎え、施設設備の老朽化が著しく、指定管理者制度による通年の営業に支障を来すおそれがあるため、平成24年4月1日から指定管理者による管理を市に変更し、今後の健康の郷のあり方と機能を見直すとともに、施設設備の調査、改修を行うため、条例を改正したいとするものでございます。

改正の概要は、健康の郷の管理を指定管理者から市に変更するために必要な関係条文中の所要の文言整理でございますが、参考資料の新旧対照表でご説明を申し上げますので、ごらんいただきたいと思います。第4条の管理の代行等、第5条の2の利用期間、利用時間及び休館日につきましては、指定管理者が管理を行い、利用期間等を定める規定ですので、削除いたします。

第6条から第9条までは、指定管理者から市の管理に変更するため、「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改正する文言整理でございます。

第10条につきましても、指定管理者から市の管理に変更するための文言整理でございます。

第10条の2、利用料金の承認につきましては、指定管理者が利用料金を定め、市が承認する規定でございますので、市に管理を変更することにより、削除いたします。

第11条から第16条につきましても、指定管理者から市の管理に変更するための文言整理でございます。

第17条、市長による管理でございますが、やむを得ない事情があるときは市長が管理を行うこ

とができるという規定ですので、市に管理を変更することから、削除いたします。

そのため、第18条を第17条といたします。

別表中「第10条の2第1項関係」を「第10条関係」に、「丸加高原健康の郷利用料金設定基準」を「丸加高原健康の郷使用料」に改め、同別表1の(1)の表中「・上限額」を削り、「利用区分」を「使用区分」に、「利用料金は、指定管理者が市長の承認を受けて」を「使用料は、市長が別に」に改めます。

同別表1の(2)の表中も同様の変更のほか、「利用人数」を「使用人数」に改めます。

同別表1の(3)、(4)の表中もそれぞれ同様の改正を行い、(5)は「利用料金の設定の基準」を「使用料」に改め、(6)を削除します。

別表2につきましても、同様の改正を行うものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第23号の説明といたします。

○議長 議案第24号の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第24号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

この条例は、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革第1次一括法が公布され、平成24年4月1日から公営住宅法の一部が改正されることとなりました。これに伴い、滝川市営住宅条例の一部を改正したいとするものであります。

条例改正の内容でございますが、新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開きください。今回の公営住宅法の改正により、平成24年4月1日から市営住宅入居の際の同居親族要件が削除されることとなりました。これは、一括法の目指す目的の一つである義務づけ、枠づけの見直しに基づくもので、法律ですべてを決めるのではなく、地方がそれぞれの判断で条例でルールを決めていくべきであるとの趣旨により、法律による縛りをなくすというものであります。これを受けまして、道営住宅とのバランスや近隣市町村の動向などさまざまな検証、検討を重ねてまいったところでありますが、本市といたしましては現行どおり基本的には単身入居を認めないこととしますが、一定の規模の住宅においては単身者の入居を可能とすることとしたいとするものであります。条例で申しますと第5条であり、これは市営住宅の入居者の資格に関する規定でございますが、この第1号に当たる部分が単身入居に関する部分になります。これを現状どおりに残したいとするものであります。また、これまで公営住宅法第6条第1項において定められていた同居親族要件の適用を受けない高齢者等の範囲について、今後は規則において定めたいとするものであります。なお、規則で定める内容につきましては、これまで政令において定められてきた内容どおりとすることを予定しております。

次に、附則に第8項といたしまして入居者の収入基準に関する暫定措置に関する規定を加えたいとするものでありますが、今回の法改正により入居者の収入基準を定めてきた公営住宅法施行令第

6条第4項及び第5項が削除されたところであり、これを受けてそれぞれの地方において条例により収入基準を定めなければならないこととなりました。しかしながら、この公営住宅法の改正については、1年の範囲内で収入基準に関する条例を定めるまでの間の経過措置が設けられています。本市といたしましては、市営住宅のみならず、地域主権改革に伴って条例で基準を定めなければならないほかの幾つかの項目とともに改めてしっかりと基準を定めていく必要があると考えておりますことから、まずはそれまでの間はこれまでの収入基準、つまり現行の金額によることとする旨の読みかえ規定を設けることといたしたいとするものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成24年4月1日といたしたいとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 議案第25号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 議案第25号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

改正の趣旨でございますが、新滝川市活力再生プランに基づきまして平成23年度をもって滝川どうぶつらんどを閉園することに伴い、滝川市都市公園条例を改正したいとするものでございます。

改正の概要は、閉園に伴いまして滝川どうぶつらんどに関する規定の削除及び関係条文中の所要の文言整理でございます。

参考資料の新旧対照表でご説明を申し上げますので、ごらんいただきたいと思います。第2条の管理の代行等、第2項は、指定管理者が行う業務を規定していますが、第2号につきましては、有料公園施設の第7条から第3号の滝川どうぶつらんどを削除することにより、すべてが指定管理施設になるための文言整理でございます。

第7条の有料公園施設、第3号は、ただいまご説明をしたとおり滝川どうぶつらんど閉園に伴い削除し、第7条の2第1項はそれによる文言整理で、同条第3項は滝川どうぶつらんどの規定ですので、削除いたします。

第7条の3につきましても、同様の文言整理でございます。

第10条の2は、滝川どうぶつらんどの規定でありますので、削除し、第10条の3を第10条の2とするものでございます。

第10条の4は、第10条の2を削除したことに伴い、別表第2も削除したため、別表第3、第4をそれぞれ別表第2、第3に改め、同条を第10条の3とするものでございます。

第13条以下、第15条、第15条の2につきましても、滝川どうぶつらんどの規定を削除したことによる文言整理でございます。

別表第2、第10条の2第1項関係でございますが、条文を削除することにより、同表も削除します。

また、別表第3、第4中、第10条の4第1項関係を第10条の3第1項関係に改めます。

なお、附則でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第２５号の説明といたします。

○議長 議案第２６号の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第２６号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、当該法律において地方公営企業法の一部が改正されました。この法改正により、地方公営企業法の資本制度が見直され、法定積立金の積み立て義務の廃止、利益及び資本剰余金の条例または議決による処分可能化並びに資本金の額の議決による減少が可能となりました。今回の条例改正は、利益及び資本剰余金の処分について条例において定めるため、滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正したいとするものです。

改正内容につきまして、次のページの新旧対照表で説明させていただきますので、ごらんください。第２条第２項については、文言整理でございます。

第２条の２第１項は、利益処分の処分に伴う減債積立金及び利益積立金の積み立て義務が廃止されたことにより、新たな利益処分の方法及び積立金の取り崩しについて規定をするものであります。

第２項については、第１項の規定による積立金は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金とする規定を設けるものであります。

第３項については、各積立金は議会の議決を経た場合を除くほか、その目的外の用途への使用を禁止する規定を設けるものであります。

次のページをお開きください。第２条の３第１項については、資本剰余金の処分方法に係る規定であり、新たに毎事業年度に生じた資本剰余金は源泉別に積み立てることについて規定するものです。

第２項ですが、資産の滅失等に伴う資本剰余金の処分については、改正前の地方公営企業法に基づく処分規定が廃止されたことにより、従前どおりの処分を継続する規定をこの条例で設けたものでございます。

第３条につきましては、文言整理でございます。

附則ですが、この条例は、平成２４年４月１日から施行したいとするものであります。

以上で議案第２６号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第２７号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第２７号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成２３年５月２日に公布され、地方公営企業法の一部が改正されました。この改正により、地方公営企業法の資本制度が見直され、法定積立金の積み立て義務の廃止、利益及び資本剰余金の条例、または議決による処分可能化並びに資本金の額の議決による減少が可能となりました。今回の条例改正は、利益及び資本剰余金の処分について条例に定めたく、滝川市下水道設置条例の一部を改正したいとするものであります。

条例改正の概要であります。第3条の2第1項は、利益を生じた場合の処分の方法について規定しております。

第2項では、各種積立金の使途について規定しております。

第3項では、議会の議決を経た場合について、積立金をその目的外の使途に使用することができる規定であります。

第3条の3は、資本剰余金に関する条項であります。第1項では、毎事業年度に生じた資本剰余金は、その源泉別に積み立てることを規定しております。

第2項では、資産の滅失等に伴う資本剰余金の処分についての規定であります。廃止された従前の地方公営企業法の規定を本条例に規定し、従前どおりの処分を継続したいとするものであります。これまで資本制度の運用につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、全国一律の基準で運用されてきましたが、この規定が廃止され、おのこの自治体の条例、もしくは議会の議決により定めることとされました。このことにより、従前同法で定めていました義務づけあるいは枠づけに関する規定がおのこの自治体の判断にゆだねられることとなり、自主性が高められ、柔軟な運用が可能となったところでございます。

附則であります。この条例は、24年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第28号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、滝川市民会館及び滝川市郷土館分館華月館の指定管理者の指定を行いたいとするものでありまして、指定管理者となるべき団体は中央ビルメンテナンス株式会社空知支店取締役支店長、竹内弘、指定期間は平成24年4月1日から25年3月31日までの1年間であります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 議案第29号、第30号、第31号、第32号、第33号及び第34号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第29号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設については、一の坂、江部乙、花月の3つの保育所でございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏であります。指定期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市養護老人ホーム緑寿園、滝川市特別養護老人ホーム緑寿園、滝川市軽費老人ホーム緑寿園でございます。指定管理者となるべき団

体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏、指定期間は同じく平成24年4月1日から1年間でございます。

続きまして、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市西町デイサービスセンター、滝川市デイサービスセンターすずかけ、滝川市見晴デイサービスセンターでございます。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏、指定期間は平成24年4月1日から1年間であります。

続きまして、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけであります。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏、指定期間は平成24年4月1日から1年間であります。

続きまして、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センターです。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏、指定期間は平成24年4月1日から1年間であります。

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、就労継続支援施設、滝川更生園と滝川新生園であります。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏、指定期間は平成24年4月1日から1年間であります。

以上、議案第29号から第34号までの提案説明といたします。

○議長 議案第35号の説明を求めます。農政部長。

○農政部長 ただいま上程されました議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場でございます。指定管理者となるべき団体の名称、株式会社滝川グリーンズ、代表者の氏名、代表取締役、岩田伸次氏です。滝川市長も代表取締役でございますが、双

方代理の禁止によりまして岩田氏を代表者としております。指定期間は、平成24年4月1日から
の1年間でございます。

以上、議案第35号の説明といたします。

○議長 以上をもちまして平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案
第1号から第7号まで、議案第12号から第35号までの説明を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時33分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成24年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成24年 3月 7日（水）

午前10時01分 開 議

午前11時44分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 議案第 8号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
日程第 3 議案第 9号 平成23年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 議案第10号 平成23年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 5 議案第11号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第36号 副市長の選任について
日程第 7 議案第37号 教育委員会委員の任命について
日程第 8 議案第38号 公平委員会委員の選任について
日程第 9 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第10 議案第40号 市道路線の認定について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
総 括 理 事 兼 会 計 管 理 者	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君	総 務 部 参 事	居 林 俊 男 君

市民生活部参事 庄野雅洋君
 保健福祉部次長 佐々木哲君
 經濟部参事 千田史朗君
 農政部次長 中島隆宏君
 建設部長 大平正一君
 教育部長 舘敏弘君
 教育部指導参事 四十九院正満君
 病院事務部長 鈴木靖夫君

保健福祉部長 橘弘恭君
 經濟部長 五十嵐千夏雄君
 農政部長 若山重樹君
 農政部参事 多田幸秀君
 建設部技監 三谷文彰君
 教育部次長 河野敏昭君
 監査事務局長 堀下博正君
 病院事務部次長 田湯宏昌君

○本会議事務従事者

事務局長 中嶋康雄君
 副主幹 寺嶋悟君

次長 菊井弘志君
 書記 村井理君

開議 午前10時01分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。

遅刻の申し出は、田村議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 議案第8号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

○議長 長 日程第2、議案第8号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 おはようございます。ただいま上程されました議案第8号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

今回の補正は、国の第3次補正で確保された有利な財源措置を活用して開西中学校の改築事業を行うための補正、扶助費や他会計繰出金、各基金への積立金、各事業費など、年度末を控え、各経費の確定見込みによる過不足の調整並びに国庫支出金、道支出金、市債などの歳入の確定等による補正とあわせて、燃料単価の高騰に伴う各公共施設の燃料費等の補正が主な内容となっています。

議案の1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ7億5,618万9,000円を追加し、予算の総額を218億3,995万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。平成24年度に繰り越して使用する経費は、次の3事業に係る経費でございます。最初に、道営土地改良事業負担金の2,247万3,000円でございます。国の第4次補正で道の事業費15億円の経営体育成基盤整備事業が追加されたことを受け、滝川市の負担金を補正するものであります。道事業の実施が24年度となることから、今回予算措置を行い、その全額を繰越明許費としたいとするものでございます。次に、東小学校トイレ改修事業の2,173万5,000円でございます。文部科学省の学校施設環境改善交付金の決定が東日本大震災の影響によりおくれしておりましたが、内定が2月となったことによ

り、工事が年度内に完了しないため、その全額を繰越明許費としたいとするものです。次に、開西中学校改築事業の５億６，０２４万３，０００円でございます。国の第３次補正で東日本大震災対策関連として耐震補強工事に有利な財源措置が確保されたことを受け、２４年度予定していた事業をこの制度を活用し、実施するため、今回予算措置を行います。工事が年度内に完了しないため、その全額を繰越明許費としたいとするものでございます。

第３表、地方債補正でございます。変更といたしまして、道営経営体育成基盤整備事業債、４３０万円を増額し、３，１００万円、除雪機械整備事業債、２０万円を減額し、８７０万円、公園緑地造成事業債、４３０万円を減額し、１，４５０万円、道路新設改良事業債、１，５３０万円を減額し、１億円、義務教育施設整備事業債、３億２，４６０万円を増額し、６億６８０万円、図書館整備事業債、１７０万円を減額し、５，３００万円、災害復旧事業債、１０万円を増額し、９５０万円、臨時財政対策債、４６２万３，０００円を増額し、７億３，７３４万９，０００円にそれぞれ限度額を変更するものであります。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、１８ページ、１９ページをお開き願います。２款１項４目財産管理費、補正額２億２，７２１万６，０００円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込額の確定等に伴い、未来づくり基金積立金ほかを補正したいとするものでございます。なお、財政調整基金積立金については、将来の財政需要に備え、１億円の積み立てを行いたいとするものです。また、施設整備政策基金積立金については、基金利息収入及び寄附金の見込額の確定に伴う４２８万９，０００円の増額と将来の財政需要に備えた計画的な積み立てを実施するため、１億１，５００万円の積み立てを行い、合わせて１億１，９２８万９，０００円を増額補正したいとするものです。

２款１項７目市民生活推進費、補正額１０４万円の増額につきましては、市民生活の向上推進に要する経費の補正でございます。街路灯維持費補助金について、東日本大震災の影響により電気料の燃料調整額が増額となったことにより、増額補正したいとするものです。

２款１項９目交通安全対策費、補正額１，０００円の減額につきましては、基金利息収入の見込額の確定に伴い、交通安全対策事業整備等基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

３款１項１目社会福祉費、補正額５９０万４，０００円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。まず、燃料費についてですが、燃料単価が年度当初より値上がりが続き、平成２４年２月８日現在で当初予算積算時との単価差が灯油で１３円、Ａ重油で２０円５０銭となっております。社会福祉対策に要する経費では、重症心身障害児者施設、滝川通園事業所、たんぼぼの家の燃料費について不足が生じる見込みのため、燃料費を１３万４，０００円増額補正したいとするものです。次に、基金利息収入及び寄附金の見込額の確定に伴い、社会福祉事業振興基金積立金を５７７万円増額補正したいとするものです。

３款１項３目老人福祉費、補正額２，４１１万８，０００円の減額につきましては、老人措置に要する経費１，９５０万円の減額と北海道後期高齢者医療に要する経費４６１万８，０００円の減額の補正でございます。老人措置に要する経費につきましては、養護老人ホームの施設入所者が当

初見込みに対して減となったことから、補正したいとするものです。北海道後期高齢者医療に要する経費につきましては、平成２２年度療養給付費市町村負担金額確定によるものです。

３款２項２目保育所費、補正額２，１３０万３，０００円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正でございます。まず、燃料費についてですが、先ほどと同様に燃料単価の値上がりにより直営保育所の燃料費が不足する見込みにあることから、１６万３，０００円増額補正したいとするものです。次に、指定管理施設である花月保育所、一の坂保育所、江部乙保育所に通所する児童が当初予算積算時よりふえたことから、運営管理代行負担金を２，１１４万円増額補正したいとするものです。

次のページをお開きください。２０ページ、２１ページでございます。３款２項３目児童福祉施設費、補正額７２万４，０００円の増額につきましては、中央児童センターの燃料費が燃料単価の値上がりに伴い、補正をしたいとするものでございます。

３款３項１目生活保護費、補正額９，６３４万７，０００円の減額につきましては、生活保護に要する経費の補正でございまして、生活扶助費や医療扶助費などの実績見込みにより減額補正したいとするものでございます。

４款１項１目保健衛生費、補正額１，８７３万５，０００円の増額につきましては、地方交付税の確定などに伴う下水道事業会計負担金及び出資金の増額補正でございます。

４款１項５目環境衛生費、補正額１８万４，０００円の減額につきましては、墓地の運営管理に要する経費１６万５，０００円の増額、中空知衛生施設組合負担金３４万９，０００円の減額の補正でございます。墓地の運営管理に要する経費につきましては、墓地管理手数料等の見込額の確定に伴い、墓地管理基金積立金を補正したいとするものです。中空知衛生施設組合負担金につきましては、滝の川斎苑分の負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものです。

４款１項６目他会計繰出金、補正額１億９２３万５，０００円の増額につきましては、特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理及び地方交付税の確定に伴う整理等でございまして、説明欄に記載の各会計に対する繰出金について補正したいとするものでございます。

４款２項１目じん芥処理費、補正額７２３万７，０００円の減額につきましては、じん芥の収集処理に要する経費８，０００円の増額、中空知衛生施設組合負担金１，６３７万３，０００円の減額、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金９１２万８，０００円の増額の補正でございます。じん芥の収集処理に要する経費につきましては、基金利息収入の見込額の確定に伴い、ごみ処理施設建設費積立基金積立金を補正したいとするものです。中空知衛生施設組合負担金につきましては、ごみ処理施設分の負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものです。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金につきましては、建設費負担金の増額により補正したいとするものです。

４款２項２目し尿処理費、補正額５１４万８，０００円の減額につきましては、衛生センター分の中空知衛生施設組合負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。２２ページ、２３ページでございます。６款１項２目農業振興費、

補正額４８万７，０００円の増額につきましては、基金利息収入及び寄附金の見込額の確定に伴い、農業振興基金積立金を補正したいとするものでございます。

６款１項４目農地費、補正額３５万７千１，０００円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。２３年度事業につきましては、道営土地改良事業に係る滝川市負担金額の確定により１，８９０万２，０００円が減額となる見込みになります。一方、国の第４次補正にて道の経営体育成基盤整備事業費が追加されたことを受け、滝川市の負担金を２，２４７万３，０００円増額し、合わせて３５万７千１，０００円の増額補正としたいとするものです。

７款１項２目観光費、補正額７万４千２，０００円の増額につきましては、寄附金の見込額の確定等に伴い、観光振興基金積立金を増額補正したいとするものでございます。

８款２項１目道路維持費につきましては、歳出予算額の変更はありませんが、国庫支出金などの確定に伴い、財源振りかえを行いたいとするものでございます。

８款２項２目道路新設改良費、補正額２，３２１万４，０００円の減額につきましては、道路新設改良事業費の確定により減額補正したいとするものでございます。

８款４項４目公園緑地造成費、補正額２０万５千４，０００円の減額につきましては、公園緑地造成事業費の確定により減額補正したいとするものでございます。

８款４項５目街路事業費、補正額５万５千５，０００円の減額につきましては、鈴蘭通り線バリアフリー調査設計業務委託料の確定により減額補正したいとするものでございます。

９款１項１目消防費、補正額４５万５千６，０００円の減額につきましては、滝川地区広域消防事務組合負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。２４ページ、２５ページでございます。１０款１項３目教育振興費、補正額５６万８千８，０００円の減額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。１点目は、私立幼稚園就園奨励費補助金の確定見込みにより５００万円を減額補正したいとするものです。２点目は、私立幼稚園振興交付金の確定見込みにより、６０万円減額補正したいとするものです。３点目は、基金利息収入の見込額の確定に伴い、育英事業基金積立金ほかを８，０００円減額補正したいとするものでございます。

１０款２項小学校費、１目学校管理費、補正額７万１千４百２，０００円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。１点目は、市内小学校の燃料費について燃料単価の値上がりに伴い、４万９千２百７，０００円増額補正をしたいとするものです。２点目は、滝川第二小学校トイレ改修工事についてですが、車いすや介助を必要とする児童の進級に伴い、２階の女子トイレと３階の男子トイレを和式トイレから介助のしやすい洋式トイレに改修するため、２万１千３百２，０００円補正したいとするものでございます。３点目は、小中学校の環境整備にとご寄附賜りました１万５千７，０００円のうち、８万３，０００円を財源に小学校２校に必要な備品等を整備したいとするものでございます。

１０款３項中学校費、１目学校管理費、補正額３万１千２百６，０００円の増につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。１点目は、市内中学校の燃料費について燃料単価の値上がりに伴い、３万５千２，０００円を増額補正したいとするものです。２点

目は、小中学校の環境整備にと寄附賜りました15万7,000円のうち、7万4,000円を財源に中学校2校に必要な備品を整備したいとするものでございます。

10款3項2目学校建設費、補正額5億6,024万3,000円の増額につきましては、国の第3次補正にて耐震補強工事に有利な財源措置が確保されたことを受け、この制度を活用して開西中学校の改築事業を実施するため、補正したいとするものでございます。

10款4項高等学校費、1目学校管理費、補正額110万2,000円の増額につきましては、燃料単価の値上がりに伴いまして、西高等学校の関係でございますが、燃料費を110万3,000円増額補正したいとするもの、それと基金利息収入の見込額の確定に伴い、西高等学校整備基金積立金を1,000円減額補正したいとするものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額4万5,000円の増額につきましては、青少年対策に要する経費4万7,000円の増額、それと生涯学習推進事業に要する経費2,000円の減額の補正でございます。いずれも基金利息収入及び寄附金の見込額の確定に伴う青少年健全育成基金積立金の増額補正及び生涯学習振興基金積立金の減額補正をしたいとするものでございます。

次のページをお開きください。26ページ、27ページでございます。10款6項2目美術自然史館費、補正額41万7,000円の増額につきましては、燃料単価の値上げに伴い、燃料費の補正をしたいとするものでございます。

10款6項6目図書館費、補正額262万1,000円の減額につきましては、図書館の図書購入にとご寄附賜りました5万円を財源といたしまして新刊図書を購入し、図書の充実を図りたいとする補正及び滝川市立図書館移転改修工事費の確定により267万1,000円減額補正したいとするものでございます。

10款7項1目体育振興費、補正額74万5,000円の増額につきましては、体育協会運営管理費補助金について燃料単価の値上がりに伴い、74万6,000円を増額補正したいとするものと基金利息収入の見込額の確定に伴い、体育振興基金積立金を1,000円減額補正したいとするものでございます。

10款7項2目温水プール費、補正額132万9,000円の増額につきましては、温水プールの燃料費が燃料単価の値上がりに伴い、132万9,000円増額補正をしたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額3,527万4,000円の減額につきましては、実行見込みにより一般職等の職員給与、手当などを減額するものでございます。予算計上職員の退職、育児休業の取得などが主な減額要因となっております。

15款1項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、歳出予算額の変更はありませんが、市債の確定見込みに伴い、財源振りかえを行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で7億5,618万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款4項1目市たばこ税6,307万1,000円の増額につきましては、市たばこ税の実績見込みによる補正でございます。

10款1項1目地方特例交付金4,476万9,000円の増額につきましては、地方特例交付金の交付額の決定に伴う補正でございます。

13款1項2目民生費負担金47万円の減、14款2項2目衛生手数料17万円の増は、歳出関連でございます。

15款1項1目民生費負担金7,751万2,000円の減、15款2項3目土木費補助金84万8,000円の減、15款2項4目土木費交付金834万3,000円の減、15款2項5目教育費補助金132万1,000円の減につきましても、いずれも歳出関連でございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。15款2項6目教育費交付金2億3,951万4,000円の増につきましては、当初予算では義務教育施設改修改築事業に伴う歳入を安全・安心な学校づくり交付金で見込んでおりましたが、対象となる国の交付金制度で変更があり、学校施設環境改善交付金となりましたことから、安全・安心な学校づくり交付金2億1,265万6,000円を全額減額補正し、今回の歳出補正に伴う交付金増等とあわせ、新たに学校施設環境改善交付金として4億5,217万円を増額補正したいとするものでございます。

16款1項2目衛生費負担金120万2,000円の増につきましては、後期高齢者医療の保険基盤安定等負担金の確定に伴う道負担額の増額補正でございます。

16款2項5目農林業費補助金151万円の増、17款1項3目基金運用収入33万1,000円の減、次のページをお開き願います。14ページ、15ページでございます。18款1項1目一般寄附金1,184万8,000円の増、18款1項2目総務費寄附金29万9,000円の増、18款1項3目民生費寄附金524万6,000円の増、18款1項4目衛生費寄附金1,000円の減、18款1項5目農林業費寄附金79万9,000円の増、18款1項6目商工費寄附金72万1,000円の増、18款1項7目教育費寄附金55万6,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

19款2項1目基金繰入金9,282万8,000円の減につきましては、施設整備政策基金繰入金6,282万8,000円の減、ごみ処理施設建設費積立基金繰入金3,000万円の減であり、この2つの基金について当初予算で見込んでおりました基金繰入金をとめ、基金残高の確保に努めたいとするものでございます。

20款1項1目繰越金2億5,601万5,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項2目土木債1,980万円の減、22款1項3目教育債3億2,290万円の増につきましては、事業費の確定による市債の確定見込みによるものでございます。

次のページをお開き願います。16、17ページでございます。22款1項4目臨時財政対策債462万3,000円の増につきましては、市債発行可能額の確定によるものでございます。

22款1項5目農林業債430万円の増、22款1項6目災害復旧債10万円の増につきましては、事業費の確定による市債の確定見込みによるものでございます。

以上、歳入合計で7億5,618万9,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い

たします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、4点についてお伺いしたいと思います。

燃料費の増額補正が各款で行われております。3定までにも一定部分行われていたというふうに思うのですが、一般会計全体で当初予算と増額補正との関係で、予算ベースで燃料費が幾ら増額をしているのかと、トータルでお伺いをしたいと思います。

2点目は、19ページの市民生活の向上推進に要する経費で街路灯維持費補助金104万円ですが、電気代の燃料調整費によるものだということですが、燃料費調整単価ですね、なぜ街路灯だけなのかなということについてお伺いします。2点目は、街路灯については補正をすると、しかし増減はあると思うのですが、23年度予算時より電気料金が上がっているということは間違いないことで、電気料金トータルでどの程度歳出でふえているのかお示しをいただきたいと思います。

3点目は、23ページで土地改良に要する経費で、農業体質強化基盤整備促進事業、国の4次補正で明許繰り越しになるというもので、総事業費4,500万円を滝川市域というのですか、配分されたと、これについてお伺いをしたいと思うのですが、制度として定額助成、定率助成、あるいは間接補助、直接補助ということがございますが、今回はどういう形でやられるのか。2点目は、今回は空知土地改良区部分については外したと、今パワーアップ事業を続けているということもあると思うのですが、このいわゆるスポット方式というのか、小さい単位で取り組めるこういう方式を国は来年度以降も補正予算で出してくるという話もお伺いをしてしておりますが、その際には空知土地改良区については今度はやるのだよとかという、そんなような話がされているのか。この事業の特徴は、自力施行等の農業者主体の取り組みを定額で助成し、簡易な施行による区画拡大や暗渠整備を促進すると、農業者みずからが主体となって迅速に実施することが効率的というふういうたわわてはいるのですが、実態として農業者みずからがやると単価をどういうふうに決めたとかそういう、決算書を会計検査院が見ると全然水準に満たないものしかできないのではないかという不安が農業者にはあると思います。そういう点で、農業者みずからが主体となるからこそ迅速に実施できるとか、簡易な施行による区画拡大ができるという、そういう魅力を実現するためには、やはり自力施行を進めれるような、そういう市の支援も必要だというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

4点目は、23ページ、土木費、街路事業費で調査設計業務委託料についての差金です。これについては、契約時点で最低入札価格が現時点でどういうふうになっているのかと、設計業務の契約は最低のときは50パーセント台というのが頻発したという歴史があるのですが、いまだに、最低制限価格が適用されて以降落ちついてきているのか、それともそれでも最低制限価格にびたっと張りつくような状況になっていて、適正な事業執行に支障を来すような事態になる可能性を秘めているのか、そういったことについてお伺いいたします。

以上です。

○議長 長 それでは、清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 燃料費の関係の補正額について、トータルで増額分が幾らかというご質疑に対しての答弁をさせていただきます。

トータル総額1, 259万5, 000円となっております。

以上です。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 清水議員さんがおっしゃっている農業体質強化基盤整備促進事業なのですが、おっしゃられているのは定額助成の関係だと思います。これの予算化しているのは、定額助成は予算化していません。これはあくまでも農協さんでやるということで、この予算化しているのは定率助成の関係です。ですから、先ほどのご質疑は全部定額助成に関してのご質疑ですので、予算化はしていないということでご了承願いたいと思います。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 街路灯の補助金でございますけれども、当初予算作成時の電気料金、基本料あるいは燃料調整額というのは当初低い額でございましたので、具体的に言えば昨年の1月、2月ぐらいでマイナス45円55銭ぐらいでございます。それが震災後、一番高いときに調整金が4円99銭ぐらいまでに上がってございます。この関係で、町内会の各街路灯の切りかえ、ご協力いただきながら削減もしていただきましたが、それ以上に燃料調整額が多くなったということによって、差し引いても当初予算に不足を生じるということから補正をさせていただくということになったことでございます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 街路事業に関するベルロードのバリアフリーに関する委託業務の低入札といったご質疑だと思います。今現在測量に関する委託業務につきましては最低価格を設けてやっておりまして、一時のようになかなか低入札という状況には至ってございません。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、燃料については、全体で1, 259万円ということで、4月からいきなり2割超えたということではないと思うのですが、燃料費については2割以上上がったら単価を見直すという契約がされているはずなのです。電気については、調整単価がどれぐらい上がったから見直すとか、そういった契約というのが存在していないから街路灯だけが補正されたのか、要するになぜ街路灯だけなのかということをお聞きしたら、当初マイナス、低過ぎる予算を計上したのだと。しかし、予算つくるときはどこかの時点での単価をもとにするわけで、街路だけ何カ月も前の単価で予算組みしたわけではないでしょうから、なぜ街路灯だけ増額補正なのかということをお伺いしたわけですね。お答えを願いたいと思います。

それと、農業基盤整備については、19件の要望が採択をされていると思うのですが、制度としては定額と定率があると、ところが定率に全部なってしまったという中に、先ほど私が申し上げたこれは大変だぞと、場合によっては検査院に調べられたら還付をたくさんしなければならないことにもなりかねないと、そういうことが、これ非常に短期間ですから、4次補正が決まって締め切り

が1月11日ということですから、十分な計画をそれぞれの農業者が立てられないうちにすべて定率でいくということになったものなのか、それともJAがとにかく取りまとめて、定率でやろうということをやったようなものなのか。いずれにしても、次年度以降のこともあるので、なぜ全部定率になったのかということをその経過についてもお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 定額では19件、きちっとそれは農協さんでやっている、そしてこれは今までの道営土地改良事業ですから、これは定率部分として土地改良区でやっている、そして今回補正予算としては定率部分の市の負担分でございますので、清水議員さんが言っているのは予算化されていません。あくまでも農協さんでやっている、そこら辺はちょっと違う面だと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 燃料と街路灯の関係についてでございますけれども、燃料については2割ということで、指定管理施設については明文化されております。ただ、燃料については、ご承知のとおり短期で急激に上がったとか、そういった値動きというものの為替等の影響もあって非常に影響されると。電気については、それほど急激な変化というのはないようにもちょっと考えております。実際補正ということに至るまでには内部でのトータルでのやりくりとか、そういった中で何とかなるものについては当然補正に至らないというところもありますので、街路灯だけがということでの明確な理由というのはちょっと申し上げることはできませんけれども、ただ街路灯について全体でのやりくりがつかない見込みとなったということで、あとは燃料費と電気料の性質の違いということでご理解いただければと思います。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 農業体質強化基盤整備促進事業についてですが、今回は定額助成の相談とかもなかったということなのか、相談や検討はされたけれども、対象に残らなかったということなのか、自力施行できるという分が今回計上されなかったという中で、農業者自体が敬遠をしたのだということなのかどうか、そのあたりを明確にさせていただきたいというふうに思います。

それと、街路灯についてはほとんど定額助成ですね、定額助成でトータルがふえたので、市の予算を補正したと、つまり町内会の負担がふえたので、ふえた分を補うという、支出を減らすために、予定どおりの支出にするために補正をしたというよりは、市の補助金の総額が足りなくなったということだと思うのです。2回目の質疑で私お聞きしたと思うのですが、燃料費の負担もふえているけれども、各指定管理施設、各委託施設では電気料金の値上げでやはり経営を圧迫していると思うのです。燃料には2割というのがあるけれども、電気には何もないということではまずいと思うのですが、なぜ電気料金についてはそういう制度を設けてこなかったのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 先ほど来から何回も答弁させていただいていますけれども、多分ちょっと意味合いが

違うのかなと、ご質疑の趣旨も余り理解できてはいないのですが、定額と定率で、あくまでも行政としてかかわったのは空知土地改良区以外の部分です。空知土地改良区の範囲は空知土地改良区でやりますから、江部乙土地改良区と空知土地改良区以外の部分ですね、そのところをきちっと要望を取りまとめて、その中でＪＡさんがやるという方法です。ここに予算化しているのは、あくまでも定率部分として、道営土地改良事業ですから、道に配分されて、空知土地改良区にきた部分。それと、先ほど農家さんが云々と言っていますが、農家さんとかいろんな方と相談して、会計検査とかいろんな面があったり、農家さんが独自に発注できるのか、自分で施行できるのか、いろんな問題ございます。その中でＪＡが取り組んでいるということで、これはいいことだなと思っております。それと、次年度以降土地改良区で定額助成に手をつけないのかというのは、空知土地改良区ではどう考えているかはまだ私たちも把握しておりません。多分新たにやるのと道営土地改良事業の既存部分でどのぐらいの工事が年間通してできるのかということも、やっぱり考えなければいけない量の問題もあると思いますし、そういう形で、質疑も余り理解できていないので、答弁になっているかどうかはわかりませんが、あくまでもこの予算の範囲以外のご質疑として私たちは受け取って、お答えさせていただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 なぜ電気についてはそういう規定というか、決まりがないのかというご質疑でございますが、電気については乱高下あるいは急激な短期間における上昇とか、そういったものについて対応可能な範囲を超えていなかったためというふうには思っています。今後状況、電気代の上昇の仕方とか上昇の範囲とか検討すべき中身となれば、当然そのときには検討させていただきたいと思っています。過去そういうところまでは至っていなかったというふうに認識しております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第８号は可決されました。

◎日程第３ 議案第９号 平成２３年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長 長 日程第３、議案第９号 平成２３年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 ただいま上程されました議案第9号 平成23年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳出においては今年度の支払い実績を勘案し、保険給付費が不足する見込みがあることによる増額補正、共同事業拠出金の確定に伴う減額補正並びに平成22年度分の国庫、道支出金の確定に伴う償還による増額補正でございます。次に、歳入でございますが、平成22年度分の療養給付費等交付金の確定に伴う増額補正、前期高齢者交付金や共同事業交付金等の確定等による減額及び増額の補正並びに歳出関連による療養給付費等負担金等の増額補正が主な内容でございます。

1ページをお開きをいただきたいと思います。第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,884万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,834万2,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書、歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額3,352万2,000円の増額、2目退職被保険者等療養給付費、補正額4,210万3,000円の増額、3目一般被保険者療養費、補正額142万2,000円の増額、2項1目一般被保険者高額療養費、補正額2,712万7,000円の増額、2目退職被保険者等高額療養費、補正額1,449万8,000円の増額、以上につきましては今年度の支払い実績を勘案し、増額補正したいとするものでございます。

7款1項1目高額医療費拠出金、補正額2,507万2,000円の減額でございます。

10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います。3目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額1,114万円の増額、これにつきましては今年度の拠出金の確定により補正したいとするものでございます。

11款1項3目償還金、補正額2,410万2,000円の増額につきましては、平成22年度分の精算によるもので、内訳につきましては国庫支出金償還金として療養給付費等負担金1,607万4,000円及び特定健康診査等負担金401万4,000円の合計2,008万8,000円となり、道支出金償還金につきましては特定健康診査等負担金の401万4,000円でございます。

以上、歳出合計で1億2,884万2,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きをいただきたいと思います。2款1項1目療養給付費等負担金、補正額4,550万8,000円の増額につきましては、歳出関連でございます。

3款1項1目療養給付費等交付金、補正額1,015万2,000円の増額につきましては、平成22年度分の精算による交付金の確定により増額補正したいとするものでございます。

4款1項1目前期高齢者交付金、補正額5,638万1,000円の減額につきましては、今年度分の交付金の確定により減額補正したいとするものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額1,061万5,000円の増額、2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,874万1,000円の増額につきましては、平成23年度分の交付金の確定により増額補正したいとするものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金、補正額507万3,000円の減額につきましては、平成23年度分の積算見込みにより減額補正したいとするものでございます。

2項1目基金繰入金、補正額9,578万7,000円の増額につきましては、保険給付費の財源に充てたいとするものでございます。

9款1項1目繰越金、補正額319万4,000円の増額につきましても、保険給付費の財源に充てたいとするものでございます。

10款3項7目雑入、補正額629万9,000円の増額につきましては、過年度分の老人医療費拠出金の返還金の確定などにより増額補正したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1億2,884万2,000円の増額になったところでございます。

以上を申し上げまして議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、1点お伺いをしたいと思います。

歳入の8款繰入金で基金繰入金が9,578万7,000円と、当初既に5,000万円の繰り入れを予算計上されておりました、3年間で概算で予算を組んで最終的なことを3年目という形で基金からの繰り入れというのは発生しているというふうに思うのですが、予想以上に大きいのではないかというふうに思うので、これが大きくなった要因、またこれによって基金残高は恐らく2億円を切るぐらいかなというふうに思うのですが、その点もお伺いをしたいと思います。

○議長 長 ただいまの清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 国民健康保険における医療費の請求は3月か2月、翌年の2月という違う年度での請求がございます。特に今年度の場合11月、12月等に医療費が増となっているというようにございまして、今年度というか、この後保険給付費の高額療養費等が3月中旬、あるいは療養給付金というのは2月分が4月に確定をして支払いが行われるということがございます。そういうことを見込みますと、給付費が増になるということが相当はつきりと見込まれるということがございましたので、今回心配のないような形で基金の中から取り崩しながら、支給に問題のないような、そういう補正にしたいということで計上したということでございます。

(「基金残高」と言う声あり)

○市民生活部参事 当初で基金残高は今年度3億4,400万円だと思いますが、今5,000万

円が積み残しで、今回九千幾らかの取り崩しという形になりますので、まだ今の段階では 3 億 4, 4 0 0 万円が計上され、その中から補正を 5, 0 0 0 万円あるいは九千幾ばくかという形での基金ということで準備がされております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 要するに一時的な資金繰りということで 9, 0 0 0 万円余りの繰り入れをしたと、ということは歳入が年度末までにまた入って、結果的に決算をして、また基金に、最後 4 月以降にまた補正で基金繰り入れというようなことで、また基金の額が 2 億 9, 0 0 0 万円近くになるという見込みがあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 給付はこれからどうなるかということがありますけれども、今のところ予測としてはこの予算で余り残が残らないような格好ではないかなというふうに考えております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は可決されました。

◎日程第 4 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議 長 日程第 4、議案第 1 0 号 平成 2 3 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 1 0 号 平成 2 3 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明いたします。

このたびの補正は、保険事業勘定の保険給付費において主に施設サービス給付費及び地域密着型サービス給付費等の減額補正を行いたいとするものでございます。

それでは、議案に基づきましてご説明いたします。初めに、1 ページであります。第 1 条第 1 項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8, 0 0 0 万円を減額し、予算の総額を 3 1 億 8, 9 8 8 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

第 2 項で、補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額並びに介護サービス事業勘定の歳入予算の金額

は、それぞれ第1表によるところであります。

第2条で、地方債の補正について、地方債の変更は、第2表によるところであります。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございまして、お目通しをいただきたいと思っています。

続いて、補正の内容については事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っています。2款1項3目施設介護サービス等給付費の4,500万円の減額については、介護保険の3施設、これは老人福祉施設、老人保健施設、そして介護療養型医療施設でございますが、この3施設の利用者が当初見込みよりも少なかったことなどによるものでございます。

7目地域密着型介護サービス等給付費の3,500万円の減額については、グループホームの利用者が当初見込みよりも少なかったことなどによるものでございます。

以上、歳出合計で8,000万円の減額となったところであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思えます。2款1項1目介護給付費負担金1,375万円の減、2項1目調整交付金400万円の減、3款1項1目介護保険給付費負担金1,225万円の減、4款1項1目介護給付費交付金2,400万円の減、6款1項1目一般会計繰入金1,000万円の減、2項1目介護給付費準備基金繰入金1,600万円の減となっておりますが、これは介護給付費の減に伴う負担金の減額によるものでございます。

以上、歳入合計で8,000万円の減額となりまして、歳入歳出それぞれ8,000万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億8,988万3,000円としたいとするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定であります。これは特別養護老人ホーム緑寿園のスプリンクラー設置工事に係る市債額の変更に伴う補正でございます。

10ページは第1表、歳入予算補正、11ページは第2表、地方債補正でございまして、お目通しをいただきたいと思えます。

補正の内容につきましては、事項別明細書により歳入についてご説明申し上げます。14ページ、15ページをお開き願います。4款1項1目一般会計繰入金960万円の減額、7款1項1目施設介護サービス事業債960万円の増額をするという内容の歳入予算の補正でございます。これは、当初充当率75パーセントの市債として2,860万円を計上しておりましたが、その後充当率100パーセントとなったことから、960万円の市債を増額をして、その分一般会計の繰入金を減額するというものでございます。

16ページをお開き願います。歳出予算については、補正はございませんが、歳入予算の補正に伴いまして財源内訳を変更するものでございます。

以上を申し上げまして議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第5 議案第11号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第5、議案第11号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 ただいま上程されました議案第11号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、平成23年度保険料収入の見込み増による増額補正、平成22年度広域連合事務費負担金の確定による精算に伴う減額補正、平成23年度保険基盤安定負担金の確定による増額補正であります。繰越明許につきましては、住民基本台帳法の一部改正により後期高齢者医療システムの改修を予定しておりましたが、後期高齢者医療広域連合からの仕様書のおくれにより平成23年度中の実施が困難となったことによるものでございます。

1ページをお開きをいただきたいと思います。第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ659万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,756万4,000円としたいとするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、繰越明許費は、第2表によるところでございます。

2ページ、3ページをお開きください。第1表は、歳入歳出予算補正。それから、次のページ、5ページになりますけれども、第2表は繰越明許費でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合

納付金、補正額659万1,000円の増額の内訳につきましては、広域連合事務費負担金として169万1,000円の減額、保険料分として667万8,000円の増額、保険基盤安定負担金分として160万4,000円の増額によるものです。

以上、歳出合計で659万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料656万8,000円の増額についてでございますが、現年度分保険料642万2,000円、滞納繰越分保険料14万6,000円を増額したいとするものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は8万7,000円の減額でございますが、内訳としては事務費繰入金として169万1,000円の減額、保険基盤安定繰入金として160万4,000円の増額となることによるものでございます。

4款1項1目繰越金につきましては、財源調整のため11万円を増額したいとするものです。

以上、歳入合計659万1,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 8ページ、9ページの歳入、1款の後期高齢者医療保険料、2節滞納繰越分保険料が14万6,000円と、滝川市は114円の口座を差し押さえたということで、ネットを見れば、滝川市114円ぐらいで後期高齢者とやれば出てくるようなことで、実はあるところでは有名なのです、滝川ってひどいまちだなと。内容は別として、それが恐らく道の資料に載るのです。そういう中でお聞きをしたいのですが、まず滞納合計が幾らで何人ということでお伺いをしたいと思います。また、今回の滞納繰り越しの徴収は、督促状に対して自主的に納付をされたのか、それとも債権差し押さえ等によるものなのか、そのあたりについてもお伺いをしたいと思います。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。

(「ちょっと調整いただきたいと思います。1点答えられる部分だけ」という声あり)

○議長 長 そうしたら、全部調整の上で。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時20分

○議長 長 それでは、会議を再開をいたします。

ただいまの清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 現在の滞納の人数、11人でございます。金額的には62万6,000円。そ

れから、その中で差し押さえということですが、2件ほどございまして、14万1,000円ということでの差し押さえということになってございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 対象者は全員75歳以上の方です。そして、年金が1カ月1万5,000円以上ある方については年金から特別徴収されますので、滞納繰り越し分で差し押さえられた方々というのは皆さん月額1万5,000円未満の年金で暮らされている方々です。国税徴収法には、差し押さえに当たっては生活を脅かしてはいけないとか、これ年金が口座に入ったというときに、その瞬間に押さえるというやり方を恐らくしているというふうに思うのですが、そうでないと、たくさん資産を持っている方なのだという事例であれば別ですが、その場合は1人10万円、さらにそれに2割を足して社会保障とか、そういった1カ月当たりの収入を超える収入がない場合差し押さえ禁止だということにもなっているわけです。そういうことをきちっと守って差し押さえを75歳以上の方に対してしているのかということについて確認をしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 差し押さえに当たっては、いずれも納付相談というものを行い、それからそういう相談の中で自主的納付という形でのお願いをしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この場合、歳入項目としては市民生活部所管であることは間違いないと思うのですが、しかし、この徴収に当たっては、市民生活部の中の税務課がやっているわけですね。参事が税務課を所管されているのであればわかると思うのですが、納付相談をしてやっていますなんていうのは答弁にならないですよ。私は、地方税法や国税徴収法の規定をきちっと指摘をして、それを守っているのかと聞いたわけですから、守っているか、守っていないか、そういうことで答えられる方がきちんと答弁をしていただきたいと、税務課所管の部長さんあるいは課長さんということになると思うのですが。

○議長 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 制度的にはきちっと踏まえながら、納税相談を通しながら対応しているということでございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第6 議案第36号 副市長の選任について

○議長 長 日程第6、議案第36号 副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第36号 副市長の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

私の政策提言の一つである滝川の営業マンとなる副市長の公募による登用を進めるため、昨年11月1日から12月16日にかけて公募を行いました。期間中、全国から125人の応募があり、書類審査、個別面接による選考の結果、埼玉県さいたま市在住の鈴木光一氏を副市長候補者として決定させていただきました。氏の多様な社会経験、豊富な人脈が公募の目的である経済活性化、市役所改革などに成果が大いに期待できると判断をいたし、このたび鈴木光一氏を副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴をご参考までにお手元に配付させていただいております。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。荒木議員。

○荒木議員 私は、市民クラブを代表し、議案第36号 副市長の選任についてを可とする立場で討論をいたします。

まず初めに、今回の副市長全国公募に当たり、北海道の小さな地方都市である本市の活性化に力をかしたいとの思いから、市の選考において副市長候補者となりました鈴木光一氏を含む道内外125名すべての応募者に心から敬意を表するものであります。

以下数点にわたり賛成の趣旨を述べます。まず、第1に、鈴木氏のご経歴から拝察する域を超えませんが、大変厳しい競争下にさらされている民間企業におけるさまざまなプロジェクトに携われた豊富な経験が人口流出あるいは限界集落の問題を抱える地方の閉塞感を打破する一歩になるのではないかという期待感であります。今全国の地方都市は、そのほとんどが徐々に崩壊に向かっていると言わざるを得ないというふうに思います。何らかの目に見える前進がもたらされれば、本市のみならず全国各地にあきらめないことの大切さを伝えられるものと確信しています。第2に、組織の活性化への大きな期待であります。今後職員とさまざまな議論を深めていかれる中で、ぜひとも新たな視点とよい刺激をもたらしていただきたいと願っております。第3に、都市部に地域の実情を伝えるメッセンジャーとなり得るということです。関東圏や大都市への過度な一極集中は、結果

として国の形をゆがめていると感じています。滝川に居住し、自治体運営に携わられる中で、その豊富な人脈を通じて危機感を共有できる理解者をぜひともふやしていただきたいと思っています。

以上が賛成の理由であります。今回の案件につきましては、本市の人口規模から発生する副市長2名体制の妥当性や、あるいは新たな財政措置を含めて市民の間でも賛否があることは承知をしております。承知をしておりますが、反対をされる方々には現状打開の具体策はどのような具体策をお持ちなのかを聞いてみたいという思いもあります。また、この案件は、閉塞感を打開するための道内初の新たなチャレンジであって、その結果予測を現段階で議論することに私はくみするものではありません。いずれにしても、新たな取り組みは一個人でできるものではありません。民間出身の副市長の登用という、この絶好の機会に行政、議会、関係機関、市内企業や諸団体、そして市民が一体となった活性化への挑戦を心から願い、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第7 議案第37号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第7、議案第37号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第37号の提案理由についてご説明をさせていただきます。

滝川市教育委員会委員、野地和英氏が平成24年5月23日で任期満了となります。このため、後任として引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては印刷配付をしておりますので、お目通しをいただき、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第３７号を採決いたします。
本案については、これに同意することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第８ 議案第３８号 公平委員会委員の選任について

○議 長 日程第８、議案第３８号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第３８号 公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市ほか６組合公平委員会委員、小出孝氏が平成２４年３月３１日で任期が満了することとなりますことから、後任として引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、小出孝氏の略歴につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第３８号を採決いたします。
本案については、これに同意することに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第９ 議案第３９号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第９、議案第３９号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、ただいま上程されました議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、水戸部尚夫氏が平成24年5月11日で任期満了となります。したがって、引き続き同氏を選任いたしたいと思っております。地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴書につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第10 議案第40号 市道路線の認定について

○議長 日程第10、議案第40号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第40号についてご説明申し上げます。

今回認定する市道路線は2路線でございます。参考資料をごらんいただきながらご説明いたします。認定する路線の整理番号1137番及び1138番は、道道江部乙雨竜線のJR函館本線との立体交差化に伴う覆道を市道として路線認定するものであります。整理番号1137番は、起点、江部乙町西13丁目1565番5地先から終点、江部乙町1570番2地先で延長340メートル。整理番号1138番は、起点、江部乙町1568番6地先から終点、江部乙町1572番11地先で延長460メートルとして認定したいとするものであります。今回の認定によりまして、道路台帳での総延長は4万8,464メートルとなります。なお、供用開始は、北海道の工事完了後に引き継ぎを受け、平成24年4月1日を予定しております。

以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は可決されました。

ここで、先ほど副市長の選任に同意いたしました鈴木光一氏からあいさつの申し出がございますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月8日から3月12日までの5日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月12日までの5日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時44分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成24年第1回滝川市議会定例会（第8日目）

平成24年 3月13日（火）

午前10時00分 開 議

午後 2時37分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員 （18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	清 水 雅 人 君
3 番	水 口 典 一 君	4 番	坂 井 英 明 君
5 番	渡 邊 龍 之 君	6 番	小 野 保 之 君
7 番	木 下 八重子 君	8 番	山 本 正 信 君
9 番	三 上 裕 久 君	10 番	堀 重 雄 君
11 番	関 藤 龍 也 君	12 番	山 口 清 悦 君
13 番	田 村 勇 君	14 番	井 上 正 雄 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	大 谷 久美子 君	18 番	窪之内 美知代 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
総 括 理 事 兼 会 計 管 理 者	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君	総 務 部 参 事	居 林 俊 男 君
市民生活部参事	庄 野 雅 洋 君	保 健 福 祉 部 長	橘 弘 恭 君
保健福祉部次長	佐々木 哲 君	経 済 部 長	五十嵐 千夏雄 君
経 済 部 参 事	千 田 史 朗 君	農 政 部 長	若 山 重 樹 君
農 政 部 次 長	中 島 隆 宏 君	農 政 部 参 事	多 田 幸 秀 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君
教 育 部 長	舘 敏 弘 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
教育部指導参事	四十九院 正満 君	監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君
病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君	病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君

○本会議事務従事者

事務局 長 中嶋 康雄 君
副主 幹 寺嶋 悟 君

次
書

長 菊井 弘志 君
記 村井 理 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

○議長 長 ここで、副市長から3月7日の本会議における議案第8号の提案説明について訂正したいとの申し出がございましたので、発言を許します。副市長。

○副市長 おはようございます。補正予算提案説明の訂正につきまして説明をさせていただきます。

議案第8号の平成23年度滝川市一般会計補正予算（第5号）の2款1項7目市民生活推進費の補正額104万円の増額の提案説明におきまして、東日本大震災の影響により電気料の燃料調整額が増額となったことにより増額補正したいと、このように私説明をいたしました。それを原油価格等の高騰により電気料の燃料調整額が増額となったため増額補正をしたいと、このように訂正をさせていただきますと思います。

大変申しわけございませんでした。

◎日程第2 平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第2、これより平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は45分以内の持ち時間制により演壇において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 おはようございます。市民クラブの大谷久美子です。私は、市民クラブを代表いたしまして、平成24年度の市政執行方針並びに教育行政執行方針に対しまして6件17項目29要旨について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎1、施策の基本的な考え方

- 1、10カ月の行政運営の評価について
- 2、「イレブンプラスワン」の政策提言について

3、経済活性化について

4、次世代エネルギー対策について

52年ぶりに誕生した民間出身の市長として、滝川市民は大変期待しているところです。今回の市政執行方針の中にも、子育て支援の強化として医療費負担の軽減や子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりを進めるため、保育時間の延長、放課後児童クラブの時間延長などの施策が盛り込まれました。また、民間副市長の起用も滝川市の発展のためには大いに期待したいところであります。さて、前田市長は、この10カ月間市長として民間感覚を取り入れた行政運営に取り組んでこられました、市長として自己評価をお願いしたいと思います。

次、2つ目ですが、「イレブンプラスワン」の政策提言について質問いたします。就任後この政策提言について実行できたもの、進行中のもの、検討中のもの、着手できないものを明確にしたい。2つ目、給食費の無償化や中高一貫校についてはどのように考えておられるのか。新副市長が中高一貫校に意欲を示していることから、これからの課題として取り組んでいくのかもお示してください。3つ目ですが、まち自慢のパークゴルフ場、このことは市民の要望も大変高く、注目されております。パークゴルフ場建設調査費が計上されましたが、今後どのように進んでいくのか、建設のめどはいつごろになるのかを質問いたします。

次、3つ目として、経済の活性化についてです。民間シンクタンクの設立について。先般新聞報道において、滝川市に対する提言、助言を行い、また市側からのさまざまな案件に関する相談ができるような民間シンクタンクの設置が明らかになりました。副市長の全国公募、そしてこの民間シンクタンクの設置方針と、市長の滝川の経済活性化に向けた並々な意欲を感じますが、この組織に一番期待するところは何なのか、また具体的な人数、規模などの想定される構成などについて伺います。2つ目、昨年度の方針にも新たな基本ブランドの創出、発信について書かれておりますが、24年度についても同じく新たな滝川ブランドの創出、発信が書かれておりますけれども、本年度は具体的にどのようなことを考えているのかをお伺いいたします。

次、4つ目ですが、次世代エネルギー対策について伺います。1つ目、最近の国や北海道のエネルギー支援策についてはどういうものがあり、滝川としてどう取り組もうとしているのか、市長のお考えを伺います。2つ目、1とも関連いたしますけれども、滝川市のエネルギー対策に対する考え方について伺います。地域に根差したエネルギー対策や関連事業の創出を目指し、庁内検討組織を中心に地域の経済活性化を視野に入れた調査検討を進めとなっておりますが、どのような計画を想定しているのか、地域に根差したエネルギー対策とはどんなものがあるのか。次、3つ目として、太陽光発電導入支援の補助金が盛り込まれました。住宅用補助制度の創設のみなのか、公共施設などへの設置見通しも検討されるのか伺います。

◎2、市民との対話によるまちづくり

1、江部乙地域振興について

2、男女共同参画について

大きな(2)に移りますが、市民との対話によるまちづくり。江部乙地域振興について質問いた

します。1つ目、市政執行方針の中で地域の皆様とともに地域振興策を考える組織の設立を支援するとの方針が示されております。総合的かつ全体的で具体的な施策を検討していく組織となるようですが、どのような構成による組織づくりを考えているのでしょうか。また、昨年丸加高原健康の郷を考える市民会議が発足しておりますが、それとは別の組織をつくるのか。振興策はいつまでに策定しようとしているのかを伺います。2つ目ですが、夏にはそらぷちキッズキャンプが本格開園されることから、丸加高原を訪れる外客が多くなると予想されます。しかし、重要拠点の一つである丸加高原健康の郷は、一部の機能を残しただけの営業で半休業状態となります。早急に活性化に向けた取り組みを開始すべきだと思います。年次的、計画的に整備を進めるとなっておりますが、見直しはどうなっているのかをお伺いいたします。

次、男女共同参画についてです。男女共同参画を積極的に進めるための取り組みとして男女共同参画計画策定検討会議を設置するということが書かれておりますが、このことは市民も大いに望むところです。検討委員会の構成メンバーは、どのように考えておられるのか。有識者も考えているかどうか。設立のめどはいつごろになるのか。これまで市民活動として市と男女共同参画推進協議会等の協力のもとに取り組んでまいりましたが、この連携についてどのように考えておられるのか。

◎3、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

1、中心市街地の活性化について

次、(3)、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて。1つ目、中心市街地の活性化についてお伺いいたします。駅前開発ビジョンが策定されましたが、市政執行方針では中心市街地活性化のためのくつろぎどころ、コミュニティレストラン、チャレンジショップなど個別の方針は示されておりますが、このビジョンについて触れられておりません。ビジョンは既存の公共施設の建てかえなどにあわせ、駅前への集約化の検討や3—3地区の再活性化事業展開の方向性プラス公共機能を持たせるといった方向性が示されています。個別の取り組みはもちろんです。このビジョンを具体化していくために何をするのか、あるいは当面は民間任せで市としては静観するというようなのか、いずれにしても新年度の方向性を示すべきと考えますが、見解を伺います。2つ目、中心市街地の活性化についてはソフト、ハード面から市長の決意が読み取られ、今後の進展に期待が寄せられるところですが、市政執行方針においては街なかへのサービスつき高齢者向け住宅の整備促進など、より具体性を持った施策の検討が示されております。経済部はもとより、保健福祉部、さらには建設部などを巻き込んでの横の連携が必要な施策であり、住みかえ支援策の検討とともに大きな期待をしているところであります。街なかのにぎわいづくりは長年の課題であり、前田市長の民間発想が注目を集めることと思います。民間資本を呼び込み、中心市街の再活性のための起爆剤が求められております。前田市長としてこの問題に今後どう取り組まれようとしているのか、お考えを伺います。次、3つ目ですが、高齢者のくつろぎどころ、まちぶらをまちぶら実行委員会へ継承し、軽食事業及び高齢者などへの昼食宅配サービスなどの新たな支援をすると思いますが、具体的にどのようなサービスを考えているのか。また、今までのまちぶらの機能を残すのか。また、高齢者の負担増にはならないのか。お伺いいたします。

◎4、誰もが住みよい安心安全なまちづくり

1、「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について

次、4つ目ですが、誰もが住みよい安心安全なまちづくりについて。「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」についてお伺いいたします。第5期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業に盛り込まれました介護用品支給事業、リフト付きタクシー等利用助成事業は、在宅で介護されている方にとっては朗報と言えます。しかし、介護度が4、5度の方に適用ということですが、4度、5度という方はほとんど寝たきり状態であり、施設入居あるいは病院に入っている方が多いのではないかと思います。多くの高齢者が自宅で暮らしたいと願いを持っておりますことや高齢者施設の空き待ちが多い現状から、在宅介護にもっと光を当て、介護度3度までに拡大すべきではないでしょうか、見解を伺います。リフト付きタクシー等助成事業については、これも大変朗報ではあります。加えて、リフト付きタクシーまでいなくても、運転手などが協力するケアタクシー、このケアタクシーというのは私が勝手にネーミングをしたわけですが、自宅の部屋からタクシーまでの移動が高齢者世帯、高齢者夫婦の場合は本当に大変であります。ですから、普通のタクシーが来てもなかなか乗せるということが大変ですから、ケアタクシーということで運転手がその介助を手伝う、そして病院の受け付けまで手伝うと、そういった形のタクシーサービスがなければ、なかなか自宅介護というのは難しいのではないかと思います。何とかそれについても検討すべきではないか。施設入所すると大変多くのお金がかかるわけです。そういうことを考えるならば、自宅で介護する家族の負担の軽減に努め、在宅介護がしやすい状況に変えていくということが大切だと思いますが、そのことについて見解を伺います。

◎5、元気な産業と活力あるまちづくり

1、農業の活性化について

2、農政部の江部乙移転について

3、所得政策の恒久化について

4、江部乙丘陵地対策について

次、農業行政について伺います。農業の活性化について。1番、農業振興を滝川経済の推進役と位置づけておりますが、現在の滝川農業の現状から目標値が具体的に示されておきませんが、検討されているのであれば示していただきたい。特に次の事項は、農業者はもちろん、市民も注目しております。1つ、将来の滝川市内での農業人口、農業生産額の年次目標、農業者みずからの農業産物の加工、販売による所得拡大と雇用の拡大など6次化の推進の具体的な件数目標、品目などの計画があればお示しいただきたい。また、滝川市の農業は規模拡大型に進んでおりますが、このままでは農業就業人口が減少して、集落のコミュニティが崩壊するのではないかと、市としても適正な就業人口や規模を示して歯どめをかけるとともに、農業人口を維持できるような施策を講じる必要があると考えますが、市長の考えをお伺いします。

次、2つ目、農政部の江部乙移転についてです。前田市長の公約の中でも農政部の江部乙移転の

考えが示されていましたが、今でもその考えに変わりはないのかどうか。移転を考えているのならば、いつごろまでに結論を出すのかお伺いいたします。

次、所得政策の恒久化について。平成23年度から戸別所得補償が水稻、畑作物に実施されておりますが、予算措置で行っている現状にあり、法制化されていないため、次年度以降がどうなるのか農業者は非常に不安であります。政策の恒久化が農業経営の安定のために必要であり、戸別所得補償制度により滝川市内の担い手農家は昨年23年度の豊作と相まって経済的に一息ついている現状にあります。全国市長会等で話題となっていることがあれば、その状況についてお伺いいたします。

4つ目、江部乙丘陵地対策について。現在江部乙の丘陵地帯には31ヘクタール、旧滝川市内に約7ヘクタールの樹園地があり、リンゴや小果樹が植えられておりますが、高齢化が進み、新規定植、改植も停滞している現状にあります。菜の花を含め、農業振興と江部乙丘陵地観光の一翼を担っておりますが、その振興対策を考えているのかをお伺いいたします。例えば新品種リンゴ苗木の助成、果樹農家としての新規就農者を募るとか、すぐにできることはたくさんあると思いますが、どう考えるかお伺いいたします。

◎6、教育行政

- 1、少人数学級の導入について
- 2、外国語指導助手（ALT）の増員について
- 3、フッ化物洗口について
- 4、中学校における武道の必修化について
- 5、学校の魅力づくり事業について

次、教育行政についてです。教育行政では、安心、安全な学校を目指して開西中学校、第三小学校の改築に向けての取り組みや給食施設の整備、また中学校にことばの教室の設置や文化、体育大会出場奨励金の対象拡大などの要望を取り入れるなどは、高く評価いたします。

質問の1つ目として、少人数学級の導入についてです。これについてはこれまでも何回も一般質問でもしているわけですが、改めて考えを求めたいと思います。小中学校の学習指導要領が改訂され、指導内容が大幅に増大いたします。そんな中で、子供一人一人に応じたきめ細かな指導を充実するために少人数指導は欠かせません。市独自の少人数学級実践事業の成果をどのようにとらえているのかお伺いいたします。2つ目として、学校教育は学習指導のみならず、多様な生徒に責任を持って対応しなければならず、滝川市の取り組みは評価するものですが、生徒指導や特別活動、部活動など、TTやサポートの導入だけでは対処できない場面も多くあります。小中学校少人数学級の必要性和実現についてをどのように考えるかお伺いいたします。次、3つ目、今年度の市内のすべての学校を35人以下学級にすると何学級多くなるのか、予算的にはどのくらいの持ち出しになるのかをお伺いいたします。教育のまち滝川としてぜひとも検討されるよう要望を付して、次の質問に移ります。

外国語指導助手（ALT）の増員についてです。中学校の外国語の時数がこれまでの週3時間か

ら指導要領によって4時間にふえました。そのことから、ALTも3人から5人になりました。滝川市は国際交流が盛んなこともあり、子供たちが常に外国人の方と接する機会も多く、増員になったということは喜ばしいことでありますけれども、ALTの配置や対応はどのようになるのかお伺いいたします。

次、3つ目ですが、フッ化物洗口について。これまでフッ化物洗口を学校で実施することの問題について私はたびたび指摘してまいりましたが、今年度より全校実施となりました。保護者に対する十分な説明とモデル校における実施状況の実態把握、問題と思われる点の解消に向けた配慮が必要と思いますが、どう考えますかお伺いします。

次、4つ目、中学校における武道の必修化です。今年度から中学校の学習指導要領が変わり、体育の授業の中に武道が必修となりました。武道を選択する学校が全国的に多いと聞いておりますが、武道の必修化に伴う滝川市の対応がどのようになっているのかお伺いします。学校選択の状況、武道場、体育着、指導者、安全面、時数、保護者説明等についてどのようになっているのかお伺いいたします。

次、学校の魅力づくり事業。平成18年度に学校の顔づくり事業というのがありました。それを行ったことの成果と、継続しないで今回学校の魅力づくりに変わったと、そういった理由についてお伺いします。また、補助金が出るわけですが、対象校の選考や補助金の配分はどのように行われるのか質問いたします。

質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○議 長 大谷議員の代表質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、市民クラブを代表しての大谷議員の代表質問にお答えしてまいります。

まず、大きな1番目の(1)でございます10カ月の行政運営の評価につきましてでございますが、昨年4月に52年ぶりの民間出身の市長として就任以来10カ月が経過したわけでございます。この間民間感覚を取り入れた行政運営に心がけ、まちづくりに取り組んでまいりました。市民のためになるかどうかを基本姿勢として行政運営に当たり、これまで副市長の全国公募を初め、白鵬米のブランド化や台湾での農産物の販路拡大及び観光キャンペーン、広域連携の推進や被災地支援などを積極的に進めてまいりました。これまでの行政運営についての自己評価とのことですが、スピード感、コスト意識、お客様第一主義などの経営感覚の3つの民間企業感覚を念頭に、常に100点を意識した姿勢で何事にも臨んでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、「イレブンプラスワン」の政策提言についてでございますが、市政執行方針の中で、イレブンプラスワンの政策提言について半数以上着手してきたところと申し上げました。その進捗状況を具体的に区分してほしいとのご質問ではございますが、市政執行の中であえて着手してきたところという言葉を使ったかと申しますと、それぞれの成果が伴って初めてご質問にありました実行できたものに含まれるものではないかと考えているところです。ということから、今議会でご同意いただきました副市長の公募、登用につきましても滝川の経済活性化、市役所改革などの成果が伴って初めて実行できたものとして区分されるのではないかと考えております。そういう点から、市政執行方針、新年度予算に掲載しております副市長の公募、登用、民間シンクタンクの設置、就学前乳

幼児の医療費無料化、延長保育の時間延長、公共施設などの耐震化、バリアフリー化、滝川ブランドの創出、発信、災害に強いまちづくりと安心、安全の備蓄、この7項目については進行中のものに分類されるのではないかと考えております。また、新年度予算に調査費として計上させていただいておりますまち自慢のパークゴルフ場については、現在事業部長調整会議の中で検討しているところであります。残りました給食費の段階的無料化、市立中高一貫校の設立、医療分野での広域連携、新たな市内循環バスの運行については、事業の優先度や制度構築、財源の確保など実現する上での諸課題が整理できた段階でお示しさせていただきたいと考えており、私に与えられました4年間の任期内で実施に向け最大限努力していきたいと考えております。

次に、その中でございます給食費の無償化や中高一貫校についてはどうなっているかというご質問でございますが、給食費の無償化につきましては平成23年市議会第2回定例会において井上議員の代表質問でご答弁をいたしました。現時点では学校給食施設整備や学校給食費の未納対策という大きな課題の解決を優先せざるを得ないという状況であります。この無償化については、保護者の負担を軽減し、子育て支援を行うための有効な施策であるという考えは変わっていませんので、多くの市民の皆さんのご意見を聞きながら、財政状況もかんがみながら任期中に検討していきたいと思っております。次に、中高一貫校につきましては、滝川西高は普通科、職業科それぞれが大学進学や就職、さらには部活動等においてすぐれた実績を残しており、滝川に西高ありとの高い評価をいただいております。滝川市内や空知北学区において児童生徒数が減少する中で、滝川西高等学校が将来にわたって地域の中学生や大学、企業から選ばれる学校であり続けるためにどのような特色を持つべきかといった将来ビジョンの検討が必要になっております。中高一貫校については、道内外の学校について調査研究を行っており、中学校と高校を接続して設置する併設型の学校や中学校課程と高等学校課程を統合した一体型の中等教育学校としての北海道で唯一の公立校である北海道登別明日中等教育学校や札幌市中高一貫教育校設置基本構想について調査をしておりますが、導入に当たっては地域に大きな影響があることから、教育委員会の中でしっかりと議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、パークゴルフ場の建設調査費についてのご質問でございますが、政策提言では官民協働によるまち自慢のパークゴルフ場の建設を掲げておりましたが、官民協働、まち自慢といった視点で内部検討を行っていただいた中で、全道規模の大会誘致ができるような競技志向の高い本格的なパークゴルフ場の実現をコンセプトに運営方法、採算性などについて検討しているところです。当面は、民間で運営しているパークゴルフ場の施設管理や運営方法の聞き取り調査を行った上で、建設場所や運営主体、管理体制などの方針を策定し、関係機関や関係団体の意見を聞き、議会にお諮りしていきたいと考えております。建設時期については現段階では申し上げられませんが、文字どおりまち自慢のパークゴルフ場として継続的に運営していけるめどが立った時点で、他の施策や事業との優先度、財源措置なども念頭に置きながら、しかるべき時期にご提案させていただきたいと思っております。ただ、要望の声が多い事業でもありますので、現任期の中で着手したいと考えております。

次に、民間シンクタンクの設立についてでございますが、私は民間出身市長として市役所には民

間企業感覚が必要と考え、公募による民間副市長の登用と行政をサポートする民間シンクタンクの設置を政策に挙げました。都市シンクタンクについては、2011年4月現在、全国では43件の設置事例があり、自治体の内部組織としての設置が多いのが実態です。私は、行政からの働きかけは必要と考えていますが、あくまでも民間の自主的な活動が望ましいと考えており、結果として市民や市外の有識者の情報や知恵をまちづくりに反映できればと思っております。この民間シンクタンクが設置されれば、行政以外の専門的な視野や幅広い活動を通じた情報や知恵を市に提供していただけるものと考えておりますが、さらに滝川市を応援する民間シンクタンクとして地域活性化のための自主事業を行うことも想定しており、行政の枠にとらわれない活動を期待しているところです。現在市外の学識者等とどのような組織とするのか検討しており、現時点では具体的な人数や規模は決めておりませんが、大学教授等の学識者を顧問とし、市外の専門家や市内の活動家、企業経営者などの幅広い知恵のネットワークを構築したいと考えているとともに、ジャンルによっては適宜ゲストをお迎えするなど弾力的な組織とすることも考え方として持っております。

次に、新たな滝川ブランドの創出、発信についてのご質問でございますが、平成23年度は白鵬米の商品化、SPFソーセージや江部乙産トマトのケチャップの作製、台湾での販売促進活動などに取り組んだところですが、新年度はさらに活動を広げ、他市町村と連携した海外への販売活動、東京、大阪などでの販売PR活動に取り組んでいきます。また、新たな取り組みとして、滝川商工会議所及び市内事業者などと農商工連携による地元特産品を使った商品開発、販売可能性等の調査に取り組むことを調整していくとともに、新副市長のネットワークも活用して販路開拓に取り組みたいと考えております。

次に、4番目の次世代エネルギーの対策について、その中での国や北海道と滝川はどう取り組むかというご質問でございますが、かねてより我が国のエネルギーを取り巻く状況につきましては、とりわけ先進国の中でも極めて低い自給率などの課題が指摘されてきたところであります。それに加えて、昨年の東日本大震災により原子力発電を軸に構築されつつあった電力供給の体制が大きく揺らぐなど、今まさにエネルギー政策の基本的方向性の立て直しに向けて国を挙げての議論が展開されているところであります。そういった状況を受けて、国や道では来年度予算案においても複数の省庁、関係部局からそれぞれさまざまな施策が提示されており、この場で逐一説明を申し上げることは差し控えさせていただきますが、新エネルギーや省エネルギー設備等の導入や先行的な技術、調査の研究等に対する補助など幅広い支援策の実施が予定されているところでございます。滝川市としまして、国や道との密接な連携構築を図りながら、これらの支援制度についての情報収集に努め、公共施設等への率先的導入はもとより、市内のエネルギーに関する検討組織における議論をベースに、地域の民間事業者等の活力を引き出せるようなプロジェクトの検討や実践を進めていけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、滝川市のエネルギー対策に対する考え方についてのご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、国や道などの支援をフルに活用しながら、今後市内のエネルギーに関する検討組織を中心に幅広い視点から情報収集や議論を進め、なるべく早い段階において滝川で展開でき得る具体的テーマを選定していきたいと考えております。また、滝川の地域特性や資源等を生かした

エネルギー事業であるとともに地域経済の活性化もにらみ、できるだけ地域の事業者によって主体的に展開が可能なプロジェクトであることが望ましいことから、検討の早い段階から地域事業者等との情報交換も積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電導入支援補助金は住宅のみなのか、公共施設などへの設置はというご質問でございますが、市では平成24年度より滝川市民個人の住宅への太陽光発電導入を対象とした滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金を創設し、地域の新エネルギーの導入促進とともに地域の経済活性化を図るべく、今後成長が見込まれる環境、エネルギー分野における新規事業の掘り起こしへの契機づくりにしたいと考えております。なお、現時点で経産省からの情報では、本年4月からの施行が予定されていますいわゆる再生可能エネルギー特措法により実施される導入後の電力の固定買い取り制度について、住宅以外の導入については住宅よりも優位な条件での全量買い取り制の適用が受けられることとなるため、国の補助制度と同様、市としても住宅以外の太陽光発電設備の整備に対しての支援制度は考えてはおりません。また、公共施設への太陽光発電の導入につきましては、現時点で導入が決定している具体的案件はございませんが、現在平成25年度からの改築工事に向けて基本設計を進めている滝川第三小学校については、蓄電型太陽光発電設備の導入を検討しております。

次に、大きな2番目の1番目、江部乙地域振興についてでございますが、昨年の第2回定例会でも申し上げましたが、地域資源などを生かし、地域が主体となって地域振興に取り組む地域づくりが重要と考えております。東滝川地域では、ご存じのとおり町内会連合会主体で東滝川地域の振興を考える懇談会が組織され、市役所職員もメンバーになって地域とともに検討を進めてきました。江部乙地域については、江部乙地域から選出された市議会議員の皆さんとも相談してきたところがありますが、農産加工やフットパス、乗馬や桜並木づくりなどさまざまな市民活動グループが活躍されており、これらの団体を核にして地域振興策の検討を進める組織づくりの動きが出てきたことから、行政としても支援していきたいと考えております。また、地域振興策については、組織化を進めていくことにより各団体の相互理解や横のつながりが広がり、その下地が徐々に形づくられていくと思っております。なお、丸加高原健康の郷を考える市民会議は、丸加高原健康の郷が来年度から直営管理となることから、その活用策について検討いただくために立ち上げた組織ですので、この組織をベースにということではなく、地域主導による江部乙地域の振興を考える組織として設立されることを期待するとともに、必要であれば東滝川地域と同様に行政も一緒に参加しながら地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に、そらぶちキッズキャンプの本格開園に合わせまして早急に丸加高原の活性化をというご質問でございましたが、丸加高原健康の郷は滝川観光の重要なエリアであり、伝習館はその拠点と考えており、また江部乙地区の重要な施設であるとも考えております。伝習館は開設から二十数年経過し、施設、設備の老朽化が進んでおり、冷暖房設備などの故障により水漏れが発生するなど、現状の施設での運営は困難と判断し、24年4月から市が管理するとともに、施設整備に必要な補修、改修の実施設計を行うこととしております。このため、宿泊、食堂などの業務及びグリーンヒル丸加の業務を休止しますが、工事に支障のない範囲で休息施設としてロビーやトイレを一般来館者に

開放いたします。また、健康の郷の広場やオートキャンプ場等は通常どおりの維持管理を行い、周辺の景観の保全にも努めます。なお、現在丸加高原健康の郷を考える市民懇談会を開催し、健康の郷や伝習館の役割、機能や運営形態についてご検討いただいているところであり、これらについて24年度に方向性を取りまとめるとともに、施設改修につきましては今年度以降年次的、計画的に整備を進めることにしています。当分の間は、施設等の改修状況に応じ、利用可能な部分からご使用いただく予定ですので、ご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2番目の男女共同参画についてのご質問でございますが、男女共同参画計画策定検討会議についてのご質問でございますが、検討会議を設置するに当たり、現在滝川市男女共同参画計画策定検討会議設置要綱を制定し、本年4月1日施行することで事務を取り進めております。検討会議の構成員につきましては、幅広い意見が反映されることが重要であると考えておりまして、ご質問のありました有識者も含め、現在委員構成の検討を進めているところであります。また、男女共同参画推進協議会との連携につきましては、検討会議の構成員としてご協力いただくことも考えておりますし、あわせて計画の内容等について協議会との協議、情報交換を行うなど、連携を図りながら計画づくりを進めたいと考えております。

次に、大きな3番目の(1)でございます。中心市街地の活性化について、その1番目の駅前再開発ビル活性化ビジョンの取り組み等についてのご質問でございます。活性化ビジョンにつきましては、市の玄関口であります駅前地区の再生を視野に調査検討を行い、これまでの2核1軸を基本とした考え方に市役所や市立病院、さらには図書館といった公共機能を集約した拠点新たに、1軸3拠点の形成による中心市街地活性化の方向性を示したものです。今後ビジョンを具現化していくためには、行政だけではなく経済界を初め商店街や市民団体などの関係者が連携し、より強固な体制を構築することが必要不可欠であります。既に昨年、中心市街地活性化協議会が中心となり、栄町3-3地区対策やアーケード等の商店街共同環境施設の維持管理に向けた調査検討が進められ、新年度においては地区の再生手法の策定やアーケードに対する支援制度がスタートする予定であります。一方、駅前再開発ビルについては、市が駅前再開発ビル側に提示した5条件を堅持しつつ、情報交換に努める考えでありますが、新年度においては駅前広場の再生やベルロードのバリアフリー化事業の推進を初め、たきかわホールの利用促進に向けた機能の充実、さらには「く・る・る」への事業支援、「とんとん」への委託事業を継続するとともに、まちづくりセンターを中心ににぎわいづくりや次世代を担う人材づくりを推進することにより拠点形成を目指したいと考えております。

次に、2番目の街なかへのサービスつき高齢者住宅等の検討についてのご質問でございます。中心市街地の活性化につきましては、平成20年3月に国の認定をいただきました中心市街地活性化基本計画のハード及びソフト24事業すべての事業を着実に取り組んでいるところであります。ハード事業におきましては、市立病院の建てかえや図書館の市役所内移転、まちづくりセンターを整備し、中心市街地に都市機能の集積と充実に努めてまいりました。街なか居住の推進においては、駅前団地さかえを建設し、民間共同住宅8棟、老人ホーム、高齢者向け共同住宅、小規模多機能居宅介護併設の高齢者専用賃貸住宅等が建設されております。今後におきましてもコンパクトなまち

づくりを実現するために、高齢者向け居住施設や戸建て住宅の住みかえなどの誘導や集積を積極的に図り、街なか居住を推進するとともに、これまで取り組んでいるソフト事業を推進し、活力ある中心市街地にしていきたいと考えております。

次に、高齢者のくつろぎどころでございますまちぶらへの新しいサービス、そして高齢者の負担等についてのご質問でございますが、現在のまちぶらにつきましては、高齢者の方が買い物途中や病院の帰りなどに気軽に立ち寄れる高齢者ふれあいサロンとして昨年4月に開設し、1日平均26名に利用いただいております。新たな運営体制ですが、3月下旬に滝川市商店街振興組合連合会と障がい者団体、滝川市による実行委員会を設立いたしますが、現在の高齢者ふれあいサロンの機能はもちろん、まちぶらの名称も引き続き継承することで進めております。新たなまちぶらでは、障がい者団体がくつろぎどころの運営を担い、昼食時に弁当やめん類、おにぎりなどの軽食メニューを手ごろな価格で提供できることとなりますが、軽食を注文しなくてもこれまでと同様にくつろぎどころとして無料でお休みいただけますので、高齢者の皆さんに新たなご負担をいただくことは考えておりません。また、弁当については高齢者宅へ配達するサービスも計画しており、訪問時の声かけによる安否確認、さらには商店街の割引クーポン券配布も予定しているところです。商店街と障がい者団体が連携することで高齢者の閉じこもり予防と見守り支援を継続し、新たに障がい者の作業訓練機会の創出や商店街情報の発信による消費促進などの効果が期待できることから、今後もより多くの高齢者の方々が中心市街地のまちぶらに立ち寄っていただき、にぎわいを創出する拠点となるよう支援していきたいと考えております。

続きまして、大きな4番目の1番目でございます第5期高齢者保健福祉計画等の中の1番目、介護用品事業等を介護度3まで拡大すべきではないかというご質問、そしてまたケアタクシーなどを検討すべきではないかというご質問でございますが、第5期介護保険事業計画において、平成24年度から新規事業といたしまして家族介護用品支給事業、リフト付きタクシー等利用料助成事業を実施することとしています。計画策定に当たり実施したアンケート調査では、住みなれた自宅での介護を希望する回答が最も多く、在宅介護を推進する観点から取り組もうとするものです。その対象者は、家族介護用品支給事業では要介護4以上の認定を受けた排尿、排便全介助の要介護者を在宅で介護している方、リフト付きタクシー等利用料助成事業では要介護4以上の認定を受けた寝たきり、または歩行困難なため移動の際にストレッチャーや車いすを必要とする住宅で介護を受けている方となります。これは、在宅介護に負担の大きい要介護4以上の重度者の方にできるだけ在宅生活を継続していただき、施設へ移行する限界点を高めることにより、介護保険給付費の低減につながるものと考えております。対象範囲の拡大については、利用状況や利用者の方々等のご意見をお伺いするとともに、財政的負担を考慮した上で判断してまいります。リフト付きタクシー等利用料助成事業につきましては、要介護4以上の歩行困難な方が居宅から医療機関へ通院する際の負担軽減を図るものです。このため、通常はリフトつき寝台タクシー及び車いす対応タクシーを利用するものと考えておりますが、先ほどの対象範囲の拡大とあわせ、タクシー運転手の介助によるタクシー利用についても利用者の方々等のご意見をお伺いするなどして判断してまいります。

次に、大きな5番目の1番目でございます。農業の活性化の中で目標値等のご質問でございます

が、2010年農林漁業センサスによりますと、農業就業人口は894人で10年前と比べますと4割減少しており、また滝川市内の1経営体当たりの経営耕地面積は11ヘクタールで10年前の1.7倍に増加しております。現状では農業人口、農業生産額の年次目標についてはお示しすることはできませんが、農業人口の減少に歯どめをかけることは滝川市の農業振興に必要でありますので、国の新規就農給付金制度を積極的に活用して新規就農者や後継者を確保するとともに、滝川農業塾を開設し、将来の滝川農業を担う後継者等を育成してまいります。また、適正な営農規模については、農業経営基盤強化の促進に関する滝川市の基本構想において地域における主要な営農類型を定めておりますので、これを基本に指導するとともに、野菜などの高収益作物を導入した集約型農業を推進するため、直売用野菜栽培ハウスへの助成を行ってまいります。さらに、6次産業化については、農産物の付加価値向上や雇用が期待されることから、24年度は優良事例や支援制度を紹介する研修会などを開催して機運の醸成を図り、品目などの計画を定めるのではなく、6次産業化に取り組む農家を積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、農政部の江部乙移転についてでございますが、私は滝川市の基幹産業であります農業の振興をより一層推進したいとの考えから、昨年機構改革の中で農政部を設置して、その考えを明確にさせていただきました。私の信条であります現場主義の考えから、営農セクションを江部乙地区に移転したいとの思いは今も変わらず持っております。しかし、既に滝の川の広域営農センター内に営農振興室を設置して、JAたきかわと協調しながら技術指導や営農相談を実施していること、また平成24年度の農業政策として滝川農業塾の開設を予定していることなどから、現段階で移転に関しての具体的なスケジュール等を描いているものではありません。今後とも農業政策を充実していく観点から、江部乙地区への移転について農業者や農業関係機関の意見をお伺いしながら判断していきたいと考えております。

次に、所得政策の恒久化についてでございますが、農業者戸別所得補償制度は本年度から水田における作物に加え、畑作物を対象として本格実施されましたが、数量払いを基本とした所得補償交付金の支払いとなったほか、産地資金が創設されたことは滝川農業の実情に合った制度と認識していますが、議員のご指摘のとおり法制化されていないため、農業者からは制度の安定化を求める要望が寄せられております。市といたしましても、農業者が将来にわたって安心して営農でき、長期的な視点で営農計画を立てるためには制度の法制化は必要であると考えていることから、昨年全国知事会及び全国市長会から制度の法制化を国に要望しているところであり、農林水産大臣は制度の法制化について意欲を示しているものの、具体的な動きは見受けられないため、道や関係団体と一体となって国に強く要望してまいります。

最後に、江部乙の丘陵地対策についてでございます。江部乙丘陵地域は畑作と果樹が主体として営まれており、菜の花やリンゴなどの作物は滝川の観光にとっても重要な資源となっております。特に果樹については、高齢化や担い手不足により作付面積が減少していることから、江部乙リンゴの将来を危惧しているところであります。このため、果樹生産者の皆さんの意向を個別に把握するとともに、果樹協会や農協など関係機関と協議し、将来の作付計画や担い手の確保対策、付加価値向上の取り組みなどを取りまとめた果樹振興計画を策定してまいります。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○市 長 済みません、訂正でございます。

先ほどの農業の活性化の中で答弁させていただきました２０１０年農林業センサスによる農業就業人口を８９４人と申しましたが、８４９人の間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、大谷議員の代表質問に対しまして、教育行政についてお答えをさせていただきます。

６件、１項目の１つ目であります少人数学級の指導の成果ということでございます。平成２０年度から本市独自の少人数学級実践事業を小学校３年生、４年生を対象に実施をしてきたところでありまして、平成２３年度は３校３クラスにおいて実施しております。３年生、４年生は学校生活の中で活発な時期となることから、一人一人にきめ細かな見守りと小集団での指導の継続性が必要なことから、重点的に取り組んできたところです。成果につきましては、授業活動や学級活動などの場面で教師がより児童一人一人に応じた学習指導と生活指導ができたことだというふうに思っております。特に学級の人数が１２人程度少ない平均２６名で編制できると、これは３５人をやったときとやらないときの差ということですが、大体平均的に今２６名程度で授業を行っております。そのことによりまして、発表や討論場面などの機会がふえてコミュニケーション能力が向上した。個別の対応により学習につまずいている児童への適切な支援ができた。また、教育相談や生活指導など教師が児童と向き合う時間が十分確保できたなどが挙げられます。また、少人数学級のよさを生かしたグループ学習などに対応できたことから、子供たち同士が協力して学習や行事に取り組む意欲が向上したというふうにとらえております。

２点目の小中学校の少人数学級の必要性和実現についてどのように考えるかということでありま。少人数学級の導入につきましては、ことし４月の時点では、ことしというのは２３年度当初ということです。国、道の制度や事業により、小学校１、２年生と中学校１年生は３５人学級ということになります。文部科学省の計画では平成２７年度までに小学校全学年、平成２８年度までに中学校全学年での３５人学級を目指しておりますが、その実現を教育長会としても全国組織を通じて強く要望しているところであります。本市や北海道が実施しております少人数の実践事業においても成果について明らかになっていることから、３５人学級編制と関係する教職員の定数配置を国が計画どおり進め、未来を担う子供たちに質の高い教育ができるよう切に望んでいるところです。本市の少人数実践事業につきましては、２４年度も引き続き小学校３、４年を対象として実施をしたいというふうに思っておりますし、きめ細かな指導による効果的な指導方法としては、教室に複数の教員を配置するＴＴ指導や習熟度指導、本市が全校に配置しております学びサポーターの活用があり、子供たちにとって先生と向き合う場面がふえることで学習意欲がはぐくまれるよう、国や道の制度と本市の独自事業を織りまぜた取り組みを今後も推進をしてまいりたいというふうに思っております。

平成24年度に市内すべての学校を35人以下にすると何学級ぐらい多くなるのかと、あるいは予算的にどのぐらいの持ち出しになるのかということですが、現在のところの推計では24年度に小学校の5、6年、中学校の2、3年に拡大した場合については4名の教員が必要ということになっております。現在の市費負担教員の実績から見ますと、法定福利費を含めまして1人当たり約500万円ということでありますから、4人で約2,000万円の財源が必要ということになります。

次に、外国語指導助手の増員についてでございます。外国語指導助手については、これまで小学校担当として2名、中学校担当として1名の計3名の配置を行いまして、子供たちの英語力の向上と外国の文化、言語に親しむための教育を進める教師のアシスタント役として取り組んできたところであります。ご質問にありましており、中学校の外国語の授業時間がことし4月からスタートする新学習指導要領によりまして週当たり3時間から4時間にふえることから、外国語指導の一層の充実と外国の文化に対する理解やコミュニケーション能力の向上を図るために、外国語指導助手を自治体国際化協会の外国青年招致事業を活用して今年8月から2名増員して5名体制としたいとするものであります。この増員に当たりましては、中学生の英語力を高め、国際感覚を養うために中学校の重点化を図るべく、配置につきましては5名全員を本部校を中学校に、勤務校として小学校に巡回をする新しい体制を考えているところであります。新年度2学期からの中学校の外国語授業では、これまで平均2週間に1回程度の配置から1週間に2回程度の配置が可能となり、ネイティブな表現に触れる授業や中学校の生徒とのコミュニケーションの機会がふえることとなります。また、小学校の5、6年の外国語活動はすべての授業に配置するよう計画していますので、担当の先生方とALTの打ち合わせなども確保してまいります。この外国語指導助手の効果的な活用については、各学校の先生方にメンバーになっていただいておりますALT活用委員会を通じて指導計画の確認や連携した授業が円滑に進むよう取り組んでまいりたいというふうに思います。

続きまして、フッ化物洗口の関係であります。平成23年度は西小学校と江部乙小学校の2校でモデル校として実施をしております。3月5日にモデル校の課題の報告と検証、今後の実施方法について全小学校の担当者にて協議をいたしました。この協議を踏まえた上での課題としては、24年度から実施をする学校の保護者や教職員もモデル校同様にきめ細かな説明と迅速な情報提供を行い、また実施時間や準備方法についても実施校の規模に合わせて検討する必要があるということでもあります。また、平成23年度の学校保健調査では滝川市の12歳児の虫歯本数1.71本であります。全国平均の1.20本と比べて多いということから、平成24年度から全小学校でこのフッ化物洗口を実施継続をして、虫歯を減らし、健康な歯を維持していく必要があるというふうに考えております。これまでのモデル校での課題を踏まえて、教育委員会としては全小学校の実施に向けた実施要領を現在作成中でありまして、今月中にも校長会を通じて各学校へ指針として示してまいりたいというふうに思っております。また、虫歯予防の効果を検証するために、継続的に基礎データの収集、整理、分析を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、中学校における武道の必修化についてであります。まず、各学校の選択状況あるいは武道場の状況ですが、江陵中学校においては、柔道を選択をし、自校に武道場がございます。武道場が

ありますので、柔道畳を使用する。明苑中学校につきましては、柔道を選択し、中央児童館 1 階に柔道室がございますので、そちらのほうを使用することにしております。開西中学校につきましては、相撲を選択をしております、これは 23 年度既に自校の武道場を整備をしておりますし、多目的マットというものを 23 年度にもう既に整備をしております。江部乙中学校においては、柔道を選択し、自校の武道場がございますので、こちらが多目的マットを整備をして対応しております。また、道着の関係ですが、柔道においては一人一人の体格に合った道着が必要ということと衛生面を考えて、個人で購入をしてもらうということにしております。また、低所得者に係る就学援助につきましては、助成の対象として新年度予算で計上させていただいております。また、近隣の高校でも柔道は体育の授業で使われておりますので、個人購入としたいとしたところがございます。一方相撲につきましては、基本的なルールを学ぶための授業につきましてはジャージで十分足りるということがございますけれども、回しを使用した指導が必要な場合につきましては、個人負担で全員がそろえる必要性はなく、簡易な回しを学校に必要な数はそろえたいというふうに思っております。武道の必修化に伴いまして、昨年度から教育センターや空知教育局主催の研修会が開催をされておりまして、各学校の体育教師が全員いずれかの研修に参加をしております。特に教育センターでの研修では実技も行われておりますし、体育の教員は免許の取得に際して武道は必修となっております。この武道の実施に当たりましては、安全面に十分配慮するとともに、教科体育としての効果を上げるために柔道連盟等の外部指導者に授業協力をいただくことや 1 学期中に教育委員会が主催をして武道の専門家を招いての研修会を予定しているところであります。各学校ごとに武道における指導についての安全対策の検討を行い、例えば頭から畳に突っ込むような内また、はね腰、払い腰、背負い投げなどをかけることは禁止するなど、生徒の実態を踏まえた学習内容となるよう計画を進めています。また、3 月の 9 日、文部科学省の通知によりまして、教員が指導できる水準に達しているかどうか、安全に配慮した指導計画が策定されているかどうか、用具の安全確保が図られているかどうか、事故発生時の応急処置や緊急連絡体制についての 4 項目について 5 月末までに報告が求められておりまして、準備が整うまで授業を始めないこととしております。教育委員会としましても通知の趣旨を徹底し、安全に、かつ楽しく武道の学習が進められるよう指導してまいりたいというふうに思っております。

次に、学校の魅力づくり事業であります。ご質問にありました平成 15 年度から行ってまいりました学校の顔づくり事業につきましては、平成 18 年度で終了しております。顔づくり事業としてのコンセプトは、各学校の経営目標をさらに具体化した教育活動を行い、オンリーワンの学校をつくることを目的に掲げ、それを教育委員会として後押しすることとした事業であります。成果としましては、顔づくりとして学校の特色を鮮明にして事業の拡大や充実を図り、オンリーワンとして現在に生かしているものもございます。例としましては、開西中学校の我が主役 V・G・A の活動、明苑中学校の歌声の明苑、あるいは西小学校の地域の方による読み聞かせ活動などがございます。ただ、残念ながらこれが継続しなかった背景には、この制度の開始当初から既存事業の費用にも充てることを可能としたために、4 年間で顔づくり予算が経常予算化となったということが考えられております。今回の学校の魅力づくり事業につきましては、次代を担う子供たちがこのまちに

生まれてきてよかったと、住みたい、住み続けたいとを感じるために、まず学校が好き、滝川の学校の思い出がいつまでも残る学校づくりを進めたいという考えで具体的な施策としたところであります。これからの教育に求められる先駆的な取り組みを支援をしたいというふうに思っておりますし、もちろん他校への広がり、そして地域への発信をできるものというふうに考えております。

補助金の決定につきましては、教育委員会の中に設置をしております教育委員協議会に諮り、選考した学校と金額を決めてまいりたいということでございます。

以上、ご答弁をさせていただきました。

済みません、2点ほど訂正をさせていただきます。先ほどフッ化物洗口の関係ですが、全校での打ち合わせ会議、23年3月5日と申し上げたようであります。24年、ことしの3月5日の誤りでございます。それから、開西中学校のV・G・Aと申しましたが、申しわけありません。A・G・Vの間違いです。訂正させていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。再質問ございますか。大谷議員。

○大谷議員 ご答弁いただきまして、大変ありがとうございました。何点か再質問させていただきたいと思います。

1つ目は、経済活性化のところですが、昨年度の方針で新たな滝川ブランドの創出ということで白鵬米、ケチャップ等いろいろなこと、台湾の訪問等いろいろお話ございました。その中なのですが、白鵬が観光大使ということで、白鵬米についてかなり関心が高いわけですが、イベント等で俵の白鵬米の販売はよく見ているのですが、白鵬米を購入したいけれども、どこにあるのだと、なかなかないという話を聞いております。農協にあるのだということを聞きましたが、この前農協に確認しましたが、ございませんでした。23年度については品物が余り多くなくて、ないというようなことも聞いておりましたが、今年度についてはこういったPR効果も大いに利用しながら、白鵬米の販売を具体的には今年度どうしようと考えているのかを再質問いたします。

それから、2点目ですが、江部乙地域の振興策についてですが、振興策の組織づくりについては新年度、24年度中に振興策が完了するのか、また振興策の実施時期についての考え方について伺います。

次、第5期の高齢者保健福祉計画についてですが、4度、5度という方針が書かれておまして、市長から説明もいただきましたけれども、終わりのほうで意見を聞いて判断するというふうにおっしゃったと思いますが、私の質問している3度についてもその状況や意見を聞いて、あるいは予算のことなども勘案しながら判断されるのか、今年度については4、5ということで方針が出されておりますので、それ以上の進展はないのか、判断する見通しがあるのかということについて伺います。

それから、教育行政についてでございます。市が独自で3、4年生まで拡大しているということ、大変ありがたく思っておりますが、先ほども申しましたようにTTやサポートではまだ対処し切れない部分がたくさんあると思えます。そんな中で、年間2,000万円の持ち出しとなるとかなり負担は多くなるかと思いますが、これについても平成27年度を待たず、何とか滝川市の教育の

目玉として今後考えていく可能性があるのかどうか、27年度までの見通しを含めながら質問したいと思います。

それから、ALTのところですが、外国語指導助手について中学校に籍を置くということで、その中から小学校のすべての授業に入ると聞いたと思いますが、まず学校に配置されるとなると生徒とのいろんな関係の中で、授業だけでなく行事だとか部活だとか、そういったことのかかわりも持ってもらえるのか、ALTの中にはいろんな可能性を持っている方がいらっしゃるのではないかと思います。授業以外での触れ合い、それから小学校の全部の授業に入ると言ったのか、もう一回確認いたします。

それから、フッ化物の洗口についてですが、3月2日にモデル校の調査とか話をまとめられたのだと思いますが、その中でどういう課題だとか問題点が上がったのか、それぞれがスムーズに行われたのか、もしそこでのがあれば、お話ししたいと思います。

それから、武道の必修化についてです。実技研修が行われるということですが、多くの体育の指導者については武道については指導は余り得手でないというか、難しいと言われる人が多いと聞いております。この実技研修も実施されると思いますが、どの武道、武術をとってもそんな簡単な研修では身につかないのではないかと思います。外部指導の方を入れるということですから、その方については有段者とかいろんな指導ができる方が来ると思いますが、何しろ生徒が多い中での授業ですから、目が行き届かない、事故が非常に多いということについての心配をしているわけです。特に柔道での事故が大変多いという報道がされておりますし、先日芦別の問題も新聞に載っていたわけです。計画をきちっと出して、そういうものがはっきりしないうちは授業を始めないとかありますけれども、非常に難しいなど、安易に取り組めないなど私は思っております。そういった充実しない場合の取り組みとして、安全確保が整うまでどの程度まで延期できるものなのか、そこら辺の見通しについても伺いたいと思います。それから、時数について非常に少ないわけですが、就学援助の対象になっている子供さんについての体育着については助成されますけれども、わずか数時間と。それを利用して、子供たちがその後それを着て自分の趣味につながるのであればそれはそれでいいのですけれども、そこら辺やはり検討が必要ではないかと。例えば柔道着については大、中、小そろえて、クリーニングをしてお返しすると、そういうような方策も考えなければ、全部保護者負担では問題があるのではないかと思います。そのことについて伺います。

以上です。

○議長 長 それでは、大谷議員の大きく7点の再質問に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 白鵬米の関係でございますけれども、農協に確認したら、ないということで、当初農協のJAサービスなり菜の花館でこれは間違いなく売ってございました。ただ、そのときに品切れになったのかどうかということでございますけれども、それはちょっと今確認とれませんけれども、間違いなく農協のJAサービス、菜の花館、そして現在はふれ愛の里でも購入できるようになっております。5キロ袋でございます。5キロ袋がそのような形で今売っていることは事実でございます。また、東京のほうでは、ご存じのように三越の日本橋店でも売っております。あと、そのほかで購入ということになれば、白鵬米自体が年過ぎてから、ことしに入ってから売れたものですから、

まだ販路がそんなに広くはないですけども、今のところでは購入できるようになっております。

○議 長 総務部参事。

○総務部参事 江部乙地区の地域振興策について24年度中にやるのかということと、実際実施するのはいつの時期なのかというようなご質問がございました。

江部乙地区につきましては、昨年議員さんたちとも懇談をさせていただいて、まずは組織化ということを考えようということで、先ほど市長からも、フットパスですとか乗馬や桜並木のそういったグループが活躍していると、そういった実態から、やはりそれらを組織化することがまずは大事だろうというふうに考えてございます。また、東滝川と同様に自主的な活動をするということのも大事でございまして、まず組織化を最初に考えまして、その後に当然地域振興策の検討、さらに実施というようなことで、スケジュールについては組織化の段階で皆さんと協議をしていくということが大事だというふうに考えてございます。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 第5期の高齢者介護事業計画の関係なのですが、新規事業で介護用品の支給事業とリフト付きタクシーの利用料助成事業であります。市長からは介護度4以上ということで申し上げました。一応ことしについてはまず4以上の介護度でやっていきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても対象範囲の拡大につきましては、その利用実態とか、また利用者からのご意見を伺いまして拡大すべきかどうかということ判断していきたいと考えています。当然財源もございまして、そういったことで介護度3以上につきましても考えていきたいと考えています。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、少人数学級の実践についてということでありまして、先ほど4名必要だということで、仮に全小中学校で実施をした場合、その場合に影響する学校は実は3校でございまして。私どものほうも35人学級の拡大を考えたときに、ある特定の学校というよりは、やっぱり全部の学校に少人数の指導をとといいますか、単に学級の人数ではなくて、それぞれの子供一人一人の実態に見合った形での見守りをどうするかという形で今全校に学びサポーターという形で配置をしているところでありますので、学びサポーターのほうも非常に学校のほうからは要望が高くて、何とかぎりぎりご要望におこたえできる範囲で、予算の範囲もありますけれども、おこたえをしているところでありますので、少人数学級の35人学級をさらに国が進んでいった場合にどういうふうな、委員会としてその拡大部分をどういう施策でやっていくかということにつきましてはまだ今後の課題かなというふうに思っておりますので、今ここで27年度までに先行してやりますということについて直ちにお答えできる状態ではございませんので、ご理解を賜ればというふうに思います。

それから、ALTの関係についてですけども、全クラスと申し上げましたのは、先ほど言いました小学校5、6年生の外国語指導の場合についてはすべての授業に入ることが可能だということでございます。また、ALTは基本的には勤務時間がありますので、その勤務時間の中では学校行事だとかというものについては可能だというふうに思っておりますし、もちろん地域との交流を積極的に進めるというALTの基本的なものもございまして、その範囲の中では可能かなというふうに思っております。

次に、フッ化物洗口の関係につきまして大きく5点ほど課題が挙げられたのかなと、まず事前の説明会、教職員や保護者への説明会について日程調整等も余裕を持ってやってほしいと、また説明会等で使用する資料については事前に配付をしてほしいといったようなことがありました。また、実施に必要な備品あるいは消耗品の支給について随時支給をしてほしいというようなこと、それからフッ化物、薬剤の保管あるいは希釈について十分配慮してほしいというようなこと、それから校内体制がきちんとしていないというようなこともありますので、きちっと教員としての役割を示す必要があるというようなことから、先ほど申しあげました指針をつくりながら全校実施に向けて今後とも協議を進めたいというふうに思っております。当然この後に全校といいますか、モデル校以外の4校におきましては教職員の説明会、それから保護者への説明会等の日程がありますことから、4月から直ちにフッ化物洗口を実施をするということではございません。十分説明をした上で実施をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、最後に武道の関係でございますが、この一月余り、かなり報道等で柔道の死亡事故が多発しているということもございまして、多くの議員の方々からご質問もいただいているところで。時数の関係が少ないということですが、現在のところ市内の中学校4校につきましては2学期の後半から武道の授業を実施をするという予定でありますので、先ほど申しあげました文部科学省の調査が5月の末までに終わって、今のところ当面という言い方でしか文部科学省のほうからは示されておられません。延期をするということです。恐らく5月や7月ぐらいから既に武道の授業を進めるところが全国的にあるということなので、多分こういう形で通知が来ているのだらうというふうに思っておりますので、私どもとしては2学期後半からの4校の取り組みということですから、それまでに十分研修等について、もちろん現場の声も聞きながら、まず安全にやるということが第一ですし、いきなり授業が始まってすぐ乱取りから始めるということではございません。武道の歴史あるいは礼儀、精神というところから授業が始まってまいりますので、その中で十分安全対策をとる必要があるというふうに教育委員会としても十分認識をしているところでございます。

また、柔道着の関係につきましては、先ほど申しあげました柔道着については高校に入って、例えば滝高さんですと男女必修ということになっていきますし、西高は男子のみが必修、それから滝川工業高校さんも男女が必修ということですから、ほとんどの学校については高校に行った際には必要になるお子さんがほとんどだということで、そういう意味では中学校のうちに就学援助の中で柔道着の助成をするということについては一定の保護者負担軽減につながるのかなと。それから、当初我々も考えました。クリーニングをして返すという方法もあるのかなというふうに思いますけれども、学校でそれぞれの体格のお子さんの分を用意をするということになるよりは、先ほど言いましたように自分の体に合ったものを選ぶというのが、全日本柔道連盟のテキストなんかを見ましてもそこがまず基本になっておりますので、それぞれの体に合わせたものを購入していただくというのがいいのかなというふうに思って判断をしたところであります。

以上です。

○議長 農政部長。

○農政部長 先ほど白鵬米が売り切れかどうか、ちょっと確認できませんというご返答したのです

けれども、今確認とれまして、たまたまその時期売り切れだったということで、現在販売しているそうです。それと、平成24年におきましても新米の時期からきちっと売っていくような体制で農協と組んでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 以上をもって大谷議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、新政会を代表して代表質問をいたします。

まず、今回の私の代表質問の中身は、今議会で発表されました前田市長の市政執行方針並びに小田教育長の教育行政執行方針に書かれたものに関しまして質問をしていきます。今ほど市民クラブの大谷さんの代表質問で答弁で説明された部分は、あらかじめ削除したいと思います。まず、10番目の行政経営について、民間シンクタンク、それから13番目のエネルギー施設について、それと教育行政の1番目、学校別特別補助金については答弁で説明をされましたので、削除させていただきます。

それでは、通告に従いまして始めます。

◎1、市政運営に当たっての施策の基本的な考え方

- 1、市役所内部改革について
- 2、解決すべき課題について
- 3、民と官の連携について
- 4、広域行政について
- 5、公営住宅建設について
- 6、災害対策について
- 7、病院経営について
- 8、空き家対策について
- 9、福祉行政について
- 10、行政経営について
- 11、環境衛生問題について
- 12、施設管理について
- 13、エネルギー施設について
- 14、財政問題について

まず、1番目、市役所内部改革についてなのですが、これは先ほど市民クラブの大谷さんの質問でもありましたけれども、私の質問は市役所内部の改革についてどの程度市長は刷新できたか、組織が風通しがよくなったかどうか、これに限ってお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、2つ目、解決すべき課題についてなのですが、これはさまざまな重要課題が施策のほかにもあるわけでありまして。私が考えるには、重要課題というのはその地域の歴史と一体になった課題、それから国の法律化などの動きに伴って急に出てきた課題とかというふうにあると思うの

ですけれども、これは私の意見ですけれども、例えて言えば今国のほうで瓦れきの処理云々と言っていますけれども、これは急に出来たことなので、それに対する考え方というのはきっと重要な課題になるのだらうなというふうに思います。それから、その地域独自の課題というのもいろいろ認識をしているわけですが、これも私の考える重要な課題だと思うのは、けさ北海道新聞にスマイルビルの件で出ていましたけれども、これも大変重要な課題だらうなというふうに個人的には思います。これは何で重要かというのは、恐らく一般市民、きょうもいっぱい来ておりますので、皆さんもおわかりだと思いますけれども、これはあくまで私の意見ですけれども、今まで無益な差し押さえはしないというふうに言っていたのですけれども、差し押さえしたということは何か状況が変わったのだなというふうに思っておりますが、こういうことも重要な課題だというふうに思います。特に、ここに書いてあるように緑寿園が大変老朽化をしております。この問題については、建物云々というよりも緑寿園を管理しているところの大きな建物の一つの問題としても考えられるわけなので、そういうもろもろのことを含めて前田市長はどういう重要な課題を今年度中、それから次の選挙にわたる3年、任期中においてどのように認識をしていくのか、認識をしているのかというのを後で、一括になるので、実は1つずつやりたかったぐらいなのですが、答弁をお願いしたいと思います。

それから、3番目、民と官の連携についてですけれども、連携が足りないと感じた要因は何なのか、現場に入って取り組むとありますが、民の現場に入るとのことだと思いますけれども、具体的な手法や想定される内容についてお伺いします。

4番、広域行政についてですけれども、空知、中空知での広域連携は滝川市が強いリーダーシップを今後発揮すべきというふうに考えますけれども、市長の決意をお伺いします。

次に、5番目、公営住宅の建設についてですけれども、今回の市政執行方針の中に安心、安全な居住環境と街なか居住推進というふうにうたっています。同時に泉町や東町地区に建てかえることも記載されておりますけれども、この整合性についてなのですけれども、私は前市長のときにも質問しましたが、これから人口が減って行って、コンパクトシティにするのだというふうに言っているにもかかわらず、同じところに団地を建てかえ、それで街なかになおかつ住宅を建てる、こういうことをしては将来的には計画的なものが見られないというふうに思います。除雪一つとっても、市内の至るところにそういうものがあれば全部をしなくてはならないわけです。集約化させていけば、それは財政的にもいろいろメリットが出るというふうに思いますけれども、公営住宅の建設についてどのような指針を持っているのか、中長期的にお伺いします。

次のページ、6番目、災害対策について。災害時応援協定を民間並びにほかの団体と結んでいますが、その現状と具体的な内容、それから現在の協定の中では不足をすると認識しているところについてお伺いいたします。

次、7番ですが、病院経営について。市立病院の院内保育所、院内保育所といっても建物は別なのですけれども、すぐそばに保育所ができるわけであります。この収支計画と運営計画についてお伺いをいたします。

8番目、空き家対策について。空き家等の適正管理に関する条例が施行されますが、従前の今ま

での措置、今までも危険な建物があった場合は役所から消防のほうに連絡が行って、消防が現場を見に行って、黄色いテープをぐるぐる巻いて、危険なものを取り除いて措置をしていましたけれども、この条例ができたことでどのようにその措置が変わるのか、また空き家対策検討会議なるものを立ち上げるということになっておりますが、その構成と内容、それからどのようにその会議の結果が生かされていくのかお伺いいたします。

次、9番、福祉行政についてですが、多胎児ファミリーサポート事業開始のねらいと対象予想数、そして具体的内容についてお伺いいたします。

11番、環境衛生問題について。市民会議の答申を受けて、ごみ処理手数料を平成24年度中に見直しというふうに記載をされております。値上げ幅や値上げ時期について見解を求めたいと思います。

次、12、施設管理について。公共施設の維持管理計画については、先送りをせずに用途変更や解体等の基準を見直していくべきだというふうに思いますが、見解を求めます。12の2、丸加高原健康の郷ですけれども、今ほど大谷議員の代表質問にも出てきましたけれども、もともと十数年前にタッグ計画の審査をしたときも丸加高原健康の郷に関しましては議会からもいろいろ批判が出ました。直営から指定管理に変わり、また直営というような提案を滝川市はしているわけですがけれども、この一貫性のなさについては新市長はどういうふうに認識をしているのか。先ほどそらぶちの完成があつて増客というふうなこともありましたけれども、実際にはそらぶちが完成すると伝習館の中で子供たちを受け入れることはなくなるわけですから、別物だというふうに考えていかなければならない。そらぶちが完成したということで、新たなステップを丸加高原健康の郷はつくっていかねばならないというふうに思います。これはいろいろ団体をつくって検討しているとは思いますがけれども、市長の見解をお伺いいたします。

14番、財政問題についてですけれども、基金の残高と繰入金に関してお伺いいたしますけれども、予想される平成24年度の歳入の減を調整基金を取り崩して予算を立てたわけですがけれども、歳出を削減する、要するに歳入に見合った歳出予算をつくるという方法も当然あると思うわけですがけれども、そうではなくて貯金を崩して使うのだというふうな予算の組み立てをしたのはどういう要因なのか、またこの基金残高を減少させることで財政健全化指標にどのような影響を及ぼすのか、見解をお伺いいたします。

◎2、教育行政

- 1、学校別特別補助金について
- 2、特別支援教育について
- 3、安全管理について
- 4、大会出場奨励金について

次、教育行政ですけれども、2番、特別支援教育について。幼児期から学業期までの指導内容などを記録する個別の教育支援計画について、具体的内容と担当所管、そして計画策定後のフォロー等についてどのように考えているのかお伺いいたします。

それから、先ほど同様の質問がありましたけれども、かぶらないようにお伺いしますけれども、文科省で格技というか、要するに柔道、剣道等をやりなさいというふうに指導されているのですけれども、これは例えば滝川市の父母にアンケートなりなんなりをして、嫌だということになったら何かペナルティーとかというのは滝川市の教育委員会に対してあるのでしょうか。

それから、4番目、大会出場奨励金についてですけれども、文化、体育大会における小学校の全道大会以上と市内道立高等学校の全国大会出場を応援するために拡充をされました。昨年滝川高校軟式野球部が全国大会に行ったときに私が協賛会長として皆さんに大変お世話になった立場として、画期的な施策を発表していただきましてまことにありがとうございます。詳しい内容について、具体的に奨励金額などの積算基準についてお伺いをしたいと思います。昨年新人戦でまた全道優勝してしまったので、ことしも全国に行く可能性が大変高いものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 長 この後山口議員の代表質問に対する答弁を求めるところでございますが、間もなく12時でございますので、この辺で休憩に入りたいというふうに思います。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

先ほど午前中の山口議員の代表質問の中の件名2の教育行政、項目3の安全管理についての柔道授業についての質問の際にペナルティーがあるのかという趣旨の質問がございましたが、これは通告外というふうに私の段階で判断をいたしますので、この項目3の安全管理については削除とさせていただきます。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 通告は、生徒の安全対策と指導者の研修について聞いているのです。これについて大谷議員への答弁で答弁されたと。それを受けて、その研修等が不十分であれば保護者が受けたくない場合ペナルティーがあるのかと、そうつながるわけです。だから、私なんかも順番が後の場合は、もし自分で1回目の答弁聞いていたら次に再質問するだろうということを、再質を1回目を持ってくるのです。だから、本来これは非常にスムーズな流れの質問なのです。通告していないというけれども、再質なんかは発展性があるものですから、そこまでそういう整理をされてしまうとこれから後で質問する人は全然できなくなります。再質から入らなければならない。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 あくまでも議会のルールについては議運で決めるのが筋でありますので、取り扱いを

ここで議論するという場ではありません。そのことを十分に踏まえた中で、議長として整理をしていただきたい。そのことをお願いしておきます。

○議長 私といたしましては、今ほど山口議員の先ほどの午前中の質問の中で大谷議員が質問をしている中身で、それ以外の部分でこの点について求めたいという発言の趣旨でございました。これに関しては、山口議員が通告しているこの要旨の部分とはやはり通告外というふうに判断をし、先ほど山口議員ご本人に確認もさせていただきましたので、私としてはこれは削除とさせていただきますと思います。

それでは、山口議員の代表質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、新政会を代表しての山口議員のご質問にお答えしてまいります。

まず最初に、市役所の内部改革についてでございますが、民間企業感覚を取り入れた市役所改革を市政運営の基本にしまして、はや10カ月がたちました。これまでの定例会でもご答弁させていただきましたけれども、職員の皆さんにはスピード感、コスト意識、経営感覚など民間企業感覚を身につけてもらいたい、意識改革をお願いしたいと進めてまいりました。具体の例の一つといたしまして、民間企業研修を行ってきました。3社に22名を送り出したわけでございます。そのほか研修ということでは、民間企業ではございませんが、自衛隊にも5名を送り出し、自衛隊の役割、規律の厳しさなどを教わってまいりました。また、人事管理における経営感覚の視点を磨くため、札幌の法人をお願いをし、人事担当者を勉強にも向かわせました。さらに、本年4月には民間出身の鈴木副市長が就任予定でございます。10カ月が経過し、まだまだ道半ばではありますけれども、私、鈴木副市長ともども率先垂範することを第一に、先ほど申し上げました研修などさまざまな機会を通じて職員に浸透させていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2番目の解決すべき課題でございますが、先ほど山口議員ご指摘のとおり、課題は多種多様である、私も同感でございます。瓦れきの問題等喫緊の課題も、これも大きな課題として認識しているわけでもございます。また、各分野ごとに地域における課題は存在し、すべてが重要課題だと考えており、また24年度中、任期中に分けることは難しいのですが、これからのまちづくりを進めていく上で踏まえなければならない重要課題は、人口減少と少子化、高齢化への対応だと考えております。日本全体が本格的な人口減少社会に移行していく中で、人口減少をできる限り食い止め、将来にわたって滝川市が維持、発展できるようにまちづくりを進めていかなければならないと考えております。私は、滝川市は豊かな自然の中にすぐれた農村景観と都市の便利さを兼ね備えた住むには最高のまちだと思っています。より一層地域の魅力を磨き、滝川市で生活する皆さんが愛着と誇りを持って滝川市の情報を多くの人々に発信し、道内外、海外からの集客、交流を促進し、企業誘致や農畜産物を売り出していくほか、住みよい安全、安心なまちづくりに向けて必要な基盤整備も進めながら、子育て世代や高齢者が安心して住むことができるまちをつくっていかねばならないと考えております。また、山口議員がおっしゃる公共施設のあり方も重要課題であります。その多くが昭和50年代に建設され、老朽化対策が市の財政に大きな影響を与えており、市政執行方針にも位置づけましたが、公共施設ごとの活用などの方針を定める公共施設維持管理計画を策定し、対応していきたいと考えております。緑寿園などの老朽化に関しては、譲渡問題を解決し、早

期整備に努めていきたいと考えております。このほかにも、経済の活性化、農業の担い手対策、広域連携の推進などの重要課題が考えられますが、どれ一つとっても一気に課題解決が図れるものではないことから、24年度に実施します施策、事業については市政執行方針並びに関連予算として計上させていただいたところでございます。

次に……

（「答弁なっていないよ、答弁漏れ」と言う声あり）

○市長 民と官の連携についてお答えいたします。滝川市ではし尿、ごみ収集などの公共サービスや公共施設の指定管理などの委託事業、放課後子ども教室、学校支援地域本部、図書館ボランティア、市立病院の「菜の花」応援団、クリーンデイなど、これまで市民、団体、企業から非常に多くの協力をいただきながらまちづくりを進めてきたと認識しております。今後滝川市の維持発展に向けて、特に企業誘致、農畜産物の販路拡大、道内外、海外からの集客、交流の促進など、地域経済の活性化に取り組んでいかなければならないと考えており、私自身のトップセールス、就任予定の鈴木副市長の経験や人脈を活用した取り組みはもちろんですが、地域経済の活性化という目標に向かって、厳しい状況の中、これまで以上に市民、団体、企業と連携して取り組んでいかなければならないと考えております。実際に市内経済界からも、官民一体となって地域経済の活性化に取り組もうという声をいただいております。連携に当たっては、滝川市の観光資源や農畜産物などに関する情報の共有、発信、滝川市の地域資源を生かした魅力づくり、滝川市を訪れた方への受け入れ態勢の充実など、現場でかかわっている皆様の意見を伺いながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、広域行政についてのご質問でありますが、今議会において口頭による行政報告の中で中空知5市5町による戸籍システムの共同利用について報告させていただきましたが、これまで消費者相談や旅券の発給申請、交付、図書館のネットワーク事業など、関係市町と連携、協力の中で広域行政、広域連携に積極的に取り組んできたところです。昨年の第4回定例会でも答弁させていただきましたが、それぞれの市や町の財政が厳しくなる中、新たな広域連携について近隣市町と同じ目線に立ち、協議検討していく必要があると考えています。その中で、現在6つの広域的事業を進めている一部事務組合の長を滝川市が担っていることから、さらなる広域連携の推進に向け、それぞれのまちと協調しながら、中空知の中心都市として中空知、空知地域の繁栄に積極的にかかわっていききたいと考えております。また、広域観光についても、その役割を果たしていかなければならないと考えております。そういった思いから、市政執行方針の中で高齢社会に対応した地域公共交通のあり方や行政事務の共同化など、圏域が抱える広域的な課題解決に向け調査検討を進めると述べさせていただいたところです。また、その実現に向け、広域連携の一つの形として財源措置のある定住自立圏の手法も視野に入れながら、北海道の協力も仰ぎ、検討していきたいと考えております。しかしながら、相手がある話でもありますので、いち早くその環境づくりができるよう努力していきたいと考えております。

次に、5番目の公営住宅建設についてでございますが、市営住宅建替事業につきましては、平成20年度に策定した公営住宅ストック総合活用計画に基づいて老朽化した団地から順次現入居者の

住みかえを中心に推進してきているところです。団地に入居している方の希望は、現在地での建てかえ、住みかえへの思いが強い状況ですが、今後計画の見直しの中で、郊外部にある老朽化団地については都市計画マスタープランのコンパクトなまちづくりに呼応し、滝川、江部乙、東滝川の各市街地への移転、集積を検討してまいりたいと考えております。街なか居住の推進につきましては、駅前団地さかえや街なか共同住宅建設補助を受けた民間中層共同住宅の整備事業が実施されるとともに、長屋建て等の賃貸住宅の建設が進み、中心市街地活性化基本計画の推進実績として成果を上げている状況にあります。今後さらなる街なか居住推進やコンパクトなまちづくりに従い、市街地での居住を推進するため、高齢者向けの居住施設や集住形態の居住施設の誘導や集積を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害対策についてでございます。災害協定につきましては、滝川市医師会などと救急医療の相互応援協定が2協定、災害広報活動や災害情報の提供に関してはエフエムG's k yなどと6協定、食料、日用品等の供給に関する協定がJAなどと4協定、燃料供給等に関しては空知地方石油協同組合などと3協定、株式会社カナモト滝川営業所とは仮設トイレ、発電機などの機器の調達に関する協定、國學院大學北海道短期大学部とは避難所や人的支援に関する協定など、計17協定を結んでおり、現状では各分野において災害に対応できるようにしております。また、北海道においては情報、医療、食料、生活物資など各分野にわたり合計45協定を結んでおり、市町村にも提供を受けられることになっております。今後においても災害時に必要になる市内業者や全国展開している企業等との提携を進め、いざというときに備え応急対策を強化していきます。また、大規模災害発生時における職員派遣や食料、生活必需品の提供など、幅広い相互支援のため、友好親善都市などとの相互応援協定の締結に向けて準備を進めていきます。

次に、病院経営の中の院内保育所に関してでございますが、院内保育所については医師、看護師等の確保対策の取り組みとして、開設に向けて検討を重ねてきました。昨年6月には、子供がいる職員を対象にニーズ調査を実施し、定員10名、365日24時間対応の保育所として4月1日開所に向けて準備作業を進めております。平成24年度当初予算では保育定員10名で積算をして予算計上させていただいております。歳入では、保育料収入、道費補助、一般会計繰入金で1,949万円を、歳出では保育所運営費として歳入と同額の1,949万円を計上しております。現在基本保育2名、一時保育3名の登録ではありますが、今後は育児休業から復職する職員、新たに採用する職員の随時登録も見込まれます。職員の育児を支援し、安心して働き続けられる保育所運営を目指していきたいと考えております。

次に、空き家対策についてのご質問でございますが、4月から施行されます空き家等の適正管理に関する条例は、全道でも先駆的な取り組みとして市内外からの注目を集めております。この条例の対象として把握している管理不全な状態の空き家は、16軒であります。従前の対応では、市民からの通報を受けて現場確認、緊急対応が必要な場合は危険防止等の一時対応を行い、適正管理についての文書を送付し、指導をしていました。条例施行後は、条例に基づいた指導、助言、勧告等の文書等による指導を行い、従前はできなかった職員の立入調査、所有者の氏名公表等が行えることとなります。空き家等対策検討会議の構成員については、市の職員により構成し、必要に応じ外

部の専門知識を有する委員を加えることを想定しております。検討会議においては、当該建築物が管理不全となるおそれがあるか否か、また今後における指導等の協議を行うこととしております。

次に、福祉行政についてでございますが、多胎児ファミリーサポート事業、この事業は1人の子育てよりも何倍も大変な双生児等を育てている保護者の育児疲れを解消することなどを目的として、就学前のお子さんを育てている保護者を対象に実施したいとする事業です。事業内容につきましては、該当する保護者にはファミリーサポートセンターに申請していただき、ファミリーサポート利用券を交付いたします。あわせて、ファミリーサポートセンターの依頼会員登録をしていただきます。保護者は、援助を受けたいときにはセンターへ申し込みをし、援助終了時に提供会員に対し援助を受けた時間数分をこの利用券で支払うことになります。提供会員が受け取った利用券を市に提出いただき、利用券相当分を報償費で提供会員に支払うことになります。利用券の交付については、年間ゼロ歳児及び1歳児は10時間、2歳児、3歳児は6時間、4歳児、5歳児は4時間となっております。対象人数は、24年度は16件見込んでおります。現在双子のお子さんを育てている件数が11件、新たに見込んでいる件数は5件でございます。この事業の市民への周知は広報、ホームページ等で行いますが、現在把握している保護者へはセンターから申請書等を送付いたします。これまでも保護者の方はいろいろなご苦勞をされながら子育てに当たられていることと思いますが、今後この利用券を交付されることにより少しでも育児疲れから解消され、心身のリフレッシュが図られ、また新たな気持ちで楽しみながら子育てに当たられると期待するとともに、この援助を受けることにより提供会員とのかかわりから新たなつながりも生まれ、より子育て環境が整っていく効果も期待しております。

次に、環境衛生問題についてでございますが、昨年7月28日、滝川市廃棄物減量等推進審議会へ廃棄物のさらなる減量化、資源化方策とごみ処理手数料の適正な市民負担についての諮問を行い、本年2月29日にその答申を受けたところです。ご質問の値上げ幅に関しては、審議会からの答申内容を十分に踏まえた上で、その内容を整理していかなければならないと考えております。値上げ時期については、中・北空知廃棄物処理広域連合が建設を進めている新焼却炉の稼働開始時期に合わせた平成25年度からを予定しております。今後考え方を整理の上、一定の方針が固まり次第議会の皆様へのご提案を考えているところであり、市民説明も十分に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、施設管理についてでございます。公共施設維持管理計画につきまして、台帳化作業をほぼ完了したところであります。平成24年度におきまして、全施設の重要度や利用度を勘案した評価作業や耐震改修等も含めた修繕経費の算定作業を行い、計画の策定を進めてまいります。今後の公共施設の運営につきましては、計画に基づく維持管理経費の縮減が求められますが、議員のご指摘のとおり、少子高齢化とコンパクトなまちづくりに対応した施設整理も大きな課題であると認識しており、行政各所管の横断的な連携のもとに計画策定を急いでまいります。

次に、施設管理についてでございます。丸加高原健康の郷のご質問でございますけれども、丸加高原健康の郷は平成19年度から指定管理者制度を導入し、今年度末で丸5年となります。現在の施設は老朽化が著しく、いつ、幾どき施設整備の不備で指定管理者や利用者に損害を与えないとも

限らない状況であることから、管理運営を市に戻し、必要な施設設備の改修を図るとともに、その改修にあわせてサービスの内容や施設の役割も見直したいと考えているものです。丸加高原は、滝川市が内外に誇れるすばらしい財産であります。それを生かすも殺すも、その拠点となる丸加高原健康の郷でどのような商品やサービスを提供し、満足していただけるかということであり、適切な施設の運営は今後必要だと考えております。施設の運営に当たっては、市の直営から平成19年度に指定管理者制度を導入し、職員数の削減や市財政などの点で一定の効果があつた一方、観光客の利用など営業の成果が求められる施設としての制度設計が十分でなかった部分で反省する点もあると考えております。特に丸加高原健康の郷に関して、地域との連携、協力や地元住民に愛されるところとしての運営が大切な要素です。平成24年度は市直営として施設の機能の一部を休止して運営していますが、将来の施設運営に当たっては市直営、業務委託、指定管理者制度などを問わず、地域の皆さんと深くかかわりの持てる運営とすることを検討しており、この部分についても市民懇談会等で議論されているところです。なお、平成24年度当初予算には施設設備の改修に係る実施設計費を計上させていただいております。具体的な設計に当たっては、市民懇談会の意見を踏まえ、新たな方向性について市民の皆さんのご理解をいただいた上で進めてまいります。

次に、財政問題についてでございますが、新年度予算は厳しい財政状況の中、事業の緊急度、重要度から取捨選択を行い、編成したものです。基金より5億2,450万円の繰り入れを見込んでおりますが、中・北空知廃棄物処理広域連合の施設建設事業に伴う負担金に充当するごみ処理施設建設費積立基金からの1億6,600万円は、あらかじめ建設年度に繰り入れを行うことを想定し、積み立てをしてきたものであります。その他教育支援センター整備事業など施設整備政策基金から1億1,000万円、その他収支不足の補填として財政調整基金から2億4,000万円などを見込んでおりますが、今回の補正で23年度当初予算で見込んでいた基金繰入金のうち9,283万円の繰り入れストップと新たに2億1,500万円の基金積み立てを補正したところであり、実質的な基金残高減とはなっていないと考えております。貯金が減ったとは考えておりません。また、基金残高の減少は財政健全化指標の将来負担比率に影響しますが、地方債残高も減少することから、比率としては余り変動しないものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、私のほうからまず1点目、特別支援教育の関係についてお答えをさせていただきます。特別な支援を必要とする幼児あるいは児童生徒を対象とした個別の教育支援計画は、一貫した支援体制を整備する観点から教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携を図り、長期的な視点で幼児、児童生徒への長期的支援を行うための資料として策定をするものです。これは、関係者が本人及び保護者の願いや目標、支援内容、支援方法等の情報を共有したり役割分担したりして適切な支援をしていくためのツールで、具体的な内容は育ちや学びの記録、相談、支援、医療の記録、学校で年度ごとに作成する教育支援計画、支援にかかわる関係機関を図示したサポートマップ、取り扱いにかかわる同意書、委任状、ライフステージを想定した移行の記録等であります。担当する所管は教育支援課になっておりまして、こども発達支援センターあるいは市内の幼稚

園、保育所、小中学校、雨竜、美唄の養護学校、保健福祉部等関係機関と平成22年12月に設置をしました特別支援教育連携会議の中で協議を行い、23年度を試行期間とし、24年度より本格的に策定を進めていこうとするものであります。また、対象者につきましては、従来の特殊教育の対象児童生徒に加え、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障がいのあるすべての児童生徒のうち、本計画を作成する必要があり、保護者の同意を得た児童生徒を対象とするものであります。この個別の支援計画ができることで保護者が進級あるいは進学のために苦勞されていた情報の共有や連携がスムーズになり、計画策定の段階から適切な支援を行うことが可能です。教育委員会といたしましても、今後も保護者、児童生徒が安心して適切な支援が受けられるよう、関係各機関とも連携をし、活用を図ってまいります。

次に、大会出場奨励金ですが、まず小学校の支給において今回増額に至った経緯といたしまして、以前より小学校においても部活動が盛んで、参加する多くの大会で優秀な成績をおさめているところが多くなり、それに参加をする保護者の負担も少なくないということから、小学校の部活動においても支給を拡大をしたいとするもので、支給の内容としては、道内で開催をされる宿泊を伴う大会としての全道大会としては参加児童1人5,000円、全国大会では、道内で開催をされ、宿泊を伴う場合については全道大会と同様参加児童1人5,000円、道外で開催される大会につきましては参加児童1人1万円としたところであります。次に、市内の道立高等学校の全国大会出場については、道外で開催をされる全国大会に出場される個人、団体に対して1人5,000円の報償金を支出をするものです。これは、一部国体等の場合については、前段のほうには対象とならない、国体ですから15歳以上ですから中学校、それから西高も含みます。それから、高等学校野球連盟主催の硬式、軟式野球の全国大会、これは現行は西高は規定がありますので、道立高校のみ対象。それから、これも同じく道立高校の対象になりますけれども、そのほかの各種の全国高等学校大会、例えば全国高等学校総合文化祭あるいは全日本吹奏楽連盟、日本高等学校吹奏楽連盟、NHK全国学校音楽コンクール主催の全国大会等が含まれております。

以上です。

○議長 答弁が終わりました。山口議員、再質問ございますか。山口議員。

○山口議員 大変丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございます。2点のみ再質問をさせていただきます。

まず、最初の解決すべき課題なのですけれども、先ほど私の考えを述べて、市長が指摘した税金滞納問題に端を発したスマイルビルの差し押さえは、重要な課題ではないというふうに市長は認識しているということで理解をしてよろしいのでしょうか。

それと、次の環境衛生問題のごみ処理手数料に関してなのですけれども、情報では、今回の大震災の瓦れき処理に関係したのかどうかはわかりませんが、新しい焼却炉の建設に補助金制度ができるかもしれないという情報がありますので、もし補助金制度を使った焼却炉建設を中・北空知でした場合は状況が変わるわけですから、ごみ処理手数料を値上げしなくても済むということになるかもしれませんが、そういう変化があった場合は検討するというところで理解をしてよろしいでしょうか。

以上です。

○議長 山口議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、山口議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどのさまざまな課題についての答弁の中で私が駅前再開発ビル問題に触れなかったことで、その問題を重要と考えていないかという再質問でございますけれども、先ほどのご答弁では一つ一つの課題についての答弁はしておりません。大きなくりの中で課題に対する認識を示したものでございまして、一つ一つにご質問いただいていたものではございませんので、そのような形でお答えはしませんでした。しかしながら、皆さん方が思っているとおり、駅前再開発ビルの問題は大変重要な問題でございまして、これからも真剣に取り組んでいかなければいけない課題であるというのは認識しております。私も精いっぱいその問題の解決に取り組んでまいりたい、そのように思っております。

次に、2点目のごみ処理施設等の問題でございますけれども、瓦れき処理の問題につきまして、またその補助金等になるかどうかということについては、私どものほうにも情報が若干来ているわけでございますが、まだ決定に至っているわけではございません。そのような形で大きな補助金等で状況が変わるならば、先ほどご指摘のとおりごみ処理手数料等の値上げ問題については多分影響があるというふうには認識しますが、まだまだ情報の段階であり、正確な決定に至っていない段階ではお答えできないということをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、市政執行方針、教育行政執行方針に対し質問いたします。

死者、行方不明者1万9,000人余りという余りにもむごい東日本大震災から1年が過ぎました。被災した皆様からは、まだ戦争の真ただ中です、いまだに被災現場で将来に不安を抱えながらも懸命に闘っている人たちがたくさんいるのです、そういうような話を聞きます。滝川市においては、発生後速やかに市民の皆様からの真心を募り、被災地へ送り届けました。そして、市長を先頭に被災地へ赴き、被災者の側に立った支援をされたことに敬意を表したいと思います。私たちは、このたびの東日本大震災で、地域の中においても地域を超えても助け合うこと、きずなを大切にすることを実感させられました。今後においては、市長にはこのような姿勢で市政のかじ取りをお願いしたいと思っております。

◎1、市政運営の基本的な考え方

1、就任10カ月を経ての市長の見解について

2、厳しい国内情勢下における本市の対応について

さて、52年ぶりの民間市長の誕生、市民の皆様は、何かを変えてくれる、今までとは違った市政運営を行ってくれる、そのように期待し、前田市長へ1票を投じられたと思っております。就任10カ月を経て、見えてきたもの、そして真っ先に刷新しなければならないものがはっきりしてき

たと察します。本市の行政運営全般における優先課題は何か伺います。滝川市は、ここ数年残念なことにさまざまな問題を引き起こしてまいりました。これは、個によるものなのか、それともそのようなことを生み出す市役所組織の土壌にあるのか、連続して発生するのは市役所組織の体質、土壌にあるのだとする市民の多くがいます。だとするならば、行政経験のない民間からの登場を願った多くの市民の期待に市長はこたえなければなりません。市役所改革における優先課題を伺います。就任１０カ月、市長はこれまで懸命に市政のかじ取りをされてこられたと私は思っております。私は、目先の成果、実績を追うべきではないと考えておりますが、節目ですから、あえてこれまでの成果を伺います。

日本は、円高デフレによる不況、雇用の悪化、そして日本の借金は今や１，０００兆円に迫ろうとしております。このような情勢の中、本市における地域経済も疲弊の一途をたどっております。市長は、世界に誇れる国際田園都市を目指すとしております。具体的には今後どのような政策展開を図ろうとされているのか伺います。国論を二分する問題になりつつあるＴＰＰ、環太平洋戦略経済連携協定について、野田総理は参加に前のめりです。今後滝川市としてどのような対応をし、ＴＰＰに参加することで滝川経済への影響をどのようにとらえているのか伺いたいと思います。ＴＰＰについては、多くの人は貿易自由化だと誤解しております。しかしながら、ＴＰＰやＦＴＡ、これらは経済ブロックの形成であり、貿易の自由化などではありません。参加することで打撃を受けるのは、農業ばかりではありません。輸出しやすくなるだろうとされている製造業においても、今の枠組みのままでは最大の輸出先である中国が参加していないことで、日本の製造業はやがて崩壊するとされています。先ごろ市長の公約である公募副市長の鈴木氏が議会の選任を受け、４月より着任する運びとなっております。議会としても企業誘致、市役所改革など、鈴木氏がこれまでの経験と人脈を生かされ、大いにらつ腕を発揮されることを期待しております。そこで、私は鈴木氏を支える体制を今しっかりと築いておくことが重要であると考えております。その意味で、その体制はどのようにされるのか、市長の見解を伺います。これまでも市民、団体、企業、行政が連携し、創意と工夫から協働のまちづくりへ向けての連携体制を築いてまいりました。市長が考える市民、団体、企業、行政が連携を図る体制づくりとはどのようなものか伺います。現在国、地方自治体はともに大変厳しい財政状況にあります。このような中、この地域の中核である本市は行政サービス、公共施設、職員の適正配置など効果的、効率的に行政運営をしていかなければならないと考えます。この地域の行政サービスの維持、向上へ向けて広域行政における本市の役割と責任を伺います。

◎２、新年度施策の基本的な考え方

- １、市民との対話によるまちづくりについて
- ２、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて
- ３、誰もが住みよい安心安全なまちづくりについて
- ４、元気な産業と活力あるまちづくりについて
- ５、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについて
- ６、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて

7、効率的な行政運営によるまちづくりについて

市民との対話によるまちづくりは、私も大変重要であると考えます。一方で、あれをやり、これをやってあげますというポピュリズムの政治は、財政赤字のみが拡大するという危険性を秘めております。限られた財源の中で広範な要望、意見に対し、速やかな対応が可能なのか伺いたいと思います。

機能的な生活基盤の充実したまちづくりについては、商店街の活性化について伺いたいと思います。商店街の活性化については、長きにわたりさまざまな施策を試みてまいりました。しかしながら、後継者の問題あるいは空き店舗の問題などを解決し、にぎわいを再生するだけの決定打とはなり得ておりません。これまでの経緯の中で、活性化への事業に対する支援制度だけで商店街が生き返り、にぎわいあふれる商店街を実現できると考えているのか伺いたいと思います。商店街活性化のための三種の神器というものがあります。その1つは、100円商店街でございます。商店街の各店が100円商品を用意することにより、商店街全体を一つの100円ショップと見立てて商店街活性化をするという事業でございます。2つ目は、バル、地域のさまざまな飲食店が用意する1品プラス1ドリンクのメニューを気軽に飲み歩き、食べ歩きできるというイベントです。そして、3点目は、まちゼミ、商店街の店主が講師となり、お店の専門知識をお客様に無料で講義し、お店の魅力を紹介するという事業です。これらは、いずれにしましても商店街を構成する個々のお店が創意工夫で努力することが大前提であります。商品、サービスを喜んで買っていただく仕掛けづくりが大変必要であります。

誰もが住みよい安心安全なまちづくりでは、高齢化の進展に対応したまちづくりを急がなければならぬと考えております。そこで、滝川市バリアフリー基本構想の工程表、いわゆるロードマップが果たしてあるのかどうか伺いたいと思います。この工程表は、予算編成時の指針となるものであります。次に、7対1の看護体制、これについては入院患者数に対して看護師の配置数が7対1とし、1人の看護師が受け持つ患者さんがこれまでの10人から7人となるということから、経営の視点で見ると大変いいのです。そして、もう一つは、入院生活の質の改善が期待できるということです。この7対1看護体制を維持するための具体策を伺いたいと思います。私は、これまでの議会質問でひとり暮らしの高齢者対策として孤独死防止対策の必要性を訴えてまいりました。最近東京立川市のアパートで90代と60代の親子と見られる女性2人が死後1カ月を経過し、発見されたとの報道がありました。このような出来事は、本市においても発生しております。これまで提案させていただいた対策としては、地域の皆様のご協力をいただき、地域町内会ごとに見守り体制を築くこと、そして希望される独居高齢者宅には人の動きを感知する人感センサーを取りつけて、取り付け世帯を見守るというものです。そこで、この高齢者見守りセンター事業では孤独死をどのように防止するのか伺いたいと思います。さきの議会で、北海道でも先進的な滝川市空き家等の適正管理に関する条例が制定されております。これは、平成24年4月1日から施行されます。空知管内では、今冬の大雪で管理不全の家屋、倉庫などが倒壊しております。そのような危険防止の観点から、空き家対策検討会議ではスピード感を持って結論を出すことが求められます。どのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

元気な産業と活力あるまちづくりは、我々市民の願いであります。さきにも申し述べましたが、副市長就任予定の鈴木氏をサポートする体制をつくるべきであります。特に企業誘致活動では職員が専任で首都圏に常駐する体制が必要であると考えますが、市長の見解を伺います。地元農畜産物販売プロモーション活動では、空知の農畜産物のPRを広域連携で取り組み、食料基地空知をPRすべきだと考えております。一見遠回りのようでいて、このことが滝川農畜産物の効果的なPRにつながると考えております。市長の見解を伺いたいと思います。畜産試験場滝川試験地は、明治39年の設置から北海道の綿羊を代表とする中小家畜の研究、生産の振興に貢献し、平成21年度をもってその業務を終了いたしました。その後、その跡地利用について道と幾度となく交渉してきた経緯があります。私は、新年度こそその成果を期待するものであります。その可能性をここで伺いたいと思います。福島第一原子力発電所事故後、エネルギー政策の転換が求められております。道内では、明治40年以降活況を呈していた炭鉱も昭和30年代後半から徐々に縮小され、平成13年には道内最後の炭鉱であった太平洋炭鉱も閉山、今は坑内掘りで唯一の太平洋炭鉱の後継である釧路コールマインを残すだけとなっております。しかし、空知管内には露天掘り採掘事業者が7社操業しております。年間130万トン前後の石炭を採掘しております。地域に根差したエネルギー政策とは、このような露頭炭の活用のほかに太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギーの活用を想定しております。具体的な施策を伺いたいと思います。

豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりでは、移住促進事業、資源を生かした観光など、これまでも取り組んでまいりました。これらは、一定の成果はあったものの、まだまだこれからという感じです。そこで、行ってみたい、住んでみたいと思わせる仕掛けづくりをしなければならぬと思います。実現できる施策となっているのか伺いたいと思います。

未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりでは、最近全国的に関心を集めているのが子供たちの在校時における安心、安全な環境づくり、登下校時の通学路における安心、安全の確保、そして保護者が帰宅するまでの魔の時間帯と言われる、そういった時間帯での安心、安全の確保。これまで地域の皆さんよりご協力をいただきながら、子供たちの見守り活動を行ってきております。保護者が安心して子育てと仕事の両立ができる環境を私はさらに拡充すべきと考えております。市長の見解を伺います。

効率的な行政運営によるまちづくりでは、市税の休日、夜間の受け付け、納税相談など納税者の利便性に応じた対応が必要であります。それとあわせて、休日、夜間においても住民の諸手続を可能とする住民サービスを期間限定でつくるべきと考えております。市長の見解を伺いたいと思います。

◎3、教育施策

1、学校教育について

学校教育について。最近子供たちの学力低下が問題視されております。詰め込み教育からゆとり教育への転換で授業時間数が削減されたことによるとの意見をよく耳にします。果たして子供たちの学力低下はそういったことなののでしょうか、何が要因として挙げられるのか伺います。2011

年の学習指導要領の改訂でゆとり教育の是正による授業時間の増加で質の向上を期待する声がある一方で、授業についていけない子供が多く出るのではないかと懸念の声もあります。それを受けての習熟度別指導であると考えておりますが、子供たちみずからがコースを選択できることが重要であると思います。そこで、そのような施策となっているか伺います。少人数学級では、子供一人一人に応じたきめ細かな指導が実現できると思っておりますが、これまでの成果を伺います。教員の授業力向上は、教員研修の強化のみで向上できるか、本当にそのように考えているか伺いたいと思います。不登校の児童生徒の学校への復帰には、過去の事例から学ぶところが多いと思います。このような成功事例を各学校間、指導員で共有できる体制になっているか伺います。

最後に、東日本大震災で生じた瓦れきの全国的な広域処理が復興の課題となっております。今こそ地域を超えての助け合いを、地域住民と近隣市町の理解を得ながら震災瓦れきの受け入れを検討することをお願いし、公明党を代表しての質問とさせていただきます。

○議長 三上議員の代表質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、公明党を代表しての三上議員の代表質問にお答えしてまいります。

まず最初に、就任10カ月を経て、本市の優先課題は何かというご質問でございますが、本市の優先課題は何かといった非常に難しいご質問だなと考えているわけでもございます。明確にこれだと申し上げられないだけに、ご満足がいただけるかどうかわかりませんが、概括的に申し上げます。1つは人口減少、少子高齢化などさまざまな変化に対応し、将来にわたって滝川市が維持、発展することができるまちづくりを進めることであると思っております。2つ目は、将来を担う子供たちが夢と希望を持って暮らしていけるようなまちづくりを進めるという、この2つだと考えているところでございます。具体的には、現在作成作業を進めております今後10年間を見据えたまちづくりの羅針盤となる総合計画を市民会議、議会の特別委員会の皆様のご意見をいただきながらきちんと作り上げること、そしてその計画に基づき着実にまちづくりを進めることだと考えております。計画をつくることが目的ではなく、計画に基づき実行に移すことが大切であります。そのためには、市民の皆さんや関係団体との連携、近隣市町や国、道との連携などが必ず必要になってくると思いますので、そうしたネットワークづくりにも力を入れていかなければなりませんし、そのための人材育成も必要になってくると思っております。当面の優先課題という点では、市政執行方針を着実に実行することだと思っております。あらゆる分野で数多くの問題、課題がある中、限られた財源を有効的に活用しながら、議会に提案をして予算をつけて事業を進めさせていただく。施策や事業の中には市民の皆さんにご協力をいただきながら進めていく、あるいは国や道の協力を得ながら一步一步前に進んでいくものもありますが、そうした皆さんの協力をいただき、将来にわたって維持、発展し、かつ将来を担う子供たちが夢と希望を持って暮らしていけるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、2番目の市役所改革における優先課題ということでございますが、私が考えています市役所改革は、風通しのよい市役所にしたい、一生懸命に努力する職員を正しく評価し、努力した職員が報われるような組織にしたいということであります。政策決定においても、トップダウンではなくボトムアップ式の政策提言、従来の仕組みや考えにとらわれない柔軟な発想で行政運営を推進し

ていく組織にしたいと考えております。私が市長に就任以来職員の皆さんに伝えていることは、スピード感、コスト意識、経営感覚であります。やるべきことはスピード感を持って進め、現場の意見を聞き、市民とともに汗を流す、市民の信頼を得る市役所にすることが最も優先されることだと考えております。このことにつきましては、4月に就任予定の鈴木副市長にも積極的にかかわっていただき、ともに市役所改革を進めていきたいと考えております。また、地域主権の時代にあって、地方が権限と責任を持ってまちづくりを進めていくために、みずから考え、行動する職員の育成と役割と責任を明確にする組織体系のあり方について常に考え続けていかなければならないと思っております。

次に、民間感覚を取り入れた行政運営での10カ月での成果ということでのご質問でございますが、行政運営の基本的な考え方としまして、民間の感覚を取り入れた市政を行いたいとの思いから、職員にも何かするときには市民のためになるかどうかを必ず判断基準に置いてほしいをお願いをしてまいりました。そういった点で目に見える成果としては、ふるさと納税が挙げられるのではないかと考えております。職員の中で戦略を練り、営業グッズの活用、納税者側に立った利便性向上、PRキャンペーン活動を行った結果、過去3カ年平均と比べましても件数で約3倍、金額で約2倍増となったところであります。また、民間企業等への研修なども実施しましたが、短期間であったこともあり、それだけで目に見えた成果があったかどうかは別としまして、参加した職員の意識改革といった点では効果があったのではないかと考えており、単発で終わることなく繰り返し行うことで効果が上がってくるものと考えております。さらに、今議会でご同意いただきました副市長も民間出身であり、さまざまな経歴と実績をお持ちの方でありますので、さらなる市役所改革、職員の意識改革にも一役買ってもらえるものと大いに期待しているところであり、引き続き株式会社滝川市役所を目指していきたいと思っております。

次に、世界に誇れる田園都市の具体的な政策展開についてでございますが、さきの議会でも世界に誇れる国際田園都市についてどのようなものを答弁してまいりましたが、滝川市は豊かな自然に囲まれ、すぐれた農村景観と都市の便利さを兼ね備えた都市地域と農村地域が調和したまちであり、グライダーや菜の花、そらぶちキッズキャンプなど世界に誇れる地域資源や取り組みがあり、交通利便性が高いこと、地震も少なく、駐屯地もあり、安全、安心なまちであることなど、住むには最高のまちだと思っております。これまで培ってきた地域資源や特性をまちの魅力として磨き、育て、市民、団体、企業、行政が一体となって郷土滝川に愛着と誇りを持って、しっかりと日本国内のみならず世界に向けて発信し、だれもが滝川市に行ってみたい、住んでみたいと思われるまち、海外からの集客、交流も盛んなにぎわいと活力のあるまちとして世界に誇れる国際田園都市を目指していきたいと考えております。その具体的な取り組みについては総合計画の中に位置づけてまいりますが、滝川市の知名度、認知度を高める地域産業の振興、海外からの観光客誘致も視野に入れた滞在型、体験型の集客、交流事業などに取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、TPPに対する今後の対応でございますが、日本が加工貿易国として経済発展を遂げてきたように、国全体の経済発展のためには保護貿易は必ずしも得策ではないのかもしれませんが、しかし、北海道及び滝川市にとっては、米や畑作などの基幹作物の関税が撤廃された場合、農業生産を

継続することが困難になるとともに、農業と密接に結びついている食品製造業や輸送業、飲食業など地域の商工業にまで影響を及ぼすことになると考えられます。このため、政府が環太平洋経済連携協定、TPP参加に向けた関係国との協議を開始すると表明したことについては、極めて遺憾であり、道を初めとし、北海道市長会や町村会とも連携し、地域の合意が得られないまま関税撤廃を原則とするTPPへの参加を決して行わないよう要請してきたところでもあり、今後も関係団体と一体となって政府に働きかけてまいります。

次に、企業誘致と公募副市長の経験を支える体制についてでございますが、就任予定の鈴木副市長には滝川市の経済活性化のために営業本部長として大いに力を発揮していただきたいと考えており、そのための体制と事務分担などの検討を進めているところです。執務室については、本人の希望もあり、庁舎4階の経済部と農政部があるフロアに設置したいと考えております。企業誘致を積極的に進めていただくために経済部の組織改編を行い、企業誘致部門の強化と就任予定の鈴木副市長が直接指揮できる体制に改めます。事務分担については、基本は吉井副市長との連携の中で進めていくこととしますが、当面は鈴木副市長の業務に必要とする範囲を担っていただき、現場主義で動けるような支援体制を整えたいと考えております。

次に、市民、団体、企業、行政の連携を図る体制づくりのご質問でございますが、山口議員の民と官の連携に関する答弁でも申し上げましたが、滝川市は市民、団体、企業から非常に多くの協力をいただきながらまちづくりを進めてきたと認識しております。また、民間主体で進められている菜の花まつりや紙袋ランタンフェスティバルに市が支援する形で一体的に取り組んでいるもの、官民が同じテーブルに着いて地域課題を検討する東滝川地域の振興を考える懇談会のような取り組みも進められており、官民一体の取り組みが広がってきております。今後地域経済の活性化に向けて市民、団体、企業、行政が連携して取り組んでいかなければならないと考えておりますが、各主体の思いや考え方をそろえ、連携して対応していけるように市役所が全体のコーディネータやプロデュースを行い、チームとして戦略を持って進めていくことが重要であると思います。失敗を恐れず、試行錯誤しながらチャレンジしていくことが必要であり、各主体の間を効果的につなぐため、市外の専門家や市内の企業経営者などによる民間シンクタンクにサポートいただくことも必要と考えております。

次に、広域行政における本市の役割と責任でございますが、広域行政を進める上で大事なことは、それぞれのまちのよさや優位性を尊重し、それぞれが抱える問題、課題を共有し、近隣市町並びに地域住民と同じ目線で課題解決に向け連携していくことだと考えています。そうした点で、これまでも広域行政や消防、上下水道、教育、廃棄物処理、衛生部門で一部事務組合を設置し、滝川市がそれぞれの組合の長を担っているところです。地方分権が一層進む中において、広域的発想と広域連携の推進はますます必要となってくると考えられますことから、将来を見据えて今後こういった部門の業務の連携が考えられるのか、担当者レベルの勉強会を進めるようお願いしているところであり、私自身も近隣の首長さんとお会いした際は同様の情報交換を行い、課題を共有する中から新たな広域連携を模索していく環境づくりを率先して進めていきたいと考えております。災害時の備蓄や広域観光、消防の連携、行政事務の共同化、公共交通のあり方など、圏域が抱える広域的な課題

が山積している中で、広域連携の一つの形として財源措置のある定住自立圏の手法も視野に入れながら、圏域が抱える広域的な課題解決に向け調査検討を進めることを市政執行方針に盛り込ませていただきました。広域連携は、総論賛成、各論になるとそれぞれの地域の利害関係が出てくる難しい面があることから、抱える課題の共有と連携による課題解決に向けた検討ができる環境づくりを積極的に働きかけていきたいと考えております。

次に、広範な要望、意見に対し、速やかな対応についてでございますが、広報広聴業務の中でまちづくり提言はがき、提言メールなどの個人からの意見や団体の要望について対応しておりますが、担当課との連携のもと、迅速かつ適切な対応を心がけております。また、平成21年度からは、市民ニーズを行政と市民が情報を共有するため、市民の声の内容とその対応状況について市公式ホームページで公表しております。まちづくり懇談会においても広範な意見、要望がありますが、できるもの、できないものなど懇談会の席でできる限り明確に回答することを心がけており、現場の確認が必要な案件などは懇談会終了後担当職員が現場を訪問し、解決を図るよう努めております。平成23年度は、滝川市町内会連合会連絡協議会の理事とのまちづくり懇談会を開催しました。各理事が地域の要望を取りまとめ、その中から町連協と市と協議して、懇談する案件を絞って行いました。懇談の案件にならなかったものについては、後日文書で各理事に配付し、回答しております。事業の優先順位につきましては、予算の状況を勘案しながら緊急性や公共性、費用対効果などを判断しながら決定しているところであります。今後においても関係団体と担当課と調整を図りながら、迅速かつ適切な対応を心がけてまいります。

次に、商店街の活性化にかかわる質問でございますが、商店街の活性化は商店街が実施する販促事業等を支援するだけで実現するものではないと思っております。国の法律に基づき認定された中心市街地活性化基本計画にもあるように、商店街と市民活動の共同による中心市街地のにぎわい再生を目指し、街なかへの図書館移転や高齢者向け公営住宅の建設、市立病院改築、まちづくりセンターの設置、さらには滝川駅前から官庁街につながるベルロードをにぎわい再生ロードと称し、市民団体等による紙袋ランタン事業などを実施し、それぞれの役割の中で街なかのにぎわいをもたらそうと努力しております。商店街の活性化は商業者が街なかを訪れる人々をいかに買い物客にするかの努力が必要であると考えておまして、三上議員のご指摘のとおりであると思っております。市としては、空き店舗の解消に向けた新規開業者の育成支援や高齢者を中心とした商店街の回遊性向上を目指したまちづら事業への支援を初め、商店街みずからが発意し、商店街の維持のために取り組むものについては財政的支援だけではなく、積極的に商店街の議論に参加をする中で行政としてできること、商店街としてできることを話し合い、お互いにできることから確実に実施していくことを基本に商店街の活性化への取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、滝川市バリアフリー基本構想の工程表でございますが、我が国は急速に高齢化が進み、滝川市においても例外ではなく、今後本格的な高齢化社会が到来すると予測されております。また、障がい者が障がいを持たない人と同様に生活し、社会に参加できるノーマライゼーションの理念も市民の中に浸透しつつあります。このような背景を踏まえ、滝川市においてもすべての人が安心して歩いて暮らせる環境づくり、建築物等の円滑な利用を目指したバリアフリー化の整備が必要とな

っており、平成22年度に滝川市バリアフリー基本構想策定協議会等により策定しました滝川市バリアフリー基本構想において、JR滝川駅周辺の2キロメートル四方で市役所、市立病院等の公共施設を含む徒歩圏を重点整備地区として定め、平成24年度以降おおむね10年をめどに優先的に整備を図ることとしており、平成24年度には市道鈴蘭通り線から順次整備してまいります。

次に、7対1の看護体制の維持の具体策でございますが、7対1の看護体制につきましては、平成22年3月に施設基準を満たしたことから、施設基準の届け出を行い、算定を開始しております。届け出後は、入院患者に見合う看護師を確保する中で7対1入院基本料を継続して算定しているところです。7対1看護体制を維持するためには看護師の確保が最も重要と考えていますが、看護師確保対策としては高等看護学院からの安定的な採用、子育てを終えた看護師で再就職を考えている方を対象とした就職支援研修の実施、地元高校生に対する看護学院のPR活動、道内の看護学校の臨床実習の積極的な受け入れなどの取り組みをしているところです。また、看護師の離職を防ぐ対策として結婚、出産後も働き続けられる職場環境を整備するため、院内保育所を開設いたします。

次に、高齢者見守りセンター事業でございますが、高齢化の進展による核家族化、高齢者のみ世帯の増加を背景に、本市としても支援を必要とする高齢者への対策を重要な課題と受けとめております。特に社会問題となっている孤独死については、これまでも民生委員や町内会など地域の皆様と連携を図りつつ、行政としても緊急通報システム整備事業や友愛訪問サービスなどに取り組んでまいりましたが、平成24年度から新たに高齢者見守り支援センターを開設することといたしました。センターにはホームヘルパー2級以上の有資格者を配置し、1日1回の電話による安否確認や相談のほか、定期の訪問を行い、心身及び生活状況について電話や対面を通じて適切に把握するよう努め、必要に応じて関係機関と連携を図っていきたいと考えています。また、昨年11月には、地域町内会に加え、企業や商店、団体等のご協力いただく中で、高齢者の異変を感じ取った際に地域包括支援センターへ連絡、通報を行ってもらい、地域で緩やかに高齢者を支えていこうと高齢者見守り安心ネットワークを立ち上げたところです。市内の幾つかの地域では、孤独死防止を初めとした安心、安全な地域づくりを自分たちの課題としてとらえ、検討を始めました。地域の実情を知っている住民が主体的に取り組むことで効果的に実施されると考えたからであります。孤独死を防止する立場から考えますと、行政による高齢者福祉サービスの取り組みに加え、高齢者を地域から孤立させないために日ごろから身近な地域による見守りなど幅広い対策が必要です。さらには、民間によりサービス提供が進められている人感センサーについても早期導入に向けて具体的に検討を進めております。

空き家等対策検討会議でございますが、空き家等対策検討会議では、既に倒壊しているものや一部破損しているものなどの危険空き家につきましては条例に基づき早急な対応をとりたいと考えております。しかし、財産権の問題、所有者の死亡により相続人の調査が必要なもの、相続放棄されたものなど所有者の確定を行う必要があり、その調査には時間を要するものがあります。このような事例も含め相当な時間を要するケースも考えられますが、訪問や電話連絡等も含めた対応を行い、スピード感を持って対応してまいります。

次に、企業誘致活動等で首都圏に常駐の体制が必要ではないかというご質問でございますが、こ

のたび新たに鈴木副市長が選任され、主に企業誘致活動を積極的に担っていただくことになります。それにあわせて経済部の組織改編を行い、企業誘致部門の強化と鈴木副市長が直接指揮できる体制に改めます。首都圏における専任の常駐体制については、今後の企業誘致活動の動向によりさまざまな効率性や費用対効果などを見きわめ、判断したいと思います。

次に、地元農畜産物の販売プロモーション活動でございますが、三上議員のおっしゃるとおり、私も販売プロモーションは広域で取り組むことにより効果があるものと考えております。従来からも空知総合振興局等の調整により空知地域単位での販売促進イベントなどに参加してまいりましたが、新年度からはこうしたイベント等への参加に加えて東京、大阪などでの販売、PR活動、台湾など海外での販売促進活動などについて滝川市が周辺市町村や企業等を巻き込んで積極的な取り組みを進めたいと考えております。

次に、畜産試験場滝川試験地跡地利用についてでございますが、平成23年に策定しました跡地利用計画に基づき事業者の誘致活動を行った結果、地産地消型6次産業化事業につきましては昨年9月にセイコーマートの関連会社である株式会社滝川アグリが借り受け者に選定され、平成24年から栽培開始する予定となっております。また、中小家畜原種保存を核とした6次産業化事業予定地については、現在道は借り入れ希望者と協議しているものと聞いております。第2期以降の事業予定であるワイン製造事業などにつきましては、参画する具体的な事業者が不可欠となるため、北海道と調整しながら、新しい副市長とともにより一層全国に目を向けた誘致活動を展開し、事業者の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、地域に根差したエネルギー対策とは具体的にどのようなものかというご質問でございますが、先ほどの大谷議員、山口議員のご質問にもお答えしたとおり、具体的な対策については今後庁内のエネルギーに関する検討組織によって調査検討していくこととしております。特にこの地域の特性や資源等を生かしつつ、できる限り地域事業者によって主体的に展開される取り組みを目指すことにより、エネルギーや環境面への貢献だけではなく地域経済の活性化にも寄与できるようなプロジェクトの創出を目標に積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。その意味では、例えば近年世界的に需要量が伸びている石炭について、エネルギー自給率の向上に貢献し得る現実的な方策としての国内炭への注目が高まっています。それは、先ほどの三上議員のご指摘のとおりであろうかと思えます。我が国が有する先端技術との組み合わせの中で、かつて産炭地域として栄えた空知地域のポテンシャルを再び引き出せる可能性もあり、検討対象としては再生可能エネルギーだけではなく幅広い角度からの議論、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、魅力あふれるまちとはどのようなものか、そしてまた実現できる施策はということでございますが、現在策定作業を進めております総合計画において豊かな資源を生かした魅力あふれるまちづくりにつきましては、利便性の高い都市地域といやしと安らぎを与える農村田園風景の調和を生かし、地域資源を有効に活用した体験メニューやまちの雰囲気が訪れる人々に魅力として評価され、世界から注目される元気で活力に満ちたまちを基本目標に位置づけ、三上議員がおっしゃるように行ってみたい、住んでみたいと思われる滝川市を目指していきたいと考えております。総合計画は10年を計画期間とし、目指すまちの将来像と基本目標を定めますが、24年度はそのスター

トの年になることから、一步ずつ階段を上りながら最終の基本目標に達していく努力が必要ではないかと、そのように考えております。そういう意味では、市政執行方針に掲げさせていただいた施策や事業を着実に実行していくことが目標達成につながるものと考えております。

次に、保護者の皆さんが安心して子育てと仕事の両立ができる登下校時の安全の確保の施策でございますが、地域における児童生徒の見守りについてのご質問ですが、滝川市では平成21年4月1日に滝川市安全・安心地域づくり条例を制定し、条例の柱である防犯につきましても市、関係機関、地域がともになって施策を進めております。具体的な施策としては、各団体同士での情報共有を図り、より効果的な防犯活動を検討、実施するとともに、不審者情報等の周知、防犯意識向上のための啓発イベントの実施などを行っております。その中で特に防犯施策推進に当たっては、平成21年度にモデル地区として滝川市西地区が指定を受けて、道の防犯活動推進地区事業に取り組み、地域、学校、PTAが連携した子供の見守り体制の構築に挑みました。結果、地域の方々の多大な尽力もあり、平成22年度に西地区子ども見守り隊の設立に至りました。その後も情報化推進室と連携を取り、文部科学省の防犯特性分析システム事業を活用するなど、見守り隊の活動の推進を支援しております。今後につきましては、全市的に防犯施策を推進するために、西地区において培ったソフト事業を活用し、地域における自主的な防犯活動推進を支援していきたいと考えております。また、児童の登下校の安全を高めるため、こども110番の家の推進や平成23年度1月末から児童見守りシステムを稼働しております。拡充につきましては、サービス開始から1年を経過したところであり、利用している保護者の意見や学校の意見を聞きながら、よりよい方法を検討していきたいと考えております。

最後に、休日、夜間の納税相談等の体制をつくるべきとのご質問でございますが、休日、夜間の窓口対応でございますけれども、既に婚姻届や死亡届の受理、予約制ではありますが、住民票や市税関係の証明書交付について、開庁時間に窓口に来られない人のために当直室で対応を行っているところであります。また、窓口業務の繁忙期である3月末から4月初めにかけて、市民課を初め、子育て応援課、介護保険担当の窓口時間を午後7時まで延長するほか、3月、12月の市税徴収強化期間には休日、夜間の納税相談を行うなど、市民サービスの向上に取り組んでおります。このほかにも、確定申告期間の休日受け付けなど、各所管において随時市民対応を行っており、今後も職員の勤務体制や所要の経費等を勘案しながら市民サービスの向上に努めてまいります。

最後にご質問がございました瓦れき処理の件につきましては、私も大きな問題であると考えております。今後近隣市町村の首長さんとも意見交換をしながら、どのように取り組めるかを検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（「市長、答えなくていい」という声あり）

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、教育行政につきましてお答えをさせていただきます。

1点目の学力低下は何が要因として挙げられるのかということでございます。幾つか考えられるというふうには思いますが、大きく分けて、子供たち自身の意欲にかかわること、それから子供たちを取り巻く環境にかかわることに大別できるのではないかというふうに思っております。子供た

ちは、現在の高度に情報化し、高度に便利化された社会において情報や便利さの受け手として成長し、みずから積極的に行動することやみずから工夫して物事に取り組むことが少なくなっており、受動的な姿勢が目立つようになってきています。このことから、将来に対する夢や目標、目的意識等を持てなくなってきたことから、学習に対する興味や関心が薄れ、子供の意欲の低下が心配されてきたり、あるいは直接体験の減少や自尊感情の低下が懸念をされてきていることがあるのかなど。また、環境の要因としては、多様な子供たちに対する教員の指導力不足が心配をされること、また核家族化、少子化に伴う家庭の教育力の低下が懸念されること等が挙げられます。教育委員会としては、その対策として体を動かすことを通じて心と頭で学ぶ体験的な活動を進めることや、なぜ、どうしてという気持ちや見通しを持って取り組む問題解決的な学習を重視した取り組みを進めます。特にできた、わかったという心を大切にする習熟度別指導は、実証するその割合をふやして、子供たちのやる気を育てます。子供の学習の最大環境である教員については、教職員パワーアップ研修会等の教職員研修を強化し、教員のやる気を高めることを目指していきます。さらに、全学校において作成した家庭学習の手引を通じ家庭との連携を図るとともに、子供のやる気を支える環境づくりに取り組んでまいります。

2 番目の習熟度別指導の関係ですが、習熟度別指導は複数の教員によるチームティーチングの一つの形で、学習内容の習熟の度合いに合わせて、1つの学級を別教室、もしくは1つの教室を分けて別々に指導する方法であります。それぞれの学校では、すいすいコースとじっくりコース、あるいはがっちりコースとゆっくりコース、またマスターコースとチャレンジコースといったようにそれぞれ名前をつけまして取り組みを進めておりまして、子供たちのできた、わかったという気持ちを大切にするために、子供がみずからコースを選択すること、あるいは途中でコースを変更することも認めながら指導を進めているものであります。この習熟度別指導の評価としましては、子供たちの声としては、たくさん丸をつけてもらってうれしかった、あるいは同じ問題をやっている人が何人もいてほっとしたといったような声があったり、一方教師の側からも、子供の笑顔がたくさん見れてよかった、あるいは学習内容の確実な定着にはよい方法だというふうに感じているところがあります。新年度からは、すべての学校の主に算数、数学においてチームティーチングの時間の3割から4割程度をこの習熟度別指導で行う予定になっております。

次に、少人数指導の効果ということでございます。午前中の大谷議員の質問にもお答えをいたしましたけれども、教師がより児童一人一人に応じた学習指導と生活指導ができたことが挙げられるというふうに思っております。35人学級といいましても実際には26名程度の学級編制になることから、発表、討論の場面の機会がふえてコミュニケーション能力が向上した、あるいは個別の対応によって学習のつまずきに適切な支援ができた、教育相談あるいは生活指導など教師が児童と向き合う時間が十分確保できたなどが挙げられています。習熟度別の指導についても少人数学級と同じ成果が生まれることから、実施をしております。特に算数、数学の教科で理解の差が生じやすい単元をグループ編成で指導する形態を取り入れており、丁寧な指導と支援を行う一方で、基礎と応用の発展的指導をするグループなど、個に応じたきめ細かな指導を推進し、算数が好きになり、算数ができるようになりたいと思う子供たちがふえるよう取り組みを進めます。

4 番目の教職員研修の関係でございます。子供の学習の最大の環境は教員であり、そのかわりによっては成果が大きく影響されることは疑いのないところだというふうに思っております。したがって、教員には子供の成長に資するために常に授業力を向上させるとともに、みずからを高めるための研修に努めることが求められています。教育委員会としては、空知教育センターが地元にあるというメリットを最大限に生かすとともに、道立教育研究所の各種講座にも積極的に参加をしていただいているところです。今までも生徒理解等に関しまして教育委員会独自の研修を行ってきておりましたが、24年度には市内のスキルの高い教員が講師となり、若手教員を中心に指導力の向上を図るための教職員パワーアップ研修会を開催するとともに、指導主事による学校訪問の指導をふやして校内研修を活発にさせたいというふうに思っております。子供たちに生きる力を育てるために、学習指導、生徒指導ばかりだけではなく、部活動の指導、そして家庭、地域との連携等、教員の仕事には大変なものがありますが、学ぶ者のみ教える資格ありという言葉が示すとおり、教職員研修の強化は教師の授業力向上につながり、ひいては子供たちの成長に資することになるものと、それこそが教師のやりがいではないのかなというふうに思っております。

次に、不登校児童への対応についてですが、滝川市の適応指導教室は平成7年7月から設置しております。この適応指導教室の指導あるいは担任の家庭訪問指導を経て学校復帰になるわけですが、復帰を果たすには担当する先生と家庭の連携が大きな要因となっているところであります。平成22年度の全道の不登校児童生徒のうち、学校復帰ができた事例で効果があった方法としては、電話をかけた後迎えに行く、家庭訪問で相談に乗るが最も多い結果となっています。本市の適応指導教室の取り組みとしても、今年度学校復帰を果たしたのは2名おりましたが、家庭との連携が大きな要因でありました。担当する先生が子供が不登校になった原因が本人に起因するのか、家族に起因するのか、学校に起因するのかを十分に実態把握をした上で効果的な相談をすることが大事であります。その際、成功事例あるいは他の先生の経験談などを持って臨むことは子供にとっても保護者にとっても信頼感が深まることとなります。現在教育支援課においては、年間7回の生徒指導担当者会議を開催をして不登校やいじめなどの問題行動への学校の取り組みの状況、成果や課題などを事例研究を中心に行っております。また、適応指導教室の指導員による学校訪問を平成22年度から年2回実施をし、不登校や休み傾向の子供たちの情報を生徒指導担当教諭と共有し、早期対応と未然防止に力を入れているところであります。ことし8月、適応指導教室が旧高等技専の跡地にオープンをします教育支援センターに移転をし、これまで午前指導で終わっていましたが、午後の指導を取り入れる。あるいは、専用の相談室を設置をするなど施設整備をする予定となっておりますので、さらに学校復帰に向けた指導体制を充実させていきたいというふうに思っているところでございます。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今の三上議員の質問の中の最後の質問等については、全く通告の中に書かれていない内容で、そのままご答弁いただいているわけですが、先ほどの山口議員の場合は多少なりともかわりはあったかと思うのですが、議長の判断はどういった判断なのでしょう。

○議 長 ただいまの関藤議員の議事進行の発言でございますが、これはあくまでも議員側の質問、事前に通告したものに対する中身の精査と、ただいまのは答弁側の部分でございますので、全くそれと比較にならないものというふうに判断をしております。

（「議事進行」と言う声あり）

○議 長 清水議員。

○清水議員 そもそも通告の締め切りのときにこういう文書が提出されているわけです。この通告文書と、ところでどういふことを聞きたいのだという答弁側との調整の中でいじめというものが登場したのかもしれませんが、通告にない分野です。不登校といじめというのは全く違いますから、そういうものが調整の中で出てくるということであれば、それは本当に通告前日に、これもやるみたいなのが許されるということですから、そこは私は関藤議員の議事進行を支持したいと思います。

（何事か言う声あり）

○議 長 この件につきましては、私が先ほど説明をしたとおりでございます、これ以上私の見解が変わるものではありませんので、このまま続行させていただきます。

それでは、答弁が終わりました。三上議員、再質問ございますか。

○三上議員 ありません。

○議 長 以上をもって三上議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時37分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成24年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成24年 3月14日（水）

午前10時00分 開 議

午前11時26分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

日程第 3 議案第41号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
総 括 理 事 兼 会 計 管 理 者	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君	総 務 部 参 事	居 林 俊 男 君
市民生活部参事	庄 野 雅 洋 君	保 健 福 祉 部 長	橘 弘 恭 君
保健福祉部次長	佐々木 哲 君	経 済 部 長	五十嵐 千夏雄 君
経 済 部 参 事	千 田 史 朗 君	農 政 部 長	若 山 重 樹 君
農 政 部 次 長	中 島 隆 宏 君	農 政 部 参 事	多 田 幸 秀 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君

教 育 部 長 館 敏 弘 君
教育部指導参事 四十九院 正満 君
病院事務部長 鈴 木 靖 夫 君

教 育 部 次 長 河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長 堀 下 博 正 君
病院事務部次長 田 湯 宏 昌 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 中 嶋 康 雄 君
副 主 幹 寺 嶋 悟 君

次 長 菊 井 弘 志 君
書 記 村 井 理 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

○議長 日程第2、これより平成24年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問を行います。

質問の時間は再質問を含めて15分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。3月11日には、総合福祉センターにおきまして日本共産党はさまざまな団体の皆さんとともに内部被曝を考えるという取り組みを行いました。また、その後農協前で震災復興募金を市民の方にお訴えをいたしました。来年度1年間、被害を受けられた方々、また復興のまちづくりに支援をする1年間とする決意をまず述べまして、質問に入りたいと思います。

◎1、市民との対話によるまちづくり

1、市民の声を直接聞く地域ごとの懇談会の設定について

まず、1件目、市民との対話によるまちづくりについて伺います。市民の声を直接聞く地域ごとの懇談会を求めます。市長就任後、各種団体との懇談を精力的に行ったことは評価をしています。一方、新市長に直接聞いてもらいたいという声が寄せられております。来年度はどのような市民との対話の場を設定するお考えでしょうか。

◎2、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

1、計画にメスを入れる姿勢について

2、買い物困難地域対策について

2件目、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて伺います。どんな計画にもメスを入れる姿勢を求めます。市長は、民間企業感覚を取り入れた市役所改革を4つの目標の一つに挙げ、刷新を強調しています。しかし、市民が首をかしげることを進めようともしております。それは、都市計画街路2号通という名称がついた計画そのものは正当な手続を経た道路新設計画で、自衛隊駐屯地正門前から300メートルほど南から西1丁目通のセイコーマート前の交差点に抜ける斜め市

道を新設しようとするものです。現在は雑種地で、農業用水路が通っております。5年間の総事業費3億3,150万円、完成は2016年度です。問題は、議員の多くが報告を受けた2月末に初めて予算案に盛り込まれることを知り、驚いていることや私がすぐに関係地域の市民の重立った方々に聞いたところ、皆さんが必要ないと答えていることです。実は、この計画は50年以上前に計画をされたもので、長い間都市計画地図に載っておりましたが、どんな立派な計画であったとしても実施する、予算化する際にはメスを入れる姿勢で臨んでいるのか伺いをいたします。

次に、買い物困難地域対策を求めます。市政執行方針では、買い物困難地域に対する取り組みの記載がありません。滝の川地区や扇町地区は、大型店が運行する買い物バスや遠距離買い出しを余儀なくされております。さらに、江部乙地域や東滝川地域もAコープが頼みの綱になっています。だれでも買い物ができるまちに戻し、また維持していくために、市としての施策について伺います。

◎3、誰もが住みよい安心安全なまちづくり

- 1、孤立・困窮世帯への見守り・相談体制の充実について
- 2、「滝川市空き家等の適正管理に関する条例」について
- 3、冬季のバス路線対策について

3件目、誰もが住みよい安心安全なまちづくりについて伺います。まず、孤立・困窮世帯への見守り・相談体制の充実を求めます。執行方針では、防災倉庫、岩手県宮古市への息の長い復興支援、市立病院院内保育所、空き家等の適正管理に関する条例施行など、新年度予算は評価できるものが多く、市民も期待をしています。そこで、高齢者見守り支援センター事業は、今社会問題化している孤立死や困窮死を防ぐ施策になり得るもので、高齢者や病弱な家族と同居する障がい者や高齢者対策としても効果的と考えます。真に効果を発揮するためには、知恵と力を確保することが必要です。どの程度の人員を配置し、何世帯くらいを対象とされようとしているのか伺います。

次に、滝川市空き家等の適正管理に関する条例施行では十分な体制を求めます。滝川市空き家等の適正管理に関する条例の施行で被害防止に努めると執行方針ではしております。条例の対象と目的は、著しい老朽化、台風、積雪等の自然現象、その他の事由により倒壊し、またはその一部が飛散するおそれのある建物、ことしの冬の低温、豪雪の中で落雪で市道が埋まり、あわや生き埋めの危険もありました。全道でも注目をしております。しかし、苦情件数もふえ、職員の対応也多忙となりますが、嘱託職員や臨時職員も含めた職員増が必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、冬季のバス路線対策を求めます。昨年12月25日から市道が狭くなり、バス路線が4日間運休をいたしました。最も力を入れなければならない点ですが、2月後半にもバスが何度も対向車のために停車する事態になっていました。排雪強化と同時に、道路に雪を出す市民に対する対策で質的な前進を求めます。

◎4、元気な産業と活力あるまちづくり

- 1、雇用情勢と企業誘致、非正規・低賃金からの脱却について

4件目、元気な産業と活力あるまちづくりについて伺います。企業誘致を推進し、非正規、低賃

金からの脱却で市は率先することを求めます。市政執行方針では、公募副市長の経験や人脈を生かし、積極的な企業誘致活動を行います。また、企業ニーズを踏まえた優遇支援策の検討を進めますなどとし、予算も大幅に拡大して、企業誘致活動をかつてない重点に据えると思われます。一方、失業者の実態や求人状況はどうかというと、ハローワーク滝川管内の有効求人倍率は0.41で道内22地域中、下から2番目、北海道は0.54で47都道府県中、下から3番目、これで滝川管内は全国平均0.73との比較で6割程度の求人しかない実態です。雇用の地域間格差は市町村の努力だけでは解決できませんが、一社でも二社でも企業をふやすことが求められています。優遇支援策はこれまでより飛躍的に強化するお考えでしょうか、またそのおおよその規模についても伺います。さらに、危機的な地域経済を向上させるには、中小零細企業の仕事を支えるために滝川市は住宅リフォーム助成制度など仕事をふやす呼び水政策に力を入れてまいりました。一方、非正規労働者はふえ続け、地域最低賃金705円程度での低賃金が地域経済の足を引っ張っています。さらに、大型店などでは短時間パート中心の雇用が多数を占めており、社会保険もつかず、生活も本当に苦しい労働者が悲鳴を上げております。賃金水準向上に向け、滝川市でも公契約条例の検討に入るべきではないでしょうか。公契約条例とは、市の発注において北海道の単価を勘案した賃金を市長が定め、それを受注業者が下請業者にまで適用させ、報告をさせるもので、全国でも広がり始めています。低賃金と非正規雇用を広げてきた新自由主義経済施策の破綻は明らかです。これにかわり、購買力を引き上げ、市民と企業が元気になるために市が率先することについてのお考えを伺います。

◎5、効率的な行政運営によるまちづくり

1、公平公正な徴税について

2、ごみ料金見直しについて

5件目、効率的な行政運営によるまちづくりについて伺います。公平公正な徴税施策を求めます。市税収納率向上に努めることは不可欠です。市政執行方針では迅速な滞納処分を強調していますが、最近スマイルビルでの巨額滞納が発覚し、固定資産税は払わなくてもいいのかという市民の不信感が噴き出ていることは重大な事態ではないでしょうか。固定資産税は地方税法で共有名義者に連帯納税義務が課されているにもかかわらず、代表者にしか督促通知をしないことで滞納額がふえ続けることは問題です。連帯納税義務者には督促通知も滞納処分もしない、場合によってはそのまま不納欠損にってしまうという実態があるとすれば、見直しが必要ではないでしょうか。私は一般論で聞いております。お答えを伺います。

2点目として、ごみ料金見直し計画では、市の責任を明確に市民に示すことを求めます。ごみ処理経費に対する適正な住民負担を検討し、手数料の見直しを進めると市政執行方針ではしておりますが、この問題について2月29日に市長に提出された廃棄物減量等推進審議会の答申は、紙製容器包装やトレイ類、小型電子機器等の早期分別収集を求め、手数料見直しについてはごみ処理費の25パーセントを基本としつつ、近隣との均衡や社会情勢、市民の経済負担にも十分考慮していただきたいとしています。処理経費が増大した原因は、日本共産党の指摘に耳をかさずに日立製作所

グループの株式会社エコバレー歌志内に処理委託をした5市9町の判断ミスもあったのではないのでしょうか。日立製作所グループは、実験焼却炉の相次ぐ故障と本州からの産業廃棄物受け入れが計画どおりにいかないなど、みずからの失敗を5市9町に押しつけ、2013年3月に撤退することと料金値上げを要求しました。これにより委託処理費がトン当たり1万6,000円から2万5,000円へと引き上げられたことによる市民の被害は甚大です。この反省を抜きにして手数料を引き上げる見直しを進めるのでしょうか。

◎6、国政に対する姿勢

1、消費税増税案の影響について

次に、6件目、国政に対する姿勢を伺います。消費税増税案への市長のお考えを伺います。地方消費税は、都道府県民税で1パーセントです。そのうち0.5パーセントを各都道府県が取得し、残る0.5パーセントは市町村に人口比などで地方消費税交付金として配分します。しかし、市町村は契約で膨大な消費税を支払っているのです。結果的にマイナスの市町村にとっては消費税は財政の足かせになる可能性があります。そこで、1点目、22年度決算で滝川の実態はどうだったのか。2点目、前田市長及び前滝川市長は、各種アンケートや議会答弁で消費税増税にどのような態度を表明してきたのか。3点目、国民が注視している政府の10パーセントへの増税案について前田市長の見解を伺います。

◎7、教育行政

1、武道必修化対策について

最後、7件目、教育行政執行方針について伺います。中学校の武道必修化では万全な安全対策を求めます。

まず、お手元の資料の訂正をしてください。2行目末尾の261件を275件に訂正をしてください。

それでは、質問を始めます。1983年度から2009年度までの27年間で110人の子供が柔道事故で命を落とし、脳障害を初め何らかの後遺症を抱える事故が275件も起きていたことが明らかになっています。相撲についてはデータが少ないため、過去の事故は不明ですが、同様に安全対策が求められています。そういう中で、4月から武道が必修化されます。市内では、開西中が相撲を選択し、他の3中学校は柔道を選択し、1、2年生が男女を問わず授業を受けます。しかし、安全確保体制はこれからです。1学期中にすべての体育教師が研修を受け、2学期末に授業と聞いています。そこで、指導者体制、安全対策などは十分にとれるのか伺います。

以上です。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、市民の声をどのようにこれから聞いていくのかというご質問でございますが、市民の皆さんとの対話によるまちづくりについては、各団体や業種別など多くの皆さんとの対話を積極

的にいき、その意見を市政に反映することを目的とし、まちづくり懇談会を開催しております。平成23年度は、商工会議所青年部や商工会議所女性会、農業団体の皆様と懇談をさせていただいたほか、各団体から要望があった際にも懇談させていただいております。また、幾つかの老人クラブ等にも直接出向いて対話させていただくなど、数多くの皆さんと懇談する機会をつくらせていただきました。また、昨年度まで滝川市町内会連合会連絡協議会との共催で市内小学校区7カ所で開催しておりましたまちづくり懇談会は、各地区での参加者の減少や固定化などの課題があり、町連協役員の方々と協議をした結果、今年度においては市長と町連協理事との懇談会という形で実施いたしました。次年度以降の懇談会のあり方につきましては、滝川市町内会連合会連絡協議会と十分協議をしながら進めてまいりたいと考えております。また、対話のあり方としては、基本的には市長と市民の皆さんとの懇談という形をとりたいと考えております。市の出席者はなるべく多くせず、懇談のテーマや内容にかかわる担当職員で対応したいと考えております。また、町内会や団体等の懇談等の要望があれば、日程調整はさせていただくことになりますが、可能な限りそのような機会をつくるとともに、こちらからも積極的に市民の皆さんとの対話の場をつくってまいりたいと考えております。

次に、計画にメスを入れる姿勢についてのご質問でございますが、都市計画道路西2号通につきまして、本市では平成22年度に都市の構造を拡大から集積に方向転換し、人口が減少する中で便利で豊かに暮らせる持続可能なまちへと発展させるために、新たな都市づくりの方針である滝川市都市計画マスタープランとあわせて、都市づくりの基盤の道路においても現在の道路網を最大限に活用し、地域のコミュニティをつなぐ新たな交通体系が重要なこととして道路網整備の基本方針である滝川市都市交通マスタープランを策定したところであります。都市交通マスタープランでは、学識経験者を含む都市計画道路見直し検討協議会で検討を重ね、経済建設常任委員会など議会への報告はもとより、市民説明会、ホームページ、市広報とともに資料の全戸配布での周知、縦覧の実施、また滝川市都市計画審議会への報告を行い、十分な民意が反映された両プランであると理解をしている次第でございます。ご質問の西2号通につきましては、コンパクトな都市づくりを支える交通体系の環状線として位置づけられた重要な幹線道路であり、土地区画整理事業の手法で整備を行い、交通の円滑化、交差点の安全確保を図るとともに、低未利用地の散在や不整形地を換地により土地の有効利用を推進し、地域の発展のために整備を進めるものであります。

次に、買い物困難地域の対策についてでございますが、市内への小売店舗の立地についてはこれまでも市内外の関連する企業等に対して働きかけの努力を行っているところでございます。企業は通常の経済活動の中で経営が成り立つことが前提となりますので、地域の方々がお店の応援団となって買い物をすることが不可欠であると考えております。これからも市民の皆様の機能的な生活基盤の維持に向け、市内外の人脈やネットワークを最大限に活用し、商工会議所を初め関係団体の方々と連携して関連する企業に対する働きかけを継続していきたいと考えております。

次に、孤立・困窮世帯への見守り・相談体制の充実についてでございますが、高齢者見守り支援センターは65歳以上の高齢者のみ世帯を対象に1日1回の電話による安否確認と相談、必要に応じた訪問による生活状況の確認や定期訪問を行い、利用者に異常が認められる場合は関係機関への

通報、連絡を行うもので、社会福祉協議会に委託して開設いたします。センターにはホームヘルパー２級以上の有資格者１名と臨時職員１名を配置して、相談体制を確保します。対象世帯数については、対象要件が同じである友愛訪問サービスや緊急通報システム整備事業の利用率をもとに、７０から８０世帯程度を見込んでおります。まずは、高齢者のみ世帯を対象として実施しますが、安否確認を通じて在宅生活の維持が図られるセーフティーネットとして効果的であると判断されれば、既存事業の見直しとあわせ、対象世帯の拡大について検討しなければなりませんし、そのような評価が受けられるよう知恵を絞りながら事業推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、「滝川市空き家等の適正管理に関する条例」についてでございますが、事務量の増加につきましては、空き家等対策検討会議において関係課への役割分担を行うことにより現有体制で対応してまいりたいと考えております。屋根雪の落雪対策につきましては、従前どおり建物の屋根等の適切な維持管理の指導文書により対応いたします。また、関係課による通学路を中心としたパトロール、エフエムＧ’ｓｋｙによる放送、滝川市町内会連合会連絡協議会を通じて屋根雪について注意喚起を行っております。今後も関係部署に協力を求め、市内事業所からの情報提供についても検討いたします。

次に、冬季のバス路線対策についてでございますが、昨年１２月２５日から２７日までの３日間で１メートルを超える降雪がありました。その影響で２８日までの４日間、市内の路線バスを中心に運休となり、市民の皆様にご迷惑をかける結果となってしまいました。３月７日時点での累積降雪量は、８１７センチと過去１０年平均の７３３センチを８４センチ上回っている状況でございます。市としては、昨年の暮れ以降バス会社と情報交換する中で、バス路線等の幹線を中心にできる限りの排雪、拡幅などを実施し、路線の確保に努めてきたところです。ご質問にもありますように、少数の方ではございますが、せっかく排雪しても道路に雪を出す市民の方がいらっしゃることは確かでございます。今後とも道路への雪出しや路上駐車禁止を根気強く啓発するとともに、重点的にバス路線のパトロールを強化し、直接指導するなどし、効率的、効果的な除排雪を心がけ、市民生活に支障が生じないよう、冬期間における道路交通の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、雇用情勢と企業誘致等についてでございますが、企業誘致に関する既存の優遇支援策につきましては、滝川市商工業振興条例に基づく助成制度や融資制度がありますが、これまでの誘致活動の中では現状の設備投資額や雇用人数による一律的な助成制度よりも多様な企業ニーズに対応できるような助成制度が求められております。今後におきましては、既存制度の見直しを行い、本市への進出を検討される企業にとって魅力を感じていただけるよう、進出企業の意向を踏まえ、柔軟に対応できる優遇支援策を検討してまいります。

次に、危機的な地域経済を向上させるための公契約条例についてでございますが、公契約条例につきましては現在千葉県野田市と神奈川県川崎市の２市で公契約条例を制定しており、市で発注する工事等の契約において労働者の適正な労働条件を確保することを目的に、一定水準以上の賃金の支払いを義務づけるなどを内容としております。滝川市としましても、労働者に一定水準以上の賃金が支払われることにより労働者の適正な労働条件が確保されることは、生活の質的向上の面でも

大変重要なことと認識しております。このようなことから、滝川市では受注業者が最低賃金法等の法令を遵守し、下請業者等に従事している労働者の適正な労働条件が確保されることを目的に、公共工事等においては競争入札参加資格者登録制度による不良事業者の排除、公共単価による積算、ダンピング受注とならないよう低入札価格調査制度の導入や最低制限価格の設定を行っております。本来であれば労働者の賃金、労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働者に適用する規定を設けることは国全体の問題として検討されるべきであると認識しておりますが、札幌市の条例制定に向けた検討状況、近隣市町村の動向を見きわめるとともに、先進地の今後の成果を検証してまいりたいと考えております。

次に、公平公正な徴税についてでございますが、現在滝川市における共有名義の固定資産税に関する納税の告知、督促は連帯納税義務者の1人に対して行っておりますが、これは連帯納税義務者の1人に対する納税の告知、督促はその履行の請求として全員に対してその効力を生ずるという地方税法に基づいた手続であります。なお、連帯納税義務者に対する滞納処分については、さまざまある滞納処分のうちのひとつと考えており、その執行に関しては他の滞納処分と同様、法に基づき個々の納税者の状況等も踏まえた上で判断することをご理解いただきたいと思います。

次に、ごみ料金の見直しについてのご質問でございますが、広域でごみ処理を行うことになった経緯は、平成9年4月にごみ焼却処理にかかわるダイオキシン対策の新たなガイドラインが設けられ、当時使用されていた焼却炉が基準に適合しなくなったことにあります。その後平成10年3月に中・北空知ごみ処理検討協議会を設立し、広域でのごみ処理を検討し、平成11年3月に策定した中・北空知ごみ処理広域化基本計画に示された8通りの処理体系をもとに、現状に照らし合わせた検討を進めました。ダイオキシン対策を早期に進め、新たなごみ処理について効率的で費用負担の少ない処理方法を検討し、独自処理と民間委託処理の比較検討も行った結果、既に施設整備の行われていたエコバレー歌志内に委託処理を行うのが最良と判断され、当時の5市9町の合意が図られ、市議会、組合議会等において審議、議決を経てきたところであります。エコバレー歌志内の処理委託費は、当初1トン当たり1万5,960円でしたが、経営上の問題から平成20年度から1万9,950円、平成22年度からは2万5,200円と値上げをされることとなり、財政には大きな影響を与えるものの、市民生活に直結するごみの処理を安定的かつ適正に継続していくためにはやむを得ないものとして判断をしてきたところであります。こうした背景に加え、エコバレー歌志内が撤退するに至ったことから、さらにごみ処理経費は増加を続けてきました。しかしながら、ごみ処理委託費の値上げに伴う市民負担の見直しについては、市民負担を考慮する中で今日まで見合わせてきたところであります。今後の市全体の財政運営からも市民負担の見直しが必要と考えており、審議会の答申内容を十分に踏まえた上で議会の皆様へのご提案を考えているところであり、市民説明も十分に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、消費税増税案の影響についてでございますが、平成22年度決算における地方消費税交付金は4億5,052万6,000円でございますが、歳出に係る消費税については市の直接契約に係る経費である物件費、建設事業費などから算出すると1億5,000万円ほどになります。ご質問の中にありました消費税増税に対しての態度表明につきましては、各種アンケートや議会において

も示したことはございません。就任前においても、その事実はないという報告を受けております。また、今回の消費税増税案についても現在国政で議論をされており、現段階ではご答弁できる状況ではありませんが、地方への影響を含めて十分注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、教育行政、武道必修化対策についてお答えをいたします。

まず、指導者の体制についてでございますけれども、既に昨年から空知教育センターや空知教育局主催の研修会に体育の教員が参加をし、研修を重ねておりますが、今後においてもそれぞれ文部科学省あるいは道教委のほうから指導参考の資料、あるいは道教委においては実技研修会、また市教委も独自に柔道連盟のほうにお願いをいたしまして、独自に実技研修会を開催をするよう今計画を進めているところであります。各学校ごとに武道における指導についての安全対策をさらに徹底するために、指導資料の収集、あるいは過去の事故事例の検証、また万が一の事故対応法などの検証を進め、安全かつ生徒の実態を踏まえた学習となるよう指導計画の策定を進めているところであります。十分な安全対策を進めることによりまして、生徒が安心して授業が受けられる体制をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。清水議員、再質問ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、再質、2分しかございませんが、まず2件目、計画にメスを入れる姿勢についてですが、私が関係地域の方々に聞きましたところ、本当に必要ないというお答えがたくさん返ってきているのです。こういう声を今予算化に当たってどのように受けとめてこれからやっていくのか、そういうところにメスを入れる姿勢があるのかないのかというのがあらわれると思いますが、お考えを伺います。

次に、市税収納率向上については、報道でスマイルビル差し押さえで前田市長の税滞納に対するけじめがされたという報道もされております。しかし、公売、競売してもだれも買い手のつかないようなものを差し押さえても一円も滞納を減らすことはできないということからいえば、これから一般論ですけれども、連帯納税義務ということをきちっとやっていくということが求められていますが、私は先ほど聞きましたけれども、連帯納税義務を求めず、不納欠損にしたような事例があったかどうかだけ伺います。

最後に、武道必修化については、奈井江町で指導者について嘱託職員として雇用することを言明いたしました。指導者をいろんなところに求めるのは当然ですが、これに伴う予算について伺います。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議 長 それでは、答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時40分

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

それでは、ただいまの清水議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、再質問にお答えさせていただきますが、西2号通の件につきましては、滝川市都市計画マスタープラン、また都市交通マスタープランがさきの議会において議員の皆様方各位の十分な議論の上に制定されたというふうに私は伺っております。ですから、それを尊重するという議会答弁も先般の議会でさせていただいたことも清水議員は覚えていらっしゃると思います。その中で、私は都市計画マスタープラン、都市交通マスタープランの推進ということで今回の予算に臨んだわけでございます。そしてまた、地元からのそういう必要ないという反対の声があるというお話でございましたが、私のもとにはそのようなお声が残念ながら届いておりませんでした。そういう陳情も聞いておりませんでしたので、そういう地元のお声というものも今後十分聞きながら、また今後とも都市計画、また都市交通マスタープランを推進する中において十分協議をしながら考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 副市長。

○副 市 長 市税の滞納の関係ですけれども、先ほどの市長の答弁でもございましたが、連帯納税義務者に対する滞納処分、これはさまざまある滞納処分のうちのひとつであるということで、法に基づいて個々の納税者の状況等も踏まえた上で判断していると、これはそういうことでございます。法に基づいたいろんな滞納整理の中で徴収のかなわなかったケース、これも過去にはございます。

以上です。

(「それは、連帯納税義務を課さないで不納欠損にしたことがあったということですか」と言う声あり)

(「実績はないです」と言う声あり)

(「そういうことではないんですか」と言う声あり)

○副 市 長 もう一回、今のお話。

(「連帯納税義務者に対して督促、滞納処分なしに不納欠損にした事例はあったのかということ」と言う声あり)

○副 市 長 済みません、ちょっと保留して。

○議 長 それでは、引き続いて答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 柔道の安全対策の関係についてですが、清水議員おっしゃられたのも一つの方法だというふうに思っております。残念ながら当初予算ではこの件に関する予算計上はしておりませんが、この後さまざまな関係機関との協議の中から、必要があれば予算の計上の必要なものの中にはあるのかなというふうにも思っておりますし、もちろん予算計上なしでもできる安全対策、さまざまな安全対策は考えていきたいというふうに思っています。

○議 長 それでは、公平公正な徴税についての部分で答弁調整にちょっと時間を要しております

すので、また若干休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議 長 それでは、会議を再開いたします。

答弁お願いいたします。副市長。

○副 市 長 不納欠損があったかどうか、不納欠損したことはございます。

○議 長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

渡辺精郎議員の発言を許します。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎でございます。傍聴の皆様、大変ご苦勞さまでございます。今回で本会議質問51回目でございますが、残念ながら持ち時間また15分でございますので、早口になるということをお許しいただきまして、早速質問に入らせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、「刷新」市長としての過去の「清算」について

まず、最初は、市長の基本姿勢からでございます。「刷新」市長としての過去の「清算」についてです。選挙戦での刷新の言葉は、歯切れがよく、市民に歓迎され、当選されました。ことしの「興」の文字もわかりやすいのですが、滝川市の名誉復興の部分はいかがですか。介護タクシー代金の詐欺による生活保護費不正受給事件に関しての対応は、当選とともにトーンダウンしたのではないかと市民は感じています。過去の清算として現在の心境をお尋ねいたします。

◎2、市政運営の基本的な考え方

1、「TPP」について

2、「世界に誇れる国際田園都市」構想について

3、たきかわブランドの創出について

次は、市政運営の基本的な考え方で、いわゆる「TPP」について触れておりますが、滝川市民にとってはリスクが大きく、特に農業に与える悪影響が予想されることから、市長もこれに対する批判をすべきではないかと考えますが、賛成派は輸出産業の大企業の一部であるはずで、滝川市民の多くは、中小企業、農業、消費者でございます。見解をお尋ねいたします。

次は、2、「世界に誇れる国際田園都市」構想についてであります。この部分は、提案を含めて質問いたします。1つ目は、世界に誇れる国際田園都市づくりというグローバルな構想は賛意を表するものです。ただし、道のりは遠く、厳しさも予想されます。海外のお客さんが好んで来られるための原則は、道内外のお客さんがたくさん来られることです。それも特定の目的に来訪されることなく、不特定多数の人々が自由に来られることです。大まかな構想をお尋ねいたします。2

つ目は、農業と観光の面で、春の菜の花はすばらしく、成功しつつあります。夏の花ですが、ラベンダー観光について10年ほど前に私が提案しても、前市長は二番せんじと批判、やる気はありませんでした。今江部乙の丘が紫のじゅうたんの地域になっていましたら、夏の花の見物で世界に誇れる滝川の丘になること受け合いであったはずであります。そして、続くコスモスの秋の花へと結びつけることができたはずであります。国際田園都市づくりの第一のかぎはこれだと思いますが、見解を求めます。3つ目は、私が滝川の宝物と評価する屯田兵屋を売り出してはいかがでしょうか。ミニ開拓記念館として拡充し、上屋で覆い、全天候型にすることで人々を招くことができます。グライダーももっと有効利用すべきです。市民からはぜいたくとの批判はありますが、独立したスカイスポーツ振興協会の努力を尊重して、全国からオーナーや市民パイロットをふやし、たくさんの人々に試乗していただくことでやがてグライダーの知名度が上がると思いますが、いかがでしょうか。

次は、3、たきかわブランドの創出についてであります。1つ目は、農産物を40倍の付加価値に高めて、地産地消からさらに国内はもとより輸出までもできる農産物の加工企業の誘致を図り、日本に誇れる工場を目指すなどの努力をしていただきたいのであります。雇用創出もできる滝川にしていこうではありませんか。副市長が来られてからと言わず、積極的なチャレンジ精神をお尋ねいたします。2つ目は、旧畜産試験場滝川試験地跡地を全面牧羊地として再生し、2,000頭の羊を飼育することやジンギスカンに由来した滝川の名所をつくることで、観光と産業の接点から、これぞまさに横綱白鵬関を観光大使に依頼した根拠が生まれてくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

◎3、誰もが住みよい安心安全なまちづくり

- 1、市立病院の経営の健全化について
- 2、障がい者・高齢者の自宅介護の限界と生活保護について
- 3、孤独死について
- 4、雪害対策と除排雪について

次は、誰もが住みよい安心安全なまちづくり。滝川市立病院の経営の健全化についてであります。市立病院の経営の健全化は、市民の願いです。市民が安心して医療を受けることができる医療体制が大切であるとしておりますが、健全経営の決め手は、多くの市民が信頼して安心して病院にかかることができる体制でもあります。その一つの試みとしてクレジット支払いの導入はいかがでしょうか。

次は、先ほど清水議員も質問がありましたが、障がい者・高齢者の自宅介護の限界と生活保護についてでございます。1月に札幌で障がい者の妹を世話をしていた姉が病院に行くお金もなく病死し、妹も餓死した事件ですが、本当にかわいそうです。心からご冥福をお祈りするところであります。このことがあってから、生活保護のあり方が問われております。第3期滝川市障がい者計画も、これらの障がい者を取り巻く家族関係で働きたくても障がい者が在宅しているために働けない人が出てきます。老人介護も同じです。そこまで配慮した生活保護をどのように考えておられるのでし

ようか。

3として、孤独死についてであります。高齢独身者の孤独死が問題になっておりますが、私の町内でも1月に孤独死がありました。隣の人が新聞がそのまま、足跡がないと警察と町内会長の私に知らせていただきました。突然の発作で電話もできなかったのでしょうか。電話もできないような緊急の対策をどのようにしたらよいのでしょうか。先ほどの清水議員の答弁で緊急通報システムの話がありましたが、もう少しさらに補説をしていただきたいと思いますのであります。

4として、雪害対策と除排雪についてであります。12月の一般質問のすぐ後にこの冬最大の雪害がありました。市内の路線バスがとまるのでは、除排雪が追いつかないでは済まなくなるわけがあります。岩見沢市に話題が集中しておりますが、滝川市も劣らず、何十年ぶりかの豪雪です。市民の滝川市への最大の期待は、除排雪のことです。補正予算は回避するそうではありますが、深い雪と細いけもの道のような道になった道路に滝川市民はあきらめ顔です。次の冬も岩見沢地方に上回る豪雪も予想されます。この時期に市政方針に何も記述がないのは前市長時代の踏襲でしょうが、刷新市長として、市民の願いである安心と安全の第1番目は除排雪でありますから、北海道が検討している雪害に災害救助法の適用も視野に市政執行方針に載せてはいかがでしょうか。

◎4、教育行政

1、重点施策1「生きる力を育む教育」について

2、重点施策2「教育環境の充実」について

3、給食素材と放射能について

次は、教育行政でございます。1、重点施策の1「生きる力を育む教育」についてであります。小中学校の学習指導要領の完全実施で小学校の英語授業が実施され、また中学校の英語の授業時数が週3時間から4時間にふえるために、外国語助手を3名から5名にふやすことは評価いたします。これは、昨日の大谷議員の質問でも了解いたしました。私の質問は肝心の英語科の教員、特に小学校の英語科の専科の教員を増員しなければならないのではないか、こういう状況でないかということで現状と対応をお尋ねいたします。2つ目は、子供の歯の健康を守るためにフッ化物洗口について実施するとのことですが、確かに虫歯予防には効果があるものの、子供の身体に悪影響があると賛否両論があります。もし反対の保護者がいて、うちの子の洗口はやめてくれという場合はどのように対応するのでしょうか。これも昨日大谷議員の質問がありましたが、私の質問に端的にこれはお答えください。

次に、重点施策2「教育環境の充実」についてであります。1つ目は、伝統ある東栄小学校の閉校を迎え、小学生にとって初のスクールバス通学が始まります。中学生と違って、吹雪の停留所で小学校1年生の児童が待つということは思わぬ事故が考えられます。冬期間のバス停留所に簡易ハウスなどの配慮はなされているのでしょうか。また、吹雪の臨時休校などの連絡網はどのような対策がなされているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。2つ目です。新学習指導要領により突然導入された武道であります。全員必修で、大方は柔道か剣道を学校選択していると思いますが、これはある総理大臣が提起して、導入されたわけですが、柔道場や柔道着などの補助率な

どについて明らかにしてください。昨日の答弁では、柔道着は自分で用意することと保護世帯の補助はわかりましたが、納得できませんので、これはお尋ねいたします。また、教員全員が武道未経験者の学校はどのようにされるのでしょうか、これも端的にお答えください。

3つ目であります。給食素材と放射能についてであります。学校給食施設が親子方式に決まり、安全な給食云々とあるわけですが、今の時代保護者の気持ちとすれば安全な給食の提供とは放射能が含まれていないかという心配であります。教育委員会は放射能に目をつぶっているわけですが、日本の放射能は世界に拡散しても減っているわけではありません。私は、給食の素材の放射能測定にこだわっております。見解を求めるところであります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議 長 渡辺精郎議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、「刷新」市長としての過去の「清算」についてでございます。滝川市を被告とする住民訴訟は、現在第19回までの口頭弁論が行われました。今後5月と7月に2回にわたり証人尋問が行われ、その後結審となる見込みであります。訴訟代理人である顧問弁護士と協議しつつ進めてきた本住民訴訟において結審に近い状況でありますので、滝川市長という立場で裁判所の判断を待ちたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、「TPP」についてでございますが、昨日の三上議員の代表質問にもお答えしたと同じでございます。私もTPPについては断固反対すべきであり、それについて大きな声で各地で言っておりますので、そういう意味では渡辺議員と同じ思いであるということをご理解いただきたいと思ひます。

次に、「世界に誇れる国際田園都市」構想の中でございますが、世界に誇れる国際田園都市につきましては、三上議員の答弁で申し上げたとおりですが、渡辺議員がおっしゃったとおり、世界に誇れるという言葉ですから、海外からの観光客だけをターゲットにするということではなく、海外からの観光客にも注目され、来ていただけることを念頭に組み込まなければならないと、そのように考えています。その具体的な取り組みについては、総合計画の中に位置づけてまいりますが、滝川市の知名度、認知度を高める地域産業の振興、近隣地域を含め道内からも評価、支持をしていただけの滞在型、体験型の集客、交流事業などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ラベンダー等のお話でございますが、渡辺議員がおっしゃるとおり春、夏、秋を通じて花が楽しめる丸加高原とすることは、観光振興上の課題であると認識しており、ラベンダーも一つの策だと言えるかもしれません。しかし、花観光をする上でとても大切なことがございますが、それはやはり市民の皆さんの支えであろうかと思ひます。花を管理するのはとても大変なことでございまして、私の目指します世界に誇れる国際田園都市実現に当たっては、市民の皆様、企業、団体の皆さんがそれぞれの立場で花を育て、管理していただき、美しい町並みをつくっていただくことが基本であると考えております。以上のようなことから、渡辺議員におかれましてもぜひ地域の皆さんとラベンダーなどを植えていただき、世界に誇れる国際田園都市実現に向けてご協力いただければありがたいと思ひ次第でございます。

次に、屯田兵屋、またグライダーについてのご質問でございますが、滝川や周辺市町には渡辺議員がご指摘のように世界に誇れる観光資源がたくさんあり、屯田兵屋やグライダーももちろんその一つであると考えております。滝川市の屯田兵屋は昭和56年に復元した建物で、滝川市指定文化財になっております。現在指定管理者により学校の見学等で訪れる子供たちに屯田兵の衣装を着て説明をする等の対応を行っております。ご質問にあるとおり、この屯田兵屋は田園都市の礎を築いた屯田兵の歴史を伝える滝川市の宝物として今後も大切に保存してまいりますが、ミニ開拓記念館として上屋で覆い、全天候型に整備する考えは今のところございません。滝川市の郷土の歴史を知るための貴重な歴史的建築物として後世に伝えるため、今後も保存、活用を図るとともに、観光目的としての活用も進めてまいりたいと考えております。グライダーに関しましては、観光協会やスカイスポーツ振興協会と連携し、滝川の観光資源を発掘するとともに、魅力ある形で組み合わせたツアーを企画し、海外や道内外観光客を対象とした各種ツアーの導入に昨年から取り組んでいるところです。新年度におきましても、緊急雇用事業を活用した国際観光事業や観光協会ほか関係団体と連携したモデルツアーの企画、旅行代理店への売り込みなどを進めてまいります。既に取り組んでおります菜の花フライトやツアーによる観光フライトをさらにふやすとともに、昨年7月に開催したサマースカイフェスタ2011で道内初飛行した75年前のドイツ製古典グライダーなどビンテージグライダーと呼ばれる機体12機を順次復元していますが、このような取り組みを広くPRすることによりグライダーのまち滝川の知名度は上がり、滝川を訪れる人をふやすことにつなげようと考えております。

次に、たきかわブランドの創出の中での1番目の質問でございますが、私は就任当初から本市の基幹産業であります農業を核とした産業振興、企業誘致の必要性について言及し、推進してまいりました。私自身も関係企業へ積極的にトップセールスを行っております。単に農産物として販売するよりも、加工することでより付加価値が高まることはもちろんのこと、その加工品を買いに来てもらう、その料理を食べに来てもらうことで観光分野などへの経済波及効果はさらに高まると考えております。既に農産物の生産、加工、販売の各分野をつなげる農商工連携を視野に入れ、商工会議所とも連携しながら調査研究を進め、農業の付加価値向上に努めておりますし、今後も本市の農業を生かせる食品製造業などに重点を置いた企業誘致を進めてまいります。

次に、畜産試験場跡地についてのご質問でございますが、昨日の三上議員のご質問にもご答弁させていただきましたが、既に地産地消型6次産業化事業については昨年9月にセイコーマートの関連会社である株式会社滝川アグリが借り受け者に選定され、平成24年から栽培開始する予定となっております。平成23年に策定した利用計画は、地域住民の意見を取り入れた基本構想をもとに、市内関係団体及び赤平市、赤平商工会議所によって組織された滝川畜産試験場跡地利用協議会で策定されたものであり、現時点では計画に沿った事業の推進を図ってまいります。なお、計画には、大学を核に羊肉などを活用した産業形成を図る中小家畜原種保存を核とした6次産業化事業を主要事業として位置づけているところでもあります。

次に、市立病院の経営の健全化についてのご質問でございますが、クレジットカードにつきましては、平成18年の改正地方自治法の施行により利用可能となったことから、道内の自治体病院に

においても導入が進んできているところであります。当院でも導入に向けた情報収集を行っているところでございます。導入に伴う患者様のメリットとしては、急な入院のときに後払いができること、大金を持ち歩く必要がなく、盗難防止につながるなど利便性の向上が考えられます。病院のメリットとしては、会計窓口の効率化、未収金発生の防止などがあります。当院においては、平成22年3月よりげんきカードでの支払いをスタートさせておりますが、患者様からはクレジットカードの導入の要望も寄せられていることから、患者サービス向上対策の一つとして導入について前向きに検討したいと考えております。

次に、障がい者・高齢者の自宅介護の限界と生活保護の問題についてのご質問でございますが、札幌市でお亡くなりになりました姉妹の方は以前滝川市にお住まいでありましたということもございます。心からご冥福をお祈りいたしたいと思っております。生活保護制度では、経済的自立だけではなく、日常生活自立の支援も行います。障がい者や高齢者の福祉サービスを活用した自立支援を検討しますし、同居する家族介護者の方に稼働能力がある場合は世帯としての生活の自立の観点から就労指導を見合わせる場合もあり得ます。滝川市においても、稼働能力がある方にその能力を活用していただくのは当然ですが、その能力を活用し得る状況にあるのかを含め総合的に福祉事務所において協議をし、自立を目指した支援を決定しておるということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、孤独死についてのご質問でございますが、高齢化の進展によりまして核家族化、高齢者のみ世帯の増加を背景に、本市としましても支援を必要とする高齢者への対策を重要な課題と受けとめております。行政としましては、急病や火災などの緊急事態に陥った際、本体機器の押しボタンや身につけたペンダントを押すだけで消防署につながる装置を設置する緊急通報システム整備事業を実施しているほか、救急医療情報キット配布事業はかかりつけ医や持病、服薬内容等の情報を記載した用紙をクリアケースに入れて冷蔵庫に張りつけるもので、緊急時への対応や不安感の解消に役立っていると好評を得ております。また、ひとり暮らしの高齢者が自宅内で移動するたびに記録し、安否確認を行う人感センサーのサービス提供が民間企業により進められております。一方、救える命を確実に救うという点においては、身近な地域だからこそ効果が発揮される場合も少なくありません。ご質問にあるとおり、孤独死は異常に気づいた地域住民が警察に通報している場合が多いと考えられることから、地域の皆様による気づきや見守りは孤独死の防止や早期発見に大変重要であると認識しております。孤独死防止に向けた高齢者の見守りにはベストの方法はございませんが、今後とも民生委員や町内会など地域の皆様と協働による見守り体制を維持するとともに、緊急通報システムの積極的な普及啓発に努め、人感センサーについても、昨日もお答えしましたが、早期導入に向けて具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、雪害対策と除排雪についてのご質問でございます。昨年12月25日から27日までの3日間で1メートルを超える降雪となり、その影響で28日までの4日間、市内の路線バスを中心に運休となり、市民の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。ご質問にありますように、今後滝川市でも今シーズンの岩見沢地方を上回る降雪も考えられることから、新年度に入りまして少し落ちついた時期に岩見沢市に担当を派遣し、国、道との連携などについて状況をお聞きする中で今後の滝

川市の除排雪に生かしてまいりたいと考えております。また、その機会に、今回は適用にならなかったようですが、災害救助法に基づく高齢者宅の雪おろし等の状況についてもお聞きしたいと考えております。なお、市政執行方針は、経常事業ではない特に重点的に取り組まなければならない施策、事業に絞り、記載させていただいているところでありますが、除排雪は市民の皆様にとって最大の関心事の一つであるということは十分認識しているところでございます。さらに、雪問題だけではなく、豪雨も含め、国、道など関連機関と連携して災害に備えることは重要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 続きまして、教育行政に関するご質問にお答えをしたいというふうに思います。

1点目の小学校における外国語授業の関係ですが、小学校については英語の指導を中心とした外国語活動の授業を新学習指導要領の実施に伴い、昨年4月から5、6年生は週1回行っており、すべての授業に外国語指導助手を配置をして、子供たちに外国の文化や言語に親しみがはぐくまれるよう、担任教師と連携して指導を進めているところです。市内の小学校のうち英語専科を配置している学校は、2校であります。各学校においては、外国語活動の授業づくりを進めるに当たって、教材開発などの指導内容の充実を図るとともに、指導技術の向上につながるよう自主研修、校内研修を行っているところであります。

次に、フッ化物洗口の関係ですが、フッ化物洗口の参加申し込みに当たっては、申込書にフッ化物洗口の説明会で出された疑問点などをQ&Aとしてまとめ、参考資料として添付をしております。これをごらんいただきまして、保護者の判断のもとで実施の有無を選択できるよう配慮しているところであります。

次に、東栄小学校のスクールバスの関係であります。ご質問のありました待合所につきましては、保護者や地域の方から設置についての要望がありましたことから、教育委員会としても設置を検討しております。停留所の一つであります東栄小学校については乗車人数が多く、北風を遮るものがない吹きさらしの場所であるということから、現在この東栄小学校敷地内に4月に設置を検討して、作業を進めているところであります。また、吹雪等によりスクールバスが運行できない場合につきましては、既に江部乙あるいは明苑中学校で行っておりますスクールバスと同様に、スクールバス通学者を学校におきます連絡網とはまた別に整備をするということになっております。なお、参考までに、これまでスクールバス通学用の専用の連絡網が使用された、つまり吹雪等でバスが運行できなくなったというようなことについての例はございません。

次に、4番目の武道の関係であります。昨日来からお答えを申し上げますとおり、安全面に十分配慮して進めたいというふうに思っておりますけれども、まず武道場の補助率ということで、開西中学校の格技場の例を申し上げますと、工事費が約6,000万円でございます。このうち補助金が1,200万円、起債が3,800万円、財源が1,000万円という形の財源の内訳となっております。なお、起債の3,800万円のうち、およそ3割の1,200万円は交付税として措置されるということになっております。また、柔道着につきましては、就学援助で3,7

00円を上限として給付をすると、この財源につきましては普通交付税の中の一般財源の中で措置をされるということになっております。また、指導体制ですけれども、教員全員が武道未経験者と、これは体育の教員という意味でのご質問だとすれば、滝川市の教員については全員武道に関する研修歴あるいは指導歴があるということで、当然学生時代のときには体育の中で履修をしておりますが、さらに、清水議員のご質問にもお答えしておりますとおり、十分な指導歴あるいは研修歴が求められておりますので、さらなる研修に努めたいというふうに思っております。

最後に、給食の放射能との関係でございます。子供たちの給食を安全、安心に提供するということにつきましては、非常に大切なことだというふうに思っております。現在市場に流通しております食品は、国の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とした食品検査に合格したもののみが流通しております。また、一部の自治体で既に市場に流通している食品に対し独自の検査を実施をしているところがございますが、これまでに規制値を超過した食品はありません。厚生労働省は、平成23年12月22日付の事務連絡で食品中の放射性物質の規制基準の設定についてという通知の中で、食品中の放射性セシウムの検出濃度が多くの食品で相当程度低下傾向にあるということを認めております。給食食材として使用している道外産で検査が必要とされている食材の検査結果は、各自治体のホームページ等で確認をしているところであります。また、先ほど申し上げました既に独自に実施をしているところで規制値を超過した食品はないということを考えますと、現時点で独自の検査は必要はないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。渡辺精郎議員、再質問ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それぞれ市長答弁、明快なところもありまして、ありがとうございました。

それでは、教育行政について二、三点再質問させていただきます。まず、最初は、フッ素の口磨きであります。先ほど申したとおりであります。虫歯にはよくても体に毒であれば、これは大変です。特に一度うがいというか、口を洗ったものを子供が飲んだら大変だと言われているわけでありまして、そんな事柄を、賛否両論あるものを早々に導入するというのは私はいかがなものかと、こういうふうに思うわけでありまして、先ほど強制するのではなくて申し込みだというようなことになって、それではといって、うちの子は必要ないということで30名の学級で五、六人か二、三人しかフッ素洗口はしませんよというような、こんなことになれば、むしろ時間的にその担任の先生も大変厄介なことになる。洗口しない子供たちが多くなる、ではどんな時間にやるのか、こんなことだって大変でないかと思うのです。そういう意味で、ことしから早速やろうということは教育委員会の責任としてはわかることですが、やっぱり子供の健康第一、これは何としてももう少し再考の必要があるのではないかと思うわけでありまして。特にこの間の北海道新聞、3月12日にしっかりと大きな記事がありました。日本弁護士連合会ですよ、こういうところでフッ化物洗口の安全性や効果、必要性などに疑問があるとして学校などでの集団実施の中止を求める意見書を提出したと、新潟などの先進地でも安全性について賛否が分かれていると、こういう賛否の分かれているものを早々と取り入れるというのは、やはりいかがなものかと思うわけでありまして。そういう意味で、申し込み数をことしは勘案して、それが少なければ取りやめるとか、中止をして明年度にするとか、

そういうようなおつもりはないのかと、こういうことをお尋ねしたいと思います。

もう一点は、昨日から3名の方々がお問い合わせをしております武道についてです。突然、昨年からどんどんと準備してきたものではなくて、いよいよ4月になってからどうしようかというような、こういうものは今年度もやはりやるべきではないと私は思います。講習を2学期までやらせて、そして2学期から14時間、急いで消化する。こういうようなことではまた事故が起きる、こういうことになって大変なことが起きてしまう。そういう意味では、これも急がずに、ぜひ明年4月から実施、こういうようなことで……

○議 長 発言時間を超えております。

渡辺精郎議員の再質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 まず、1点目のフッ化物洗口の関係ですけれども、安全性の議論というのは非常に大事な議論だというふうに思っていますので、ちょっと長くなるかもしれませんが、安全性の部分について申し上げたいというふうに思います。日本弁護士連合会のほうから意見書が出ているのは十分認識をしておりますが、その日弁連の考え方が出た直後から、日本医師会、それから日本口腔歯科学会等々の団体からそれに対する専門的な見解が出されておまして、その中でも日弁連の見解に対しては全くの反対側の安全性、今回の北海道が行うフッ化物洗口については十分安全性が保たれるというようなことが書かれております。つまりフッ化物の濃度の問題であります。急性中毒と呼ばれておりますフッ化物の急性中毒は、体重1キログラム当たり2ミリグラムというふうにされております。例えば小学生30キロと想定をしますと、1キロ当たり2ミリグラムですから、急性中毒量は60ミリグラムということでございます。今滝川市が行っております週1回法の洗口液10ミリリットルに含まれるフッ素量は9ミリグラムでありますから、急性中毒に至る量は六、七倍ということでございます。基本的にそれを吐き出すということですから、仮に万一飲み込んだとしても、まだ急性中毒のところには達しないということでございます。また、慢性中毒としましては、歯のフッ素症、それから骨硬化症というのが言われております。歯のフッ素症は、あごの中で歯が形成される時期に長期間継続して過量のフッ化物が接種されたときに発現すると。フッ化物洗口を開始する時期である4歳ごろには永久歯の前歯部の歯間部という部分、歯の根の上の口の中にあらわれてくる部分ができ上がってくるということで、そこに問題となるフッ素症が発現することはありませんし、骨硬化症は歯のフッ素症を発生させる量よりもさらに過量のフッ化物を長期間継続して接種したときに発生する可能性がある疾患であるということで、フッ化物洗口によって発生する心配はないというふうに言われております。滝川市におきましては、子供の歯を守る会を中心にすべての保育所、幼稚園で既にフッ化物洗口が保護者の同意のもとに行われております。今行っております江部乙小学校、西小学校での実施率もおおむね6割程度ということで、教育委員会としましては、少なくとも滝川市ではフッ化物洗口に対する保護者の理解は既に幼児期から十分に得られているというふうに思っているところであります。

また、次に柔道の関係ですが、4月からということでございますが、答弁の中で申し上げましたとおり、昨年というか、空知教育センターの柔道の実技研修は昨年の6月に既に行われておりますし、空知教育局の研修会は本年2月に行われております。柔道を実施をするに当たり、今4月以降

焦って何かをやるということでは決ましませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。なお、先ほど柔道着の就学援助の助成単価 3,700 円と申し上げたそうです。済みません、7,300 円の誤りでしたので、おわびをして訂正をさせていただきます。十分に教員の指導体制を確保するというのは、教育委員会としても必ずやらなければならないことだというふうに思っております。

○議長 長 以上をもって渡辺精郎議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成 24 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問を終了いたします。

◎日程第 3 議案第 41 号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1 号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第 3、議案第 41 号 予算審査特別委員会の設置について、選任第 1 号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号及び選任第 1 号の 2 件は、いずれも可決されました。

議案第 41 号が可決されたことにより、議案第 1 号から第 7 号までの各会計予算及び議案第 12 号から第 35 号までの予算関連議案、以上 31 件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、3 月 15 日から 3 月 22 日までの 8 日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、3 月 15 日から 3 月 22 日までの 8 日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午前11時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成24年第1回滝川市議会定例会（第18日目）

平成24年 3月23日（金）

午前10時00分 開 議

午前11時47分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第42号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第43号 平成24年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
議案第44号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第45号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
議案第46号 平成24年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 平成24年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第48号 平成24年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 1号 監査報告について
報告第 2号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 7 意見書案第1号 父子家庭支援策の拡充を求める要望意見書
意見書案第2号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める要望意見書
意見書案第3号 道民の合意形成なしでの泊原子力発電所の再稼働は行わないことを求める要望意見書
意見書案第4号 国の出先機関改革に関する要望意見書
- 日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君

17番 大谷 久美子 君

18番 窪之内 美知代 君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田 康吉 君
教育長	小田 真人 君
監査委員	宮崎 英彰 君
総務部長	山崎 猛 君
総務部参事	居林 俊男 君
保健福祉部長	橘 弘恭 君
経済部長	五十嵐 千夏雄 君
農政部長	若山 重樹 君
農政部参事	多田 幸秀 君
建設部技監	三谷 文彰 君
教育部次長	河野 敏昭 君
監査事務局長	堀下 博正 君
病院事務部次長	田湯 宏昌 君

副市長	吉井 裕視 君
教育委員会委員長	若松 重義 君
総括理事兼 会計管理者	高橋 賢司 君
総務部次長	高橋 一昭 君
市民生活部参事	庄野 雅洋 君
保健福祉部次長	佐々木 哲 君
経済部参事	千田 史朗 君
農政部次長	中島 隆宏 君
建設部長	大平 正一 君
教育部長	舘 敏弘 君
教育部指導参事	四十九院 正満 君
病院事務部長	鈴木 靖夫 君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋 康雄 君
副主幹	寺嶋 悟 君

次長	菊井 弘志 君
書記	村井 理 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において関藤議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第2、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
- 事務局次長 第1予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。
事務局次長朗読する。（記載省略）
- 議長 次に、委員長の補足説明を求めます。柴田委員長。
- 第1予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。
- 第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案16件につきましては、3月15日から22日までのうち5日間にわたり特別委員会を開催し、延べ96名の委員から286問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。
- 討論、採決の結果、議案第1号につきましては清水委員から修正案が出されましたが、修正案は否とすべきものと決定し、原案は賛成多数、議案第12号から第17号まで、第19号から第21号まで、第23号、第25号、第28号から第29号まで、第33号から第35号の16件については全会一致により、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。
- なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。
- 最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明といたします。
- 以上です。
- 議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。
- これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長 長 異議なしと認めます。
- よって、質疑を省略し、直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第12号から第17号まで、第19号から第21号まで、第23号、第25号、第28号、第29号及び議案第33号から第35号の16件について一括採決いたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から第17号まで、第19号から第21号まで、第23号、第25号、第28号、第29号及び第33号から第35号の16件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。関藤委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の過程について若干補足説明をいたします。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号までの6件及び予算関連議案8件につきましては、3月15日から21日までのうち3日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ50名の委員から137問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第2号から第7号まで、第18号、第22号、第24号、第26号、第27号及び第30号から第32号までの14件については、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました会計ごとの討論要旨につきましては、後日全議員に印刷配付することになっておりますので、申し添えておきます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切

なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆様に厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

以上です。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、第2予算特別委員会には所属をしておりませんでしたので、この場で2つの会計予算について反対理由を述べたいと思います。まず、議案第2号、2012年度滝川市国民健康保険特別会計予算を否とする立場で、また議案第4号、同じく滝川市介護保険特別会計予算及び議案第22号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

まず、第2号についてですが、主な反対理由は資格証明書をいまだに発行していることです。件数は83件へと減少傾向であることや病院に行きたいとの相談があれば、ほとんどの方に短期証をお渡ししているとのことであります。資格証明書の対象者は、納付相談の連絡がない、あるいは支払い能力はあるが、誠意がないなどの方に限定しているということですが、実態は明らかではありません。全国的な著しい受診抑制が滝川では起きていない保証は全くありません。命を守る社会保障制度として一日も早く資格証明書を出さない特別会計にすることを求め、まず議案第2号に対する討論とします。

次に、議案第4号及び議案第22号についてですが、反対理由は保険料の大幅値上げです。新年度の保険料及びその増加額は、第1段階、年額2万6,760円、4,160円増を初め、本人、また世帯ともに非課税で収入がゼロに近い人も含まれる第3段階が4万140円、6,170円の増です。さらに、世帯課税で本人が非課税、この中にも収入がゼロに近い人も含まれていますが、この第4段階が5万3,520円、8,220円増です。今回は本人課税者について2つの段階から3つの段階に、また最高額の段階については基準額の1.75倍に引き上げ、応能負担化に努めたことは評価をします。また、地域支援事業に力を入れ、さまざまな新規事業にも取り組まれています。しかし、年金減額、後期高齢者医療保険料増加、食料品や燃料などデフレ経済の中での生活必需品の値上げなど、高齢者を取り巻く厳しい環境での保険料大幅値上げは避けなければなりません。主な値上げ理由が国の負担率が25パーセントと著しく低いことであり、民主党政権の責任は重大です。しかし、一般会計からの繰り入れは禁止をされておらず、少ないとはいえ若干の自治体で実施しているところです。

以上が反対理由です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第2号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第2号については、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第4号及び議案第22号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第4号及び議案第22号については、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第3号、第5号から第7号まで、第18号、第24号、第26号、第27号及び第30号から第32号までの11件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、第5号から第7号まで、第18号、第24号、第26号、第27号及び第30号から第32号までの11件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第42号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

○議長 長 日程第4、議案第42号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第42号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、中・北空知廃棄物処理広域連合の施設建設負担金が国の第3次補正予算で確保された震災復興特別交付税の措置対象となったことに伴う補正となっております。

資料の1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2億8,418万1,000円を増額し、予算の総額を221億2,413万3,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ペ

ージ、9ページをお開き願います。4款2項1目じん芥処理費、補正額2億8,418万1,000円の増額につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金の補正でございます。東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額特例等に関する法律に基づき、中・北空知廃棄物処理広域連合が23年度に実施をする循環型社会形成推進交付金事業に対し、震災復興特別交付税の交付が決定されたところでございます。広域連合では当該事業の地方負担金の一部を地方債で賄うこととしており、その地方債の償還は後年度に構成市町負担金を充当するとしておりました。よって、現在構成市町は、広域連合が地方債の発行を予定していた額については平成23年度負担金の予算措置がされていない状況にあります。しかし、今回地方負担額の全額が特別交付税として措置されることとなったことにより、国の地方財政措置が二重とならないよう、広域連合が発行する予定でありました地方債については発行できないこととなり、各構成市町に交付される特別交付税をもって新たに構成市町から広域連合に対して負担金を支出し、これを充てることとなります。滝川市に対する震災復興特別交付税は、国の第3次補正予算において追加措置された循環型社会形成推進交付金事業の地方負担分のうち、滝川市の負担割合に応じて算出した額3億1,579万3,000円が交付されます。このうち、広域連合は当初から各構成市町負担金を財源として予定したもののうち滝川市分3,161万2,000円については既に予算措置済みであることから、起債を財源として予定していた2億8,418万1,000円について負担金を増額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で2億8,418万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税3億1,579万3,000円の増は、震災復興特別交付税として措置される分の補正でございます。

20款1項1目繰越金3,161万2,000円の減は、繰越金で財源調整をしたいとするものでございます。

以上、歳入合計で2億8,418万1,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 ただいまの平成23年度の補正予算案でございますが、中・北空知廃棄物処理広域連合の負担金の補正ということでございますけれども、先ほど説明の中にございましたとおり循環型社会形成推進交付金、このことについては本年度の第3次補正に続き、平成24年度の予算においても通常枠予算に加えて復旧、復興予算が計上されるということで、国内の市町村の処理能力の増強、あるいは災害廃棄物の広域処理を促進するという目的で交付されるものと承知しております。そんな中で、先日新聞紙上で道内の市町村における災害廃棄物の受け入れを前提とする交付金の扱いについての新聞記事が掲載されました。道内の市町村では、この交付金を辞退すると、返還するというような動きも出ております。この交付金がいわゆるひもつき交付金ではないかというような

指摘もされる中で今補正予算に計上されたわけでありますが、これまでの経過、さらにはこの交付金の目途、さらには特別交付税の扱いについて今までの経過についてご説明をいただきたいと思います。

○議 長 ただいまの柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 特別交付金の交付の経緯ということでございますけれども、まず特別交付金という前に経過をちょっと詳しくご説明を申し上げたいと思いますけれども、広域連合の焼却施設の整備については平成22年度より循環型社会形成推進交付金事業により事業を進めてまいりました。これは3分の1が交付金ということになるわけですが、23年度におきましては当初交付金対象事業11億4,878万7,000円ということで、その3分の1、およそ3億8,292万9,000円を要望してきたわけですが、2億6,218万円しか交付の内示がありませんでした。1億2,000万円ちょっとが未内示だったということで、このままでいきますと平成25年度の整備というものがおくれるというような状況がございました。このため広域連合では、未内示の部分あるいは平成24年度の交付金についても確保できるようにということで、各構成市町の首長さんあるいはそれぞれの組合の皆さんと中央要望、道要望あるいは国会議員さんにもこれらの窮状を訴えてきたという経緯がございます。その中で、8月1日付で第3次補正、今回の震災復興に関する補正の話が出てまいりました。その際に、循環型社会形成推進交付金というものもその中に含まれるということがございまして、環境省より追加要望ということがあれば出してほしいという要請が中・北広域連合のほうにあったということでございます。中・北のほうでは、未内示がございましたし、24年度の事業につきましてももし前倒しが可能であればということで、国に対して確認をした上で、申請をするということと廃棄物の受け入れをするということが条件かというようなことを確認した上で、検討した結果として必ずしも受け入れをしなければならないものではないという回答の上で、未交付の部分あるいは24年度の正規の予定をしている交付金についての要請を行ったということでございます。この結果として、11月に震災復興分としての交付金の内示がございました。また、12月に通常分、保留をされていた分の内示がまた追加でございました。また、1月には震災復興分として他の団体が不要とした分、これについての内示があったということで、24年度の前倒し分と合わせて7億5,897万7,000円という形で交付金が交付されることになったということでございます。

この事業の推進につきましては、年度の変更が前倒しされるということでもございませんで、発注の作業が急がれるということで、25年4月の稼働ということはこの交付金によって変わるものではございませんけれども、作業としては急激な作業になったということは間違いのないことかなというふうに思います。各構成市町として、あるいは中・北広域連合としては、交付金に対応する3分の2の部分について起債対応ということで準備をして、24年度以降の中で起債の償還ということで対応を予定していたところでございますけれども、3月7日に各自治体の所要額はどうかという調査がございまして、その時点で特別交付税の措置がなされるという話が広域連合のほうに伝わってきたということでございます。これを受けまして、3月22日の日になりますけれども、正式に振興局より交付税の交付が行われるので、補正等の対応をよろしくをお願いをしたい

ということで連絡を受け、今回の補正となったということでございます。

○議長 長 柴田議員。

○市長 今のご説明を聞きますと、大変有利な財源が当たったということで、基本的には歓迎すべきことと、そしてまた廃棄物の処理に向けたスピード感が出てくるということでは市民生活にも大変よいことであるという感じがする一方で、先ほども申し上げましたが、新聞紙上では斜里町が交付金の受け取りを行わない、要するにその交付金をお返しするというような動きが出ていると。道内でもう一つの交付先は、中・北空知の広域連合の施設ということになっております。このような中で新聞紙上では、環境省からの話なのかは私はわかりません。しかしながら、これらの交付金を受けた自治体あるいは広域連合において災害廃棄物の広域処理の受け入れを行う、このことが前提であるかのような報道がされている。このような現状において、こういったひもつきの補助金を受け取るべきか否かということが実際自治体の間で議論がされていたということがございます。この交付金、さらには特別交付税について現状で知り得る範囲の情報についてご開示をいただきたい。1点申し上げておきますが、私が調べた中では、国会議員等の事務所を通じて調査した部分でありますけれども、必ずしもひもつきではないという情報もいただいておりますので、そのことについてははっきりとご説明をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 答弁をお願いします。市民生活部参事。

○市民生活部参事 廃棄物の処理に当たって、昨年の4月の時点で全道の、全国と言っていいのだろうと思うのですが、廃棄物の受け入れの調査等がございました。それらについては、まだこの交付金の対象とか、そういうことは一切ございませんでしたけれども、8月の時点でこの交付金の交付の要望に当たって、第3次の補正は災害廃棄物の受け入れ施設が対象ですよということがございました。この際に中・北空知広域連合のほうでは、その能力の問題等もありますので、それから25年度稼働というようなこともありますので、今の時点での受け入れということの回答が事務局体制としてはできないということがございまして、受け入れが最終的にできなくても構わないのかということでのやりとりはございました。その経過の中で交付金がついたということがございますが、その中で交付税の交付が決まった12日以降になりますけれども、15日になりますけれども、環境省のほうから文書が発せられております。交付方針ということでの文書が出ておりまして、中空知広域連合には21日に、構成市町の私たちのところには22日に来た文書でございます。その内容というのは、循環型社会形成推進交付金復旧・復興枠の交付方針についてという文書が環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の廃棄物対策課長名で出されております。その中では、受け入れ条件の検討、それから被災地とのマッチングを実施したものの結果として災害廃棄物を受け入れることができなかった場合であっても交付金の返還が生ずるものではないというようなことが文書として方針として示されているということでございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 ただいまのご答弁では、必ずしも受け入れが前提ではないということを環境省として明確に打ち出したということで受けとめておきます。ただ、今何の検討もなしで受け入れは不可能

だということを環境省に伝えても、何の検討もなしにそういうことに至ったということでは国税を使う上で納得ができるということにはならないと思います。しっかりそのことを検討、災害廃棄物の受け入れについて検討した上で、それが結果としてかなわないということであれば、交付金あるいは交付税の返還なる措置は行わないということに私は私なりに感じているところでございます。そういったことを踏まえて、現時点でやはり市長のこの問題に対するお考えを聞いておかなければいけないと思いますので、市長の災害廃棄物の受け入れ問題について現時点でのお考えがもしあれば、お伺いをしておきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の再々質疑に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの柴田議員の再々質疑にお答えさせていただきますが、私は実際宮古市のほうに支援のための訪問をさせていただきました。あの瓦れきを見て、あれがあのままであの地域の復興になるものとは決して思っておりません。何とかしてあげたいという思いでいっぱいでございます。しかしながら、今ほどいろいろとご答弁させていただきましたが、私どもの施設は中・北空知という14市町にわたる連合によって構成される団体によって建設中のものでございます。その建設後の市民の皆さん方の焼却等の余力がどれだけあるのかということを含めて、まだまだ検討する余地もございますし、また国の基準、そして道の基準、さまざまな議論がなされている中において早急な判断はまだまだできないものであると思っております。しかしながら、日本国民の責任としてぜひともそのようなことは考えるべき、また交付金を受け取る立場としてもそのようなことは考えるべきであると思っております。そういう意味では、14市町の首長さんが集まるように連合長であります歌志内市長に申し入れをして、早急に首長さんたちの会議を行い、いろいろな検討を進めてまいりたい。意見交換等から始めて慎重に検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、4点にわたりまして質疑をしたいと思います。

まず、今回の交付金、つまり復興枠という内容です。もっと言えば、8月1日に環境省から広域連合にメールが入っておりますが、震災廃棄物の広域処理を促進するために平成25年度までに受け入れが可能となる施設に対し、交付金の追加交付を検討しているということで申請の希望を求める文書が届き、今答弁されたような経過で申請をしたということなのですが、このことについて要するに交付金の内容が変わったと、1億2,000万円少ない内示であったものをその4倍ぐらいの交付税、私も連合の議員ですから、こんなにもらってしまったのだという、そこだけは説明あったのです。ただ、なぜふえたということについては全然説明がなかったです。滝川市には連合からこういう形で交付金の内容が変わったのですという連絡があったかどうか。あったとすれば、またその内容についてお伺いしたいと思います。

2点目は、そういう形の交付金を受けたと、前提ではない、結果として受け入れなくてもいいのか、検討するということでもいいのかということで、8月時点で交付金の申請をして、9月、10月、ちょっと何月だったかわかりませんが、交付金の決定を少なくとも11月の前にはしているわけで

すよね。普通だったら、そこで検討に入るのが素直な進め方なのです。検討するということは、14市町に対して、こういう検討をしなければ、この交付金だめなのだと、検討はしなければならぬのだということだと思うのですが、そういう検討をしましょうという連絡は広域連合のほうからあったのかどうか。

1点目は交付金の内容について、2点目は震災廃棄物の受け入れについての検討についての協議連絡についてはあったのか、なかったのか、またその内容についてです。

3点目として、今のご答弁では受け入れについての協議は14市町間でまだ始まっていないというふうに私は受け取ったのですが、こういう交付金を受け取った以上、非常に遅いなど、もうとつくのとうに取り組んでいなければならないのだというふうに思うのですが、なぜそういう取り組みが行われていないのか、滝川市としてどのように考えるのか伺いたいと思います。

4点目は、斜里町は返還も考えていると、これは当然そういうふうに考えることもあり得るというふうに思うのです。ただ、そのときに不安なのは、もともと起債で2分の1が交付税で返ってくると、要するに特別交付税を受け取ってしまうと、その起債はもうできなくなると。今度特別交付税を返すと、もとの起債については借りれるかどうかという、そういう検討も斜里町はされていると思うのです。滝川市はそういう検討をしたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それで、トータルとして結局1億2,000万円足りないものに対して、その4倍ぐらいの交付金が入り、これは滝川市ではありませんが、当然交付金が多く入ったということは今後の滝川市の負担も減るということですが、滝川市が受ける特別交付税は3億1,579万3,000円です。これは、結果として受け入れをしないとしても返還しなくてもいいよというご答弁ではありましたが、今既に復興支援の取り組みを始めている自治体が資金が十分足りているというふうに私は思わないのです。滝川市や14市町より進んでいるところに先に国から渡していただくということを考えれば、何か筋の通らない特別交付税ではないのかというふうに、そういう受けとめは少しはおありでしょうか、あるいは大いにあるでしょうか、そういったことについて最後にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部参事。

○市民生活部参事 まず、1点目なのですが、交付金の内容についてどのような性格のものであるのかということについては、それぞれ構成市町に連絡が入っております。それから、それと同時に、8月の時点でそういう検討を始めると申し入れをしましたよと、交付金の申請をしていますよという連絡は入っております。

それから、検討はしていないということなのですが、いまだにまだそういう検討はしておりません。この理由の一つというのは、この性格的には、まず25年の4月に稼働させて中空知、北空知のごみの処理、これがまず基本としてございますので、それがまだ動いてもない、まだ設計の段階でございましたので、その時点でどこまで検討ができるかといったら、まだできるような状態ではございませんでしたので、そういう時点での検討というのは、どのような量が入って、どのような性状のものが入って、輸送方法がどうなのだと、そういうこと一切ありませんので、そういう時

点での検討は当然無理ということがあるのかなというふうに思います。この後も、まずは順調に動かし、上で、特別に交付金をもらったこと、あるいは交付税を交付されたことによって高い能力の施設に改修をしているわけではございませんので、25年のごみ処理量という計画のもとに今整備を進めておりますので、それを超える余力がどれぐらいあるのか、これもきちっと見きわめなければ災害廃棄物の受け入れもどれぐらいの量を受け入れられるのかということもまだはっきりとお示しをすることはできないということになろうかなというふうに思います。

それから、返還を考えたのかということについては、制度としてこういう形での交付がございましたので、それぞれの市町の財政的な問題もあろうかと思いますが、特別返還を考えるということはありません。

あと、もう一点は……お答えしていますか。

（「筋が通っているか」と言う声あり）

○市民生活部参事 筋が通っているか通っていないかということです。この交付金そのものは…

（「交付税」と言う声あり）

○市民生活部参事 交付金ではなくて交付税のほうですか。これは、制度としてそれぞれの市町の財政負担を軽減しようというようなことでの措置というふうに理解をしておりますので、そのことによって早期にそれぞれの施設の整備が進むということであれば、それは受け入れていくという形になっていくのかなと思います。

以上です。

○議長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、循環型社会形成推進交付金の震災復興枠について、受け入れを検討しますということで申請するときに、受け入れ可能トン数とか、そういったことも当然報告フォームにあったのです。私詳しく見ていませんけれども、当然だと思うのです。どれぐらいの焼却炉で、あるいは最終処分場で何トンぐらい処理できる余力があるのかという、そこもなしに検討も何もありませんから、そういったことを報告しておいて、そして市長は早速これから泉谷市長に、連合長に申し入れをしたいと言っていますよね。だけれども、施設が稼働するのは1月なのです。10カ月後なのです。今から半年前、つまり16カ月前と10カ月前で、どんな施設ができるのだ、どんな余力があるのだということについて本質的な把握に差は私はないと思うのです。そういう点で、この6カ月間検討作業というのが放置されていたと。燃やせるかどうかとか、受け入れられるかどうかについてはたくさん調べなければならないことがあるのです、準備段階。まず、仮置き場をどうするか、仮置き場はその辺ではだめなのです。やはり最終処分場のようなちゃんと排水設備の整った場所であればならないし、焼却炉のタイプも塩水がついたようなやつでもいいのかどうかとか、何ぼでも検討できることはあったにもかかわらず、新聞に載って、こういう交付税が出て初めて検討を始める。口ではいろんな被災地に対することを述べているけれども、こんな交付金をいただいておきながら検討してこなかったというのは、私は非常に問題だと思うのですが、もう一度その点についてお伺いをしたいと思います。

(「連合の議会でやればいい」と言う声あり)

○清水議員 以上、お伺いをしたいと思います。

○議長 長 ただいまの清水議員の質疑は、検討をなぜしてこなかったかという1点ということですか。

(何事か言う声あり)

○議長 長 これは、連合ではなくて、ここは滝川市議会ですから、滝川市としてということでしょうか。

(「8月に交付金の性格について通知を受けていたということでしょう、連合と
いうことでなくて14市町間で検討を始めれる状況だった」と言う声あり)

○議長 長 そうしたら、滝川市としてどうだったかという。

(「はい」と言う声あり)

○議長 長 ただいまの質疑に対する答弁をお願いします。市民生活部参事。

○市民生活部参事 その時点では、まだごみの最終的な量ですとか、それから性状ですとか輸送方法等、何も示されていないということでございます。ましてや、先日道のほうで受け入れ基準、国もその時点では何も示しておりませんでしたし、国が示したのはつい先日でございますし、それに厳しい条件を道はさらにつけたということがございます。また、それぞれの地域の受け入れ要請量というのも3月に入ってから示されたということでございますので、8月の時点で検討すべきことというのは多分中・北の処理能力はここまであると、どれぐらいだったかという程度のことはなかったのかなというふうに思います。この辺は、広域連合の判断かなというふうに思っております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第42号、2011年度滝川市一般会計補正予算(第6号)を否とする立場で討論を行います。

内容は、震災復興特別交付税3億1,579万3,000円の歳入と2億8,418万1,000円を中・北空知廃棄物広域連合に支出するものです。私が特に強調したいことは、震災廃棄物の受け入れ前提とだれもが思う状況での交付税である以上、前提としていない滝川市は受け取る資格がないという点です。日本共産党の瓦れき受け入れについての基本姿勢は、災害瓦れきをできるだけ速やかに処理するということは被災地の復興にとって最重要の課題であり、これに協力すべきというものです。しかし、同時に、福島原発事故による放射性廃棄物の拡散は東日本の広範な地域に及んでおり、政府は住民の健康と安全を守る立場で、放射性物質で汚染された廃棄物の基準と放射線防護対策を抜本的に見直し、強化する必要があります。もしその基準と対策が不十分なら、今後何百年間も中・北空知の住民に外部被曝、内部被曝の危険が生じ、受け入れることはできません。この問題で北海道新聞は、中・北空知廃棄物処理広域連合が震災瓦れきの受け入れを前提に検討していると報道し、波紋が広がりました。もし前提として14市町住民に知らせずに進んでいるとし

たら、大変な問題です。今のご答弁で、8月には既に14市町に連絡がありましたが、14市町の各議会にも、また広域連合の議会にも、またこの地域住民にもそういった検討する交付金をもらったのだということが知らされずにきたことが明らかになりました。私の調査したところでは、昨年8月1日の環境省からの調査に対して、広域連合事務局は前提でなく検討でいいなら申請するという対応をしたということです。そういう中で、未内示分1億2,000万円に対して4億7,000万円、約4倍が交付されたという経過でありました。さらに、3月、震災復興特別交付税が交付金支給先に交付されることになり、14市町の総額は約9億4,000万円、滝川市には上記の3億1,579万円が交付の内示がありました。前提かどうか、政府はどのように考えているか、私は電話で問い合わせをいたしました。環境省は、これは2日前のことですが、検討していただければ、結果は問わない。総務省は、特別交付税なので、用途は問わないと明言しました。しかし、復興支援予算を今受け取ることに国民の理解は得られないと考えます。今瓦れき対策として急いで予算化を待っている自治体や国の機関を飛び越して、震災廃棄物の受け入れをこれから検討しようとする滝川市が受け取ることに賛成できません。今後協議を進め、受け入れる体制ができたときにかかる費用全額を国が保障する、このように政府が言っているわけですから、定めているわけですから、そのときに受け取ればよいのです。今回の分については、受け取る理由がないとはっきり述べて償還すべきではないでしょうか。それが筋の通った行政のあり方であることを述べて、討論いたします。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 市民クラブの柴田でございます。議案第42号、平成23年度一般補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほど私の質疑の中で、前田市長も宮古市の現状についておっしゃられておりました。私どもの会派も石巻の惨状を目にし、その瓦れきのうずたかく積まれた市街地を見て大変なショックを受けながら、この復興支援は早急にやっていかなければいけない、このような強い決意を持って滝川に帰ってまいりました。滝川市議会としても、被災地の支援は今後長い期間をもってやり抜かなければいけないということは全会一致の原則だと確信しております。そういった意味で、今回のこの交付金あるいは交付税のことについては、震災前の予算のその後の経過により生じた問題であります。今震災後の被災地の復興支援のために我々何ができるのかということを滝川市民はもとより、構成する自治体の皆さんが真剣に考え、今後の震災復興支援にこの地域が資することは何なのかということを真剣に考えていくよい機会だと思います。ぜひとも今回のこの交付金をちょうだいし、さらに交付税をちょうだいする中で、被災地の災害廃棄物の広域処理について幅広い議論の中で結論を出し、そしてまたその受け入れを行っている自治体でも最終処分地の確保には大変厳しい状況に置かれているところが多くございます。そういった意味では、単純に焼却施設での処理だけではなく、この地域でそういった災害廃棄物をどう処理していくのかということをぜひとも議論する機会として、この補正予算についてしっかりと受けとめてまいりたい、このように思っております。

以上を申し上げまして、平成23年度一般会計補正予算、議案第42号に対する賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第42号は可決されました。

◎日程第5 議案第43号 平成24年度滝川市一般会計補正予算(第1号)

議案第44号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第45号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

議案第46号 平成24年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第47号 平成24年度滝川市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第48号 平成24年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)

議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第43号 平成24年度滝川市一般会計補正予算(第1号)、議案第44号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第45号 平成24年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)、議案第46号 平成24年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第47号 平成24年度滝川市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第48号 平成24年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)、議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第43号 平成24年度滝川市一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、後ほど説明申し上げます議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により、特別職及び一般職の職員の給与等についての減額の補正となっております。この減額には2つの要素がありますが、1つは平成23年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴うもの、もう一つは給与の独自削減の継続に伴うものでございます。新滝川市活力再生プランによる給与の独自削減が平成23年度で終了いたしますが、依然として厳しい財政状況にあり、新年度予算は目的基金を含め5億2,450万円の繰り入れを見込んだものとなっております。市職員労働組合と給与独自削減の継続について協議を重ねてまいりましたが、このたびご理解をいただき、妥結したことを受けて、減額補正を提案したいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ1億6,822万5,000

0円を減額し、予算の総額を202億2,677万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款6項1目監査委員費、補正額1万7,000円の減額につきましては、監査の執行に要する経費の補正でございます。特別職及び一般職の職員の給与の改定に基づき、本年4月からの監査委員報酬の減額を行いたいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額938万3,000円の減額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び期末、勤勉手当等の減額に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金並びに病院事業会計繰出金の減額を行いたいとするものでございます。

8款4項4目公園緑地造成費、補正額37万4,000円の減額につきましては、公園緑地造成事業費の補正でございます。建設事業に関連する人件費を公園緑地造成費で予算措置しているところであり、同様に本年4月からの給料及び期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額2,248万3,000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び期末、勤勉手当等の減額に伴う滝川地区広域消防事務組合負担金の減額を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額1億3,596万8,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。また、西高等学校教員の給料及び期末、勤勉手当等につきましても、道職員の給与減額措置に伴い、減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億6,822万5,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。19款2項1目基金繰入金1億6,822万5,000円の減額でございますが、当初予算において目的基金も含め5億2,450万円の基金繰入金を見込んだところですが、職員の給与等の減額に伴い、財政調整基金繰入金を減額したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1億6,822万5,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第43号の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議 長 市民生活部参事。

○市民生活部参事 ただいま上程されました議案第44号 平成24年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、ただいまご説明いただきました議案第43号、一般会計補正予算と同様に、平成23年人事院勧告に基づく給与改定及び給与の独自削減の継続に伴う国民健康保険特

別会計に属する職員の給与等についての減額補正でございます。

1 ページをお開きください。第 1 項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 0 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5 億 4, 6 9 0 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正、4、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございますので、お目通しをお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお開きをいただきたいと思います。最初に、補正につきまして歳出からご説明を申し上げます。1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 2 0 0 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、本年 4 月からの給料及び期末、勤勉手当を減額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計 2 0 0 万 1, 0 0 0 円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開きください。8 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 2 0 0 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。職員給与費につきましては一般会計からの繰入金で賄っていることから、期末、勤勉手当等減額相当分を職員給与費等繰入金で減額補正したいとするものでございます。

以上、歳入合計で 2 0 0 万 1, 0 0 0 円の減額となったところでございます。

1 0 ページは給与費明細書でございますので、お目通しをお願いを申し上げます。

以上を申し上げまして議案第 4 4 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第 4 5 号 平成 2 4 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、平成 2 3 年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定及び平成 2 3 年度で終了予定となっておりました新滝川市活力再生プランによる給与の独自削減を継続することに伴う減額補正であります。この後上程されます議案第 4 9 号の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、一般職の職員の給与等について減額の補正を行うものであります。

1 ページをごらんください。第 1 項で、歳入歳出の総額からそれぞれ 1 7 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 7 億 6, 3 5 0 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところでございます。

2 ページから 3 ページまでは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。お目通しのほどお願いいたします。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目市営住宅管理費、補正額 1 7 7 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。同様に、本年 4 月からの給与及び期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

以上で歳出合計で１７７万４，０００円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。１款１項１目住宅使用料１７７万４，０００円の減額でございますが、一般職の職員の給与等の改定に基づいた給与減額の財源措置を住宅使用料で行いたいとするものでございます。

以上、歳入合計で１７７万４，０００円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第４５号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第４６号 平成２４年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正については、保険事業勘定におきまして、先ほど説明の議案第４３号 平成２４年度滝川市一般会計補正予算（第１号）と同様に、介護保険特別会計に属する職員１４人の給与等についての減額補正でございます。

２ページから３ページまでについては、第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容については事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。８ページ、９ページをお開き願います。１款１項１目一般管理費、補正額３２７万１，０００円の減額及び２項１目賦課徴収費、補正額７０万円の減額につきましては、職員の給与改定に基づき、本年４月からの給与及び期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

次に、３款１項１目介護予防事業費、補正額７８万３，０００円、２項１目包括的支援事業費・任意事業費、補正額１０２万円につきましても、同様に本年４月からの給与及び期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で５７７万４，０００円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。６ページ、７ページをお開き願います。２款２項２目地域支援事業交付金、介護予防事業でございますが、１９万６，０００円の減、３目地域支援事業交付金、これは包括的支援事業・任意事業ですが、４０万３，０００円の減、３款２項１目地域支援事業交付金、介護予防事業ですが、９万８，０００円の減、２目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業でございますが、２０万１，０００円の減、４款１項２目地域支援事業交付金２２万８，０００円の減、６款１項１目一般会計繰入金４２７万円の減、２項１目介護給付費準備基金繰入金３７万８，０００円の減となっておりますが、これらについてはそれぞれ歳出の減額に伴う負担割合に応じた減額によるものでございます。

以上、歳入合計で５７７万４，０００円の減額となり、歳入歳出それぞれ５７７万４，０００円を減額をし、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ３３億９，０８７万５，０００円としたいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第４６号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第47号 平成24年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度に人事院から出されました国家公務員の給与改定及び平成23年度に終了予定となっておりました新滝川市活力再生プランによる給与の独自削減を継続することに伴う減額補正であります。この後上程されます議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、一般職の職員の給与について減額の補正を行うものであります。

1 ページ目をお開きください。第1条は総則でございます。

第2条は、当初予算第3条で定めた収益的支出のうち、第1款公共下水道事業費、第1項営業費用に計上しております給料、職員手当及び法定福利費を合わせて87万1,000円を減額するものであります。

第3条は、当初予算第9条で定めております議会の議決を経なければ流用できない経費であります職員給与2,822万2,000円を2,735万1,000円に改めるものであります。

2 ページから8 ページにつきましては、お目通しを願います。

以上の補正により、7 ページ目、下から4行目、当年度純損失が87万1,000円減となり、354万3,000円を予定するものであります。

以上を申し上げまして議案第47号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいま上程されました議案第48号 平成24年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正理由につきましては、議案第43号、一般会計補正予算と同様であり、平成24年4月から職員の給与及び期末、勤勉手当等の減額を行うための補正でございます。

1 ページをお開き願います。第1条は総則です。

第2条では、平成24年度滝川市病院事業会計予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものであります。

第1款病院事業収益を311万2,000円減額し、補正後63億2,608万7,000円に、第3項高等看護学院収益を311万2,000円減額し、補正後9,230万3,000円とするものです。

支出ですが、第1款病院事業費用を1億445万6,000円を減額し、補正後68億1,947万5,000円に、第1項医業費用を1億134万4,000円を減額し、補正後65億1,334万3,000円に、第3項高等看護学院費用を311万2,000円減額し、補正後9,230万3,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするものです。職員給与費1億445万6,000円を減額し、補正後37億179万円とするものです。

2 ページから 7 ページまでは補正予算実施計画書、資金計画書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通しをお願いいたします。

8 ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款、項については先ほど説明いたしましたので、目以下で説明させていただきます。

支出から説明させていただきます。第 1 款第 1 項 1 目給与費で 1 億 1 3 4 万 4, 0 0 0 円の減額で、補正後 3 6 億 2, 2 1 7 万 8, 0 0 0 円とするものです。

第 1 款第 3 項 1 目給与費では 3 1 1 万 2, 0 0 0 円の減額で、補正後 9, 2 3 0 万 3, 0 0 0 円とするものです。

収入ですが、第 1 款第 3 項 1 目学院収益を 3 1 1 万 2, 0 0 0 円減額し、補正後 9, 2 3 0 万 3, 0 0 0 円とするものです。支出で申し上げました学院給与費の減額に伴い、一般会計の負担金を 3 1 1 万 2, 0 0 0 円減額補正したいとするものです。

以上、議案第 4 8 号 平成 2 4 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました議案第 4 9 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この条例の提案の趣旨でございますが、大きく 2 つの改正内容から成っております。まず、1 点目につきましては、平成 2 3 年人事院勧告に伴う改正関係でございます。平成 2 3 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関しましては、さきの通常国会での法案成立を受け、平成 2 4 年 3 月 1 日施行により、医療職給料表第 1 表の医師を除き、5 0 歳代を中心に 4 0 歳代以上を念頭に置いた給料月額引き下げ等が行われたところでありますが、滝川市においても従来までの国公準拠の考え方を基本に、国家公務員の給与改定に伴う改定についてこのたび行いたいとするものでございます。

次に、2 点目といたしまして、先ほど議案第 4 3 号 平成 2 4 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号）によりご説明させていただきましたが、平成 2 3 年度末をもって新滝川市活力再生プランに基づく給与縮減措置が終了いたしました。依然として厳しい財政状況への対応といたしまして、職員団体と協議を重ねた結果、平成 2 4 年度からの当面 1 年間ですが、職員給与の縮減について継続したいとする改正関係でございます。

それでは、議案第 4 9 号参考資料の新旧対照表 1 ページをお開き願います。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）についてでございます。

附則第 6 項、平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間といたしました給料減額について平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの 1 年間継続したいとする改正であります。一部若年層職員への配慮を行うため、具体的には 1 級または 2 級の職員について現行の 3 パーセント減額から 2. 8 パーセント減額へ改正したいとするものでございます。

附則第 7 項、平成 2 1 年 4 月から平成 2 4 年 3 月までの間、医療職給料表第 1 表の医師を除く職員については、職務の級等を考慮して期末手当等基礎額に加算してありましたいわゆる役職加算に

についてはゼロとしておりましたが、このたび平成24年4月から平成25年3月までの間は100分の5を超えない範囲内で定める割合を加算したいとする読みかえの改正となっております。

2ページをお開き願います。特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）でございます。

附則第2項、特別職の給料月額につきましては、減ずる率に0.5パーセントを上乗せをしたいとするものであります。この上乗せする率につきましては、冒頭に申し上げましたとおり平成23年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、給料月額の引き下げを行いたいとしておりますが、その給料表の平均改定率が部長職においてマイナス0.5パーセントでありますことから、これに見合う率として上乗せをしたいとするものでございます。

附則第3項、先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、附則第7項と同様な内容であります。期末手当基礎額に加算していただきたいいわゆる役職加算についてはゼロとしておりましたが、このたび100分の5を加算したいとする読みかえの改正となっております。

次に、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正（第3条関係）についてでございます。

附則第2項、先ほどの特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、附則第2項と同様の改正となっておりますので、お目通し願いたいと存じます。

3ページをお開きください。附則第3項、これも先ほどの特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、附則第3項と同様の改正となっておりますので、お目通し願います。

附則第4項については、項の整理でございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第4条関係）についてです。

附則第3項、先ほどの特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、附則第2項と同様の改正となっておりますが、内容につきましては監査委員の報酬月額をマイナス0.5パーセント上乗せしたいとするものでございます。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第5条関係）でございます。

附則第7項、この附則につきましては、平成18年7月1日からの国公準拠による給与構造改革の実施により、給料表の切りかえ並びに平均で4.8パーセントの給料表の引き下げ改定を行い、それに伴う経過措置としていわゆる現給保障を行っているところでありますが、このたびの給料表の引き下げ改定に伴い、現給保障額の引き下げをさらに0.49パーセント上乗せをするなど、改定を行いたいとするものであります。

4ページをお開き願います。次に附則であります。この条例は、平成24年4月1日から施行したいとするものであります。

次に、5ページ以下18ページまでは各給料表の新旧対照表でございます。その概要でございますが、医療職給料表第1表の医師を除き、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた給料月額の引き下げを行いたいとするものでございます。

次ページ、議案参考資料につきましては、お目通しを願いたいと存じます。

以上で議案第４９号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４３号から第４９号までの７件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４３号から第４９号までの７件はいずれも可決されました。

◎日程第６ 報告第１号 監査報告について

報告第２号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第６、報告第１号 監査報告について、報告第２号 例月現金出納検査報告についての２件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 まず、報告第１号 監査報告について。

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき工事監査を行いましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象につきましては、建設部所管、平成２３年度執行の工事のうち、書類審査８工事を対象に実施いたしました。なお、工事名につきましては、記載のとおりであります。監査の期間と監査の主眼及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果について、関係書類、諸手続についてはおおむね適正に執行、管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、設計契約書関係では工事着手に伴う諸届出書の印漏れ、記載漏れ、決裁承認、受け付け印及び再資源化等の報告書がないものが散見する。成果品関係では、工事旬報と休日作業届や出来形図と出来形結果表に整合性がないなどが見受けられることから、請負者側への指導と監督員等のチェック機能の強化を図り、設計図、仕様書などに基づいた適切な工事の受け渡しをされたい旨、所属に対する講評において指導並びに要望をいたしました。監査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または

処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第1号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成23年11月分から平成23年12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果について、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、旅費の積算間違い、より安価な積算方法の周知徹底など、出納検査講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも合理的、効率的な執行により、なお一層の経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第2号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第7 意見書案第1号 父子家庭支援策の拡充を求める要望意見書

意見書案第2号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める要望意見書

意見書案第3号 道民の合意形成なしでの泊原子力発電所の再稼働は行わないことを求める要望意見書

意見書案第4号 国の出先機関改革に関する要望意見書

○議長 長 日程第7、意見書案第1号 父子家庭支援策の拡充を求める要望意見書、意見書案第2号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める要望意見書、意見書案第3号 道民の合意形成なしでの泊原子力発電所の再稼働は行わないことを求める要望意見書、意見書案第4号 国の出先機関改革に関する要望意見書の4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案4件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 父子家庭支援策の拡充を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労

働大臣、総務大臣、男女共同参画担当大臣であります。

意見書案第2号 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣（地域主権推進担当大臣）であります。

意見書案第3号 道民の合意形成なしでの泊原子力発電所の再稼働は行わないことを求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、原発事故の収束及び再発防止担当内閣府特命担当大臣、総務大臣、北海道知事であります。

意見書案第4号 国の出先機関改革に関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣（地域主権推進担当大臣）、経済産業大臣、国土交通大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第4号までの4件は、いずれも可決されました。

◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定をされました日程はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 本定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月6日に開会されました平成24年第1回滝川市議会定例会におきまして、本日までの18日間、議員各位におかれましては上程されました議案に対しまして精力的かつ慎重にご審議をいただき、すべての議案に対しご同意いただきましたことに感謝とお礼を申し上げる次第でございます。ご同意いただきました各議案、そして平成24年度予算執行に当たりましては、さまざまなご意見をしっかりと受けとめながら慎重に執行してまいりたいと思っている次第でございます。

今後とも市議会議員各位の皆様方の精力的なご支援、ご指導を心からお願い申し上げ、一言お礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時47分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員